

沖合海底自然環境保全地域における 許可申請書類等作成の手引

令和2年5月

環境省自然環境局自然環境計画課

目次

1. 本手引の目的と活用方法	1
(1) 沖合海底自然環境保全地域について	1
(2) 沖合海底自然環境保全地域の指定について	1
(3) 沖合海底自然環境保全地域における行為規制について	1
(4) 本手引の目的と活用方法	2
2. 許可・届出手続の全体フローと本手引で取り扱う範囲	4
(1) 沖合海底特別地区内における特定行為の許可の手続	4
(2) 沖合海底特別地区に含まれない区域における特定行為の届出の手続	5
3. 許可申請書の作成の手引	6
3. 1 総説	6
3. 2 鉱物の掘採にかかる許可申請書の作成の手引	8
(1) 総説	8
(2) 沖合海底自然環境保全地域の名称	13
(3) 住所及び氏名	13
(4) 特定行為の種類	13
(5) 特定行為の目的	13
(6) 特定行為の実施場所	14
(7) 特定行為の実施場所及びその付近の状況	15
(8) 特定行為の施行方法	16
(9) 着手予定日・完了予定日	18
(10) 特定行為の自然環境に及ぼす影響	19
(11) 特定行為を行う海底の区域等の自然環境の状況の監視に関する計画	19
(12) 備考	20
(13) 申請書に添付する図面	21
(14) 用紙の大きさ	21
3. 3 鉱物の探査にかかる許可申請書の作成の手引	22

(1) 総説	22
(2) 沖合海底自然環境保全地域の名称	27
(3) 住所及び氏名	27
(4) 特定行為の種類	27
(5) 特定行為の目的	27
(6) 特定行為の実施場所	27
(7) 特定行為の実施場所及びその付近の状況	28
(8) 特定行為の施行方法	29
(9) 着手予定日・完了予定日	31
(10) 特定行為の自然環境に及ぼす影響	31
(11) 備考	32
(12) 申請書及び届出書に添付する図面	33
(13) 用紙の大きさ	33
3. 4 海底の動植物の捕獲等にかかる許可申請書の作成の手引	34
(1) 総説	34
(2) 沖合海底自然環境保全地域の名称	39
(3) 住所及び氏名	39
(4) 特定行為の種類	39
(5) 特定行為の目的	39
(6) 特定行為の実施場所	40
(7) 特定行為の実施場所及びその付近の状況	40
(8) 特定行為の施行方法	41
(9) 着手予定日・完了予定日	43
(10) 特定行為の自然環境に及ぼす影響	43
(11) 備考	44
(12) 申請書及び届出書に添付する図面	45
(13) 用紙の大きさ	45
4. 届出書の作成の手引	46
4. 1 総説	46
4. 2 鉱物の掘採（石油・天然ガスを除く鉱物の採掘）にかかる届出書の作成の手引	48
(1) 総説	48
(2) 沖合海底自然環境保全地域の名称	52

(3) 住所及び氏名	52
(4) 特定行為の種類	52
(5) 特定行為の目的	52
(6) 特定行為の実施場所	52
(7) 特定行為の実施場所及びその付近の状況	54
(8) 特定行為の施行方法	55
(9) 着手予定日・完了予定日	57
(10) 特定行為の自然環境に及ぼす影響	57
(11) 特定行為を行う海底の区域等の自然環境の状況の監視に関する計画	58
(12) 備考	59
(13) 届出書に添付する図面	59
(14) 用紙の大きさ	59
4. 3 鉱物の掘採（石油・天然ガスの採掘）にかかる届出書の作成の手引	60
(1) 総説	60
(2) 沖合海底自然環境保全地域の名称	64
(3) 住所及び氏名	64
(4) 特定行為の種類	64
(5) 特定行為の目的	64
(6) 特定行為の実施場所	64
(7) 特定行為の実施場所及びその付近の状況	66
(8) 特定行為の施行方法	67
(9) 着手予定日・完了予定日	69
(10) 特定行為の自然環境に及ぼす影響	69
(11) 特定行為を行う海底の区域等の自然環境の状況の監視に関する計画	70
(12) 備考	70
(13) 届出書に添付する図面	70
(14) 用紙の大きさ	71
4. 4 鉱物の掘採（試掘）にかかる届出書の作成の手引	72
(1) 総説	72
(2) 沖合海底自然環境保全地域の名称	76
(3) 住所及び氏名	76
(4) 特定行為の種類	76
(5) 特定行為の目的	76
(6) 特定行為の実施場所	76
(7) 特定行為の実施場所及びその付近の状況	78

(8) 特定行為の施行方法	79
(9) 着手予定日・完了予定日	81
(10) 特定行為の自然環境に及ぼす影響	81
(11) 特定行為を行う海底の区域等の自然環境の状況の監視に関する計画	82
(12) 備考	82
(13) 届出書に添付する図面	83
(14) 用紙の大きさ	83
4. 5 鉱物の探査にかかる届出書の作成の手引	84
(1) 総説	84
(2) 沖合海底自然環境保全地域の名称	88
(3) 住所及び氏名	88
(4) 特定行為の種類	88
(5) 特定行為の目的	88
(6) 特定行為の実施場所	88
(7) 特定行為の実施場所及びその付近の状況	89
(8) 特定行為の施行方法	90
(9) 着手予定日・完了予定日	92
(10) 特定行為の自然環境に及ぼす影響	92
(11) 備考	92
(12) 届出書に添付する図面	93
(13) 用紙の大きさ	93
4. 6 海底の動植物の捕獲等にかかる届出書の作成の手引	94
(1) 総説	94
(2) 沖合海底自然環境保全地域の名称	98
(3) 住所及び氏名	98
(4) 特定行為の種類	98
(5) 特定行為の目的	98
(6) 特定行為の実施場所	98
(7) 特定行為の実施場所及びその付近の状況	99
(8) 特定行為の施行方法	100
(9) 着手予定日・完了予定日	102
(10) 特定行為の自然環境に及ぼす影響	102
(11) 備考	102
(12) 届出書に添付する図面	103
(13) 用紙の大きさ	103

別表	104
別表1 特異な生態系の構成要素であって海底攪乱により影響を受けやすいものと保全上の留意点	104
別表2-1 特定行為（鉱物の掘採及び鉱物の探査）にかかる海洋環境のベースライン情報の構成・内容（参考例）	106
別表2-2 特定行為（鉱物の掘採及び鉱物の探査）にかかる環境影響評価の結果の構成・内容（参考例）	108
別表2-3 環境モニタリング計画に含まれる事項（参考例）	110
別表2-4 環境モニタリング計画におけるモニタリングの項目（参考例）	111
別表3-1 特定行為（海底の動植物の捕獲等）にかかる海洋環境のベースライン情報の構成・内容（参考例）	112
別表3-2 特定行為（海底の動植物の捕獲等）にかかる環境影響評価の結果の構成・内容（参考例）	113

1. 本手引の目的と活用方法

(1) 沖合海底自然環境保全地域について

我が国の沖合域には、海山、熱水噴出域、湧水域、海溝、深海平原及び大陸斜面といった海底地形等の特徴に応じて、様々な生態系が形成されている。これらの生態系は、生物多様性上の価値及び海洋資源としての価値を有することから、これらの生態系を含む自然環境を保全する意義は大きい。また、重要な科学的情報源であり、その学術的意義も大きい。

このような沖合域の海底にみられる特異な生態系を含む自然環境を保全するため、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）（以下「法」という）の改正により、沖合海底自然環境保全地域制度が創設され、令和2年4月に施行された。

(2) 沖合海底自然環境保全地域の指定について

沖合海底自然環境保全地域は、沖合の区域¹でその区域の海底の地形、地質または海底における自然の現象に依存する特異な生態系を含む自然環境が優れた状態を維持していると認められるもののうち、特に保全の必要があるものが指定される（法第35条の2）。

具体的には、我が国の海山、熱水噴出域、湧水域、海溝、深海平原及び大陸斜面等の海底地形、地質または自然の現象に依存する特異な生態系を含む自然環境が優れた状態を維持していると認められる海域について、漁業等の生業の安定、資源の長期的確保、近隣国・地域との関係等自然的社会的諸条件を考慮しながら、一定の広がりをもって指定を図ることとなっている（自然環境保全基本方針第2部の5）。

沖合海底自然環境保全地域のうち、当該地域における自然環境の特質に即して、特に保全を図るべき区域は、沖合海底特別地区に指定される（法第35条の3第2項第2号）。

具体的には、当該地域の生態系構造上重要な地区及び生態系の育成を特に図ることを必要とする地区、あるいは特定の自然環境を維持するため特に必要がある地区等で、保全対象を保全するために必要不可欠な核となるものについて、その必要な限度において指定されることとなっている（自然環境保全基本方針第2部の6）。

(3) 沖合海底自然環境保全地域における行為規制について

沖合海底自然環境保全地域のうち沖合海底特別地区内においては、同地域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして法律に定められた特定行為（以下①～③の行為）²は、環境大臣の許可を受けなければしてはならない（法第35条の4第3項）³。

¹ 我が国の内水及び領海（水深200メートルを超える海域に限る。）、排他的経済水域並びに大陸棚（排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成8年法律第74号）第2条に規定する大陸棚をいう。）に係る海域。

² 特定行為として、これら①～③の行為のほか「沖合海底自然環境保全地域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの」があるが（法律第35条の2第3項）、現在のところ政令の定めはない。

³ 特定行為であっても、漁業法上の資源調査として行う場合（③のみ）、水産関係の高等学校における教

また、沖合海底自然環境保全地域のうち沖合海底特別地区に含まれない区域内において特定行為をしようとする者は、環境大臣に届け出なければならない（法第 35 条の 5 第 1 項）

4。

- ① 鉱物を掘採すること（注 1）
- ② 鉱物の探査を行うことであって環境大臣が経済産業大臣の同意を得て定める方法によるもの（注 2）
- ③ 海底に生息し、又は生育する動植物を捕獲し、又は採取することであって環境大臣が農林水産大臣の同意を得て定める方法によるもの（注 3）

注 1：鉱業法における鉱物の掘採と同じ意味である。

注 2：鉱業法における鉱物の探査と同じ意味である。許可または届出が必要な「鉱物の探査の方法」としては、今後、沖合海底自然環境保全地域の保全計画書において「集中的サンプリング探査法」としては、今後、沖合海底自然環境保全地域の保全計画書において「集中的サンプリング探査法」によるものが定められる見込みである。集中的サンプリング探査法は、鉱物の探査であって、底質を収集する機器を用いて底質を集中的に収集する方法をいう。

注 3：許可または届出が必要な「海底の動植物の捕獲等の方法」としては、今後、沖合海底自然環境保全地域の保全計画書において「海底に生息し、又は生育する動植物を捕獲し、又は採取することであって、海底に生息し、又は生育する動植物の捕獲又は採取の用に供される物を、海底又は海底に定着する動植物に断続的又は継続的に接した状態で動力船によりえい航する方法によるもの」（以下、「えい航行為」という）が定められる見込みである。典型的なものとして、例えば、底びき網漁業やドレッジ等を用いた調査にともなう、捕獲等の用に供される物のえい航がこれに含まれる。

（4）本手引の目的と活用方法

前述（3）の沖合海底特別地区について環境大臣の許可を受けようとする者は、特定行為の許可申請書を提出しなければならない（自然環境保全法施行規則（以下「規則」という。）第 31 条の 4 第 1 項）。また、沖合海底特別地区に含まれない区域について環境大臣に届出をしようとする者は、同じく特定行為の届出書を提出しなければならない（規則第 31 条の 7 第 1 項）。許可申請書または届出書には、省令で定める図面を添付しなければならない（規

育として行う場合（③のみ）、国・地方公共団体の試験研究機関における試験研究のために行う場合、国立研究開発法人における研究開発のために行う場合または大学（農水産系・理工系）等における教育・学術研究として行う場合等は、あらかじめ環境大臣に通知または届出をすれば許可を要しない。詳細は、自然環境保全法施行規則第 31 条の 6 を参照。

⁴ 特定行為であっても、脚注 3 の場合等は届出を要しない。詳細は、自然環境保全法施行規則第 31 条の 8 を参照。

則第 31 条の 4 第 2 項、同第 31 条の 7 第 2 項)。許可申請書及び届出書の様式等は XX に示されている。

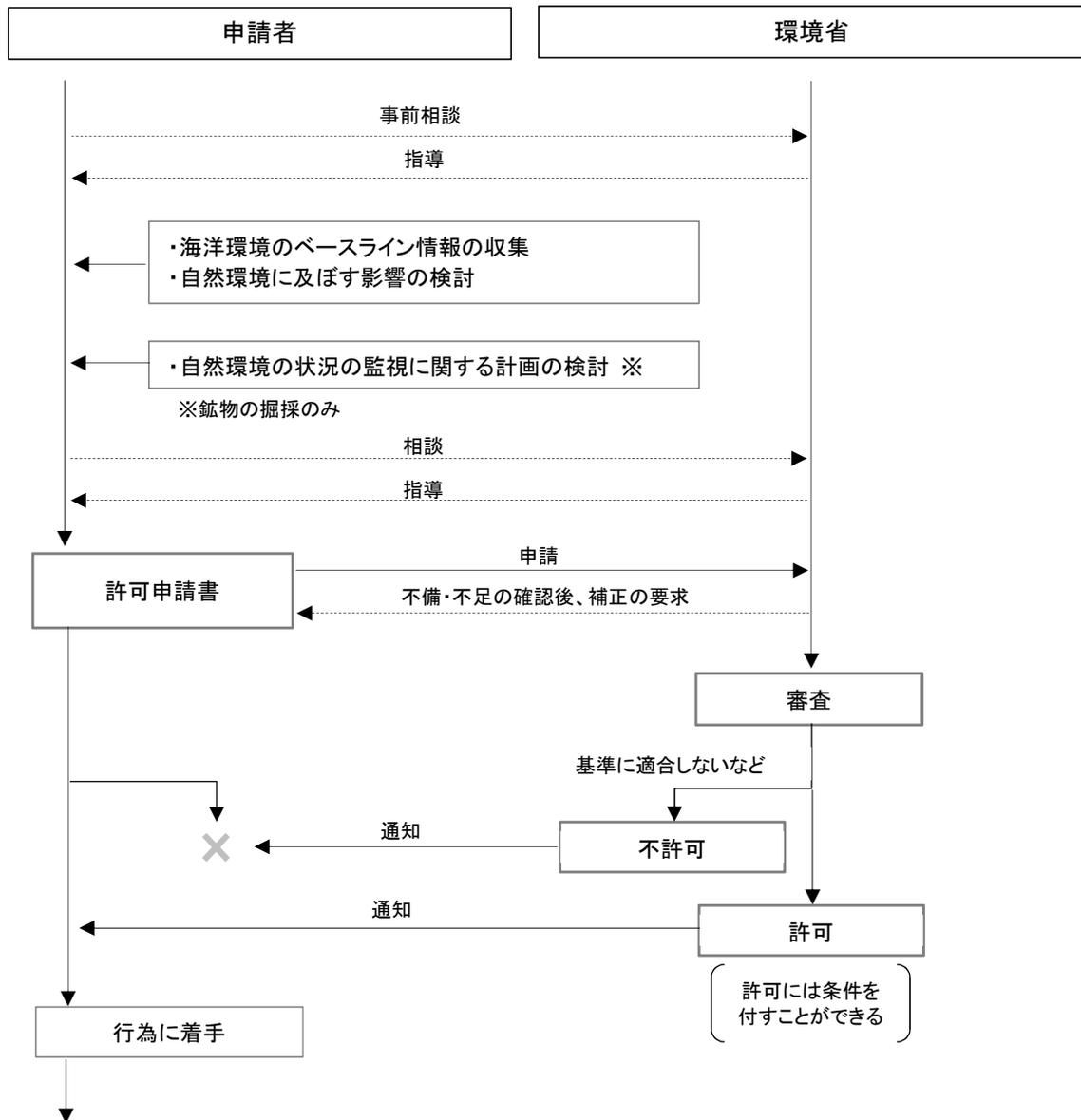
本手引は、許可申請者または届出者がより円滑に許可申請書・届出書やそれに添付する図面を作成するための一助となるように、作成に当たっての考え方を解説するものである。

許可申請書や届出書の作成に当たり疑義等がある場合には、時間的な余裕を持って、あらかじめ環境省自然環境局自然環境計画課（TEL：03-5521-8274）に相談されたい。

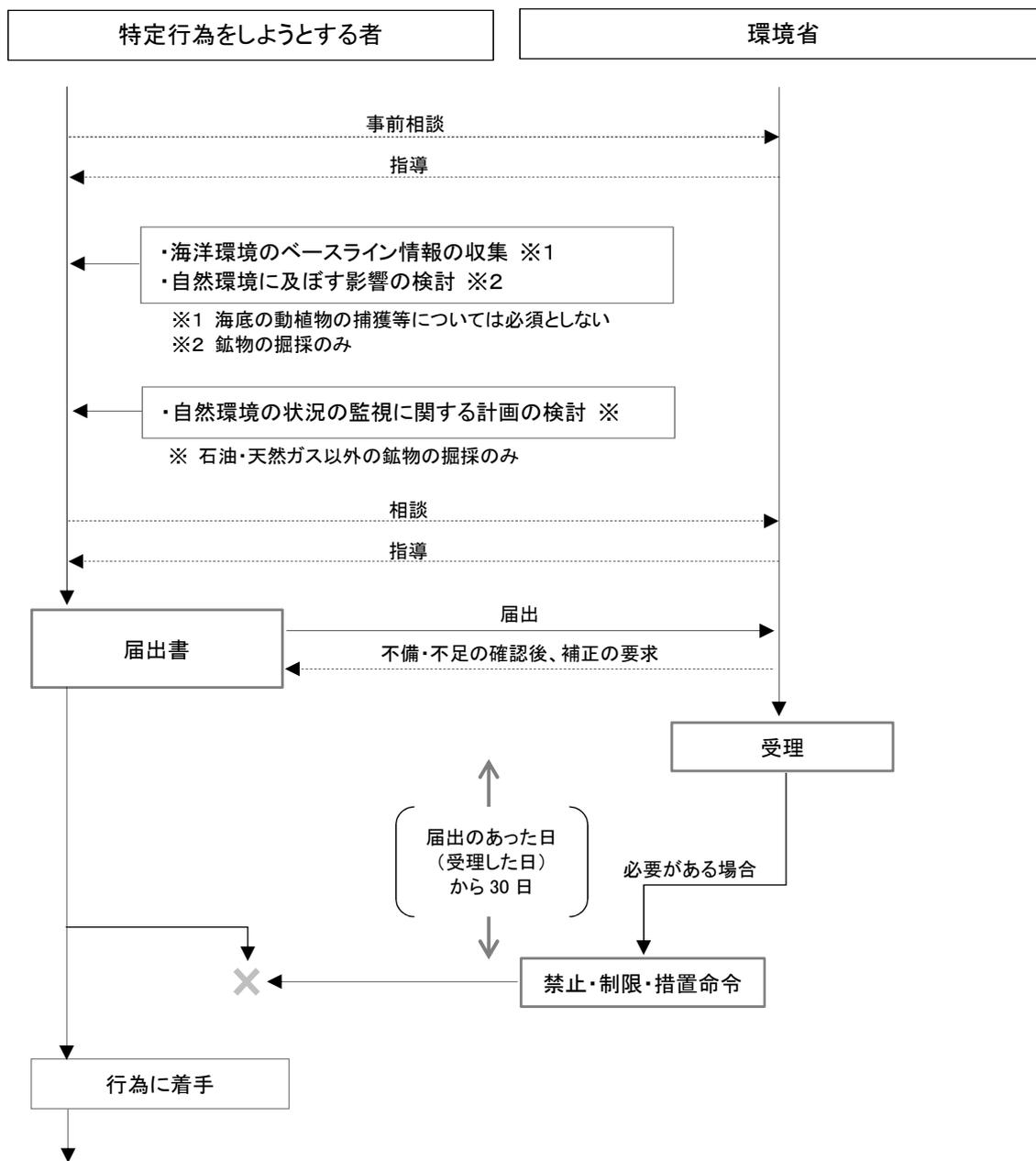
2. 許可・届出手続の全体フローと本手引で取り扱う範囲

沖合海底自然環境保全地域内で特定行為を行おうとするときに必要な一連の手続は、以下のとおりである。本手引は、特に許可申請・届出に至るまでを取り扱う。

(1) 沖合海底特別地区内における特定行為の許可の手続



(2) 沖合海底特別地区に含まれない区域における特定行為の届出の手續



3. 許可申請書の作成の手引

3. 1 総説

沖合海底自然環境保全地域のうち、当該地域の自然環境の特質に即して、特に保全を図るべき区域として指定された沖合海底特別地区では、同地域における自然環境の保全に影響を及ぼすものとして定められた特定行為（鉱物の掘採、鉱物の探査、海底の動植物の捕獲等）は環境大臣の許可を受けなければしてはならない（法第35条の4第3項）。

（沖合海底特別地区）

第三十五条の四 環境大臣は、沖合海底自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて、その区域内に、沖合海底特別地区を指定することができる。

2 （略）

3 沖合海底特別地区内においては、次に掲げる行為（以下この章及び第五十六条第六号において「特定行為」という。）は、環境大臣の許可を受けなければ、してはならない。

一 鉱物を掘採すること。

二 鉱物の探査を行うことであつて環境大臣が経済産業大臣の同意を得て定める方法によるもの

三 海底に生息し、又は生育する動植物を捕獲し、又は採取することであつて環境大臣が農林水産大臣の同意を得て定める方法によるもの

四 前三号に掲げるもののほか、沖合海底自然環境保全地域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの

4～8 （略）

（自然環境保全法第35条の4）

このための許可申請書には、規則第31条の4第1項で定めるとおり申請者の住所・氏名、特定行為の種類、目的、場所、施行方法、着手予定日等の事項を記載するとともに、同第2項が定める図面等を添付する必要がある。

（沖合海底特別地区内における特定行為の許可申請書）

第三十一条の四 法第三十五条の四第三項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

二 特定行為の種類

三 特定行為の目的

四 特定行為の実施場所

五 特定行為の実施場所及びその付近の状況

六 特定行為の施行方法

七 特定行為の着手及び完了の予定日

八 特定行為の自然環境に及ぼす影響
九 特定行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における当該特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視に関する計画（鉱物の掘採を行う場合に限る。）
2 前項の申請書には、次に掲げる図面を添えなければならない。
一 特定行為の実施場所を明らかにした図面
二 特定行為の実施場所及びその付近の状況を明らかにした概況図及び写真（鉱物の採掘を行う場合に限る。）
三 特定行為の施行方法を明らかにした平面図、立面図、断面図及び構造図
四 特定行為に用いる船舶の外観を明らかにした写真

（自然環境保全法施行規則第 31 条の 4）

この申請書の様式の具体的な記載内容は、申請者が実施しようとする特定行為の種類が、鉱物の掘採であって採掘であるもの、鉱物の掘採であって試掘であるもの、鉱物の探査（集中的サンプリング探査法によるもの）、海底の動植物の捕獲等（動力船によるえい航によるもの）のいずれであるかによって異なる。このため、これら特定行為の種類別に解説するので（下表）、実施しようとする特定行為の種類に応じて参照されたい。

表 特定行為の種類別の本手引における解説箇所（許可申請書）

特定行為の種類	提出書類の様式等	本手引における具体的な記載内容の解説
鉱物の掘採（注 1）	<ul style="list-style-type: none"> 様式第 7（p. 9） 様式第 7-1（p. 10） 添付図面 	3. 2 鉱物の掘採にかかる許可申請書の作成の手引（p. 8～）
鉱物の探査（集中的サンプリング探査法）（注 2）	<ul style="list-style-type: none"> 様式第 7（p. 23） 様式第 7-2（p. 24） 添付図面 	3. 3 鉱物の探査にかかる許可申請書の作成の手引（p. 22～）
海底の動植物の捕獲等（えい航行為）（注 3、4）	<ul style="list-style-type: none"> 様式第 7（p. 35） 様式第 7-3（p. 36） 添付図面 	3. 4 海底の動植物の捕獲等にかかる許可申請書の作成の手引（p. 34～）

注 1：鉱業法上の「掘採」のことであり（鉱業法第 2 条等）、「採掘」と「試掘」がある（同法第 4 条）。「採掘」は、採掘に値する鉱物の賦存が確認され本格的に採掘すること、「試掘」は、主に探鉱を目的として、一般的には試錐（ボーリング）等により試し掘りをするものである。いずれも鉱業権（採掘権、試掘権）による必要がある（同法第 7 条）。

注 2：鉱業法上の「探査」のことであり、すなわち鉱物資源の開発に必要な地質構造等の調査（鉱物の掘採を伴わないものに限る）である（鉱業法第 100 条の 2）。集中的サンプリング探査法（鉱業法施行規則第 44 条の 2）以外の方法による鉱物の探査は、本法の規制対象行為ではない。

注 3：「海底に生息し、又は生育する動植物を捕獲し、又は採取することであって、海底に生息し、又は生育する動植物の捕獲又は採取の用に供される物を、海底又は海底に定着する動植物に断続的又は継続的に接した状態で動力船によりえい航する方法によるもの」である。

注 4：動力船によるえい航以外の方法による海底の動植物の捕獲等は、本法の規制対象行為ではない。

3. 2 鉱物の掘採にかかる許可申請書の作成の手引

(1) 総説

沖合海底自然環境保全地域の沖合海底特別地区内において、特定行為のうち鉱物の掘採を行おうとする場合には、次ページから掲げる様式第7及び様式第7-1により許可申請書を提出する必要がある。これらの様式の記入内容について、以下(2)～(14)において解説する。

なお、鉱物の掘採に係る許可審査の基準は、以下に示すとおり、当該鉱物の掘採が「試掘」であり、その上で「自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと」などとなっており、これに適合しないものは許可されない（法第35条の4第5項、規則第31条の5第1号）。実施しようとする鉱物の掘採が「採掘」である場合には、許可することが想定されないため、許可申請書の作成にあたり留意されたい。

(沖合海底特別地区)

第三十五条の四

1～4 (略)

5 環境大臣は、特定行為で当該特定行為に伴う海底の形質の変更が沖合海底特別地区における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないことその他の環境省令で定める基準に適合しないものについては、第三項の許可をしてはならない。

(自然環境保全法第35条の4)

(沖合海底特別地区内の特定行為の許可基準)

第三十一条の五 法第三十五条の四第五項の環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる特定行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

一 鉱物を掘採すること

当該特定行為が鉱物の試掘であつて、次のいずれにも該当すること。

イ 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められること。

ロ 当該特定行為を行う者が、当該特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視を継続的に実施できると認められる計画を有すること。

ハ 当該特定行為に伴う海底の形質の変更が、行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

二～三 (略)

(自然環境保全法施行規則第31条の5)

様式第7

沖合海底自然環境保全地域内特定行為許可申請書

自然環境保全法第35条の4第3項の規定により、「〇〇〇〇」沖合海底自然環境保全地域の沖合海底特別地区内における特定行為の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者の住所及び氏名（記名押印又は署名）

（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名
（記名押印又は代表者の署名）

環境大臣 殿

様式第7-1

特定行為の種類	鉱物の掘採	
特定行為の目的		
特定行為の実施場所	東経	
	北緯	
	水深	
特定行為の実施場所及びその付近の状況		
特定行為の施行方法	特定行為に用いる船舶の概要	
	鉱物の種類及び掘採量	
	掘採設備(方法)	
	特定行為が行われる海底の面積	
	関連行為の概要	
	掘採跡地の取扱	
予 定 日	着 手	
	完 了	
特定行為の自然環境に及ぼす影響		
特定行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における当該特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視に関する計画		
備 考		

(参考)

- 1 様式第7に、様式第7-1～3のうちから該当するものを添付して申請書とする。
- 2 規則第31条の4第2項により、申請書には、次に掲げる図面を添付する。
 - (1) 特定行為の実施場所を明らかにした図面
特定行為の実施場所の範囲（緯度経度等）を明らかにする図面で、石油・天然ガス以外の鉱物の掘採（採掘）を行う場合には、海底地形図を含めること。
 - (2) 特定行為の実施場所及びその付近の状況を明らかにした概況図及び写真（鉱物の掘採（採掘）を行う場合に限り。）
海底の状況を明らかにした概況図及び写真とすること。
 - (3) 特定行為の施行方法を明らかにした平面図、立面図、断面図及び構造図
特定行為の施行に伴い設置する工作物や、使用する器具等の図面とすること。
 - (4) 特定行為に用いる船舶の外観を明らかにした写真
船舶全体の外観が明らかになるよう撮影された写真とすること。
- 3 申請書の記載にあたっては次のことに注意する。
 - (1) 申請文の「 」の箇所には当該沖合海底自然環境保全地域の名称を記入すること。
 - (2) 「特定行為の目的」欄には、当該特定行為を行う目的及び必要性を具体的に記入すること。
 - (3) 「特定行為の実施場所及びその付近の状況」欄には、海底の形質、生息・生育する動植物等周辺の状況を示すために必要な事項を記入すること。詳細については、添付図面に表示すること。
なお、鉱物の掘採（採掘）の場合は、現地調査の結果を踏まえた、海洋環境のベースラインの情報（海洋物理学、地質学、海洋化学、堆積物特性、生物群集、生物攪乱、堆積作用の情報）を、海底の動植物の捕獲等については、現地調査の結果を踏まえた、海洋環境のベースラインの情報（海底の形質、冷水性サンゴ及びヒドロ虫類等の生物分布）を、それぞれ含めること。また、鉱物の探査及び鉱物の掘採（試掘）については、申請段階での現地調査を必須とはしないものの、既存の文献・データ等を踏まえ海洋環境のベースラインの情報を含めること。
 - (4) 「特定行為の施行方法」欄のうち、「特定行為に用いる船舶の概要」欄には、使用する船舶の国籍・船名・船舶総トン数・推進機関の種類及び馬力数・設備（電波機器等）の有無及びその種類を記入すること。加えて、海底の動植物の捕獲等については、使用する船舶の漁船登録番号及び漁業等に関する許認可の情報（許認可番号、操業区域、操業期間、漁業根拠地、漁獲物等陸揚港）も記入すること。なお、許認可の情報の記入については、許可証等の写しの提出により代えることができる。
 - (5) 「関連行為の概要」欄には、工事用仮工作物の設置等当該行為に伴い海底のかく乱に

つながり得る行為の種類、及びその施行方法を記入すること。なお、詳細については添付図面に表示すること。

- (6) 「特定行為の自然環境に及ぼす影響」欄には、「特定行為の実施場所及びその付近の状況」欄に記入する情報も踏まえ、特定行為の自然環境に及ぼす影響について検討、予測及び評価を行い、その結果を記入すること（別紙としてもかまわない）。

なお、評価により明らかになった環境影響について、その防止・軽減・低減措置案については、「特定行為の施行方法」欄又は本欄の内容の中に含めて記入すること。

- (7) 「特定行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視に関する計画」欄には、鉱物の掘採着手より掘採終了後までの間における、特定行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視に関する計画を記入すること（別紙としてもかまわない）。ただし、鉱物の掘採（試掘）の場合は、行為後の監視は含まない。

- (8) 「備考」欄には、他の法令（鉱業法、漁業法等）の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。

なお、当該海域について何らかの権利を有する者がいる場合、その者との関係についても記入すること。また、以前自然環境保全法の許可を受けたものに関するものにあつては、その旨及び許可処分の日付、番号、付された条件等を記入すること。さらに、申請者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その者が所属する団体（企業等）及び行為を行う人数を記入すること。

- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(2) 沖合海底自然環境保全地域の名称

様式第7の申請文の「」の箇所に、当該鉱物の掘採を行おうとする沖合海底自然環境保全地域の名称を記入する（様式の参考3）。

(3) 住所及び氏名

様式第7に申請者の住所及び氏名を記入する。法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入する（規則第31条の4第1項第1号）。記名押印または署名が必要であり、法人の場合には記名押印または代表者の署名が必要である。ここで申請者は、当該鉱物の掘採を行う事業の実施主体（発注者）であり、実際に鉱物の掘採を行う船舶所有者や当該事業の請負業者ではないことに留意する。

(4) 特定行為の種類

様式第7-1の「特定行為の種類」欄に、当該申請により行おうとしている特定行為の種類として「鉱物の掘採」を記載する（規則第31条の4第1項第2号）。環境省Webページに掲載されている電子ファイルを用いる場合、同欄に「鉱物の掘採」と記載されているのを確認すれば足りる。

(5) 特定行為の目的

様式第7-1の「特定行為の目的」欄に、当該鉱物の掘採を行う目的及び必要性を具体的に記入する（規則第31条の4第1項第3号、様式第7の参考の3（2））。例えば、「特定開発者として経済産業大臣に許可された試掘権に基づき、〇〇海山付近において海底熱水鉱床の賦存状況、品質、開発の適否などを調査する試掘を行うため」のように記入する。我が国の沖合の区域においても、鉱物の掘採は経済産業大臣の許可を受けて設定される鉱業権（採掘権または試掘権）に基づいている必要がある（鉱業法第7条、同第21条第1項）、とりわけ特定鉱物の場合には特定開発者として選定された上での許可が必要とされているから（鉱業法第39条第1項）、これらの点を明記する（あらかじめ鉱業法上の許可等を得ている必要はないが、許可等の進捗状況は後述（12）「備考」欄に記入する）。なお、前述の基準により、沖合海底特別地区における鉱物の掘採は、試掘でなければ許可されないこととなっているので留意されたい（規則第31条の5第1号）。

また、前述の基準により、沖合海底特別地区における鉱物の掘採は、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められなければ許可されないこととなっており（規則第31条の5第1号）、このことについての説明も、当該鉱物の掘採を行う目的及び必要性とともに具体的に記入する。

(6) 特定行為の実施場所

様式第7-1の「特定行為の実施場所」欄に、当該鉱物の掘採を実施する場所の緯度・経度と水深を記入する（規則第31条の4第1項第4号）（記入例1）。実施場所の記載については、当該鉱物の掘採を実際に行う地点が特定できることが必要であり、単に鉱区全体の位置等を求めるものではない。鉱物の掘採が一地点に限らない場合には、実施する予定の複数地点の緯度・経度及び水深を記入する（記入例2）、または、それらの地点が含まれる最小限の範囲を緯度・経度により示す（記入例3、4）。

記入例1

東経〇〇度〇〇分〇〇秒 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒 水深 約XX0メートル
--

記入例2

以下の各地点。
地点1 東経〇〇度〇〇分〇〇秒 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒 水深 約XX0メートル
地点2 東経〇〇度〇〇分〇〇秒 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒 水深 約XX0メートル
地点3 東経〇〇度〇〇分〇〇秒 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒 水深 約XX0メートル

記入例3

以下の各地点を結んだ範囲内。
・東経〇〇度〇〇分〇〇秒 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒
・東経〇〇度〇〇分〇〇秒 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒
・東経〇〇度〇〇分〇〇秒 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒
・東経〇〇度〇〇分〇〇秒 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒
水深 約XX0メートル～約XX0メートル

記入例4

東経〇〇度〇〇分〇〇秒、北緯〇〇度〇〇分〇〇秒を基点とする半径〇カイリの範囲内。 水深 約XX0メートル

本項目にかかる添付図面として、「特定行為の実施場所を明らかにした図面」が必要である（規則第31条の4第2項第1号）。この図面は、特定行為の実施場所の範囲（緯度経度等）を明らかにするものである（様式第7の参考の2（1））。図面上には、前述の鉱物の掘採の実施場所の位置（地点または範囲）を明示する。この際、我が国の海岸線・領海線等⁵、当該沖合海底自然環境保全地域の区域（沖合海底特別地区の区域を含む）及び当該鉱区との

⁵ 海岸線と領海線のほか排他的経済水域や大陸棚の境界線の表示が望ましいが、これらについて正確な境界線が分からなければ概略を示すか、または省略してかまわない。

相互の位置関係がわかるように示す。

当該鉱物の掘採が試掘である場合、この添付図面に海底地形図を含む必要はないが（様式第7の参考の2（1））⁶、沖合海底自然環境保全地域における保全対象の生態系が海底の地形に依存していることに鑑み、海山、熱水噴出域、湧水域、海溝、深海平原及び大陸斜面等のうち主要な海底地形の概略が位置の表示等によりわかるようになっていることが望ましい。

これらの必要に応じて、添付図面内において広域的に実施場所の概略の位置を示す図面と、海底地形の詳細とともに実施場所の詳細な位置を示す図面に分けるなど、複数種の図面を用いてもかまわない。

（7）特定行為の実施場所及びその付近の状況

様式第7-1の「特定行為の実施場所及びその付近の状況」欄に、当該鉱物の掘採を実施する地点・範囲及びその付近の海域における海底の形質、生息・生育する動植物等周辺の状況を示すために必要な事項を記入する（規則第31条の4第1項第5号、様式第7の参考の3（3））。具体的には、海洋環境のベースラインの情報として、海洋物理学、地質学、海洋化学、堆積物特性、生物群集、生物攪乱及び堆積作用等の情報を記入する（様式第7の参考の3（3））。

海洋環境のベースライン情報は、後述の「特定行為の自然環境に及ぼす影響」を評価するために必要なものであって、海底の形質等の海洋物理化学的な状況と生物分布等の生物学的状況の両方を示すことが望ましい。まず、海洋物理化学的な状況として、実施場所とその付近の海域について海洋物理学（例：海流・水温等）、地質学（例：地形・地質等）、海洋化学（例：栄養塩類・金属等）、堆積物特性（例：堆積物の組成等）にかかる状況を情報源とともに示す。次に、生物学的な状況としては、実施場所とその付近の海域について生物群集（例：生物相・個体数・バイオマス等）、生物攪乱（例：生物による堆積物混合）、堆積作用（例：表層から深層への物質移動）にかかる状況を情報源とともに示す。特に、脆弱な固着性の種及び生物群集（冷水性サンゴ及びヒドロ虫類等）など、特異な生態系の構成要素であって海底攪乱により影響を受けやすい生物やその生息環境となる海底の形質（巻末の別表1を参照）がみられる場合には特に留意して記入する。なお、当該鉱物の掘採が試掘である場合、「特定行為の実施場所及びその付近の状況を明らかにした概況図及び写真」を添付する必要はない（規則第31条の4第2項第2号、様式第7の参考の2（2））。

当該鉱物の掘採が試掘である場合、これらの海洋環境ベースライン情報の情報源は、現地調査による必要はなく、既存の文献・データ等を踏まえ記載する（様式第7の参考の3（3））。

これら海洋環境のベースラインの情報は、当該鉱物の掘採に伴う海底の形質の変更が、行為を実施する海底の区域及びその周辺の海域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそ

⁶ 石油・天然ガス以外の鉱物の掘採（採掘）を行う場合には海底地形図を含める必要がある（様式第7の参考の2（1））。

れの多寡を判断するためのものである。このため、後述（10）の「特定行為の自然環境に及ぼす影響」欄の記載と整合的な形で、海底の形質等の物理化学的な状況と生物分布等の生物学的な状況の両方について、適切な構成・内容により十分な情報が示されることが望ましい。こうした必要に応じて、この欄の記載については詳細資料を別紙としてもかまわない。具体的にどのような構成・内容が適切かについては、関連する国際機関（例えば国際海底機構（ISA））の定める規則・基準・ガイドライン等を考慮することが望ましい。

参考として、鉱物の掘採及び鉱物の探査にかかる海洋環境のベースライン情報の記入にかかる構成・内容の例を巻末の別表 2-1 に示す。

（8）特定行為の施行方法

様式第 7-1 の「特定行為の施行方法」の各欄に、鉱物の掘採を実施する方法について記入する（規則第 31 条の 4 第 1 項第 6 号）。各欄の記述について、以下①～⑥のとおりである。

①特定行為に用いる船舶の概要

「特定行為に用いる船舶の概要」欄に、当該鉱物の掘採に使用する船舶の国籍・船名・船舶総トン数・推進機関の種類及び馬力数・設備（電波機器等）の有無及びその種類を記入する（様式第 7 の参考の 3（4））。鉱物の掘採に使用する船舶は、直接鉱物の掘採にかかる設備を搭載して採鉱・揚鉱等を行う船舶（ドリルシップ等）であるが、工専用仮工作物の設置等当該鉱物の掘採の関連行為に従事する船舶が特定できる場合には、その船舶についても記入する。AIS（自動船舶識別装置）、VMS（船舶監視システム）、LRIT（船舶長距離識別追跡）等の船舶の位置情報を確認できる電波機器については、その有無と種類を必ず記入する。なお、石油・天然ガスの試掘や採掘に用いる掘削リグやプラットフォームについても記入する。

本項目にかかる添付図面として、「特定行為に用いる船舶の外観を明らかにした写真」が必要である（規則第 31 条の 4 第 2 項第 4 号）。船舶全体の外観が明らかになるように撮影された写真であることが必要であり（様式第 7 の参考の 2（4））、船名標示、形状、色彩など船舶の同一性を判定するに足る情報を含むものが望ましい。

②鉱物の種類及び掘採量

「鉱物の種類及び掘採量」欄に、当該鉱物の掘採が目的とする鉱物の種類と掘採量を記入する。

まず、鉱物の種類については、鉱業法の適用鉱物として同法に列記されている鉱物の名称のうち目的とするものを全て示す（鉱業法第 3 条）。我が国の沖合の区域では、石油・可燃性天然ガス（メタンハイドレートを含む）、海底熱水鉱床、コバルトリッチクラスト等の鉱物の掘採も想定されるが、これらは鉱業法上の特定鉱物に該当する。これらを目的として鉱物の掘採を行う場合には、鉱業法上の特定鉱物の名称を記入する（鉱業法第 6 条の 2、鉱業法第 6 条の 2 の鉱物を定める政令）。

(特定鉱物)

第六条の二 この法律において「特定鉱物」とは、鉱物のうち石油、可燃性天然ガスその他国民経済上重要な鉱物であつてその合理的な開発が特に必要なものとして政令で定める鉱物をいう。

(鉱業法第6条の2)

鉱業法第六条の二の政令で定める鉱物は、次に掲げる鉱物とする。

- 一 海底又はその下に存在する熱水鉱床をなす金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、そう鉛鉱、すず鉱、アンチモニー鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、硫化鉄鉱、マンガン鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、ニッケル鉱、コバルト鉱、ウラン鉱、トリウム鉱及び重晶石
- 二 海底又はその下に存在する堆積鉱床をなす銅鉱、鉛鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、マンガン鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、ニッケル鉱及びコバルト鉱
- 三 アスファルト

(鉱業法第6条の2の鉱物を定める政令)

掘採量については、当該鉱物の掘採において見込まれる掘採量を記入する。掘採量の見込みが確実でない場合には一定の幅のある記載でかまわない。当該鉱物の種類について通常用いられる単位（重量、体積）により記入する。

③掘採設備（方法）

「掘採設備（方法）」欄に、当該鉱物の掘採に用いる掘削・採鉱・揚鉱システム等を構成する一連の設備を具体的に記入するとともに、それらの設備の機能による掘採方法について平易に説明する。こうした設備は鉱物の種類等により異なるが、例えば、動力に関する設備（例：エンジン等の動力源、動力伝達装置）、重量物の吊り上げ・吊り下げ設備（例：櫓、巻揚機）、採鉱・掘削・底質の収集に関する設備（例：ドリルストリング、採鉱機・集鉱機、ボーリングマシン、コアラー等）、揚鉱・循環に関する設備（マリン・ライザー、ポンプ、エアリフト、バケット等）、その他の設備（噴出防止装置、ケーシング等）が考えられる。直接、掘採に関わらない補助的な設備（監視用 ROV、環境モニタリング機器等）についても主なものは記入する。

詳細については、添付図面「特定行為の施行方法を明らかにした平面図、立面図、断面図及び構造図」に示す（規則第31条の4第2項第3号）。前述の掘削・採鉱・揚鉱システム等を構成するものであって、鉱物の掘採に伴い設置する工作物や、使用する器具等の図面とする（様式第7の参考の2（3））。

当該鉱物の掘採により自然環境の保全に支障を及ぼすおそれの多寡を判断できるよう具体的に記入する。

④ 特定行為が行われる海底の面積

「特定行為が行われる海底の面積」欄には、当該鉱物の掘採が行われることにより海底の形質変更が見込まれる面積を記入する。海底の形質変更は、海底そのものの自然の形状を変え、または自然の底質を変えることであり、例えば当該鉱物の掘採により海底の岩盤を破砕する面積、海底に設ける坑井の断面積などが典型的であるが、それに限らず掘採設備の設置・移動や相当量のブルーム等の堆積などに伴い想定される形質の変更の面積も含む。

必要に応じて、詳細を添付図面「特定行為の施行方法を明らかにした平面図、立面図、断面図及び構造図」（規則第 31 条の 4 第 2 項第 3 号）に示してもよい。

当該鉱物の掘採により自然環境の保全に支障を及ぼすおその多寡を判断できるように具体的に記入する。

⑤ 関連行為の概要

「関連行為の概要」欄に、当該鉱物の掘採に伴い海底のかく乱につながり得る行為について、その種類、及びその施行方法を記入する（様式第 7 の参考の 3（5））。こうした行為は、鉱物の掘採そのものではないが、当該実施場所における鉱物の掘採に伴う一連の行為のうち海底をかく乱する可能性のあるものであって、例えば工事中仮工作物の設置などが考えられる。

詳細については、添付図面「特定行為の施行方法を明らかにした平面図、立面図、断面図及び構造図」により示す（規則第 31 条の 4 第 2 項第 3 号、様式第 7 の参考の 3（5））。

当該行為により自然環境の保全に支障を及ぼすおその多寡が判断できるように具体的に記入する。

⑥ 掘採跡地の取扱

「掘採跡地の取扱」欄に、当該鉱物の掘採を行った跡地である海底の取扱について記入する。こうした取扱としては原状回復が望ましいが、海底における鉱物の掘採については原状回復が容易ではないので、それに代わる掘採跡地の自然環境に対する影響を軽減・低減する措置などがあれば記入する（坑口の閉塞など）。

当該鉱物の掘採により自然環境の保全に支障を及ぼすおその多寡が判断できるように具体的に記入する。

（9）着手予定日・完了予定日

様式第 7 - 1 の「予定日」欄に、当該鉱物の掘採の着手予定日及び完了予定日を記入する（規則第 31 条の 4 第 1 項第 7 号）。当該実施場所において当該施行方法により、実際に鉱物を掘採する行為に着手し、また完了する予定日である。

(10) 特定行為の自然環境に及ぼす影響

様式第7-1の「特定行為の自然環境に及ぼす影響」欄に、「特定行為の実施場所及びその付近の状況」欄に記入する情報も踏まえ、当該鉱物の掘採の自然環境に及ぼす影響について検討、予測及び評価を行い、その結果（以下、「環境影響評価の結果」という）を記入する（規則第31条の4第1項第8号、様式第7の参考の3（6））。

まず、前述（7）の「特定行為の実施場所及びその付近の状況」欄に記入した海洋環境のベースライン情報を踏まえて、物理化学的環境（海底の形質等）と生物学的環境（生物など）への影響の評価を示す必要がある。前述（8）の「特定行為の施行方法」の記述を前提として、生じうる環境影響を特定し優先順位をつけ（スクリーニング、スコーピング）、その影響の性質と程度を予測して記入する（環境リスク評価）。生物学的環境については、とりわけ脆弱な固着性の種及び生物群集（冷水性サンゴ及びヒドロ虫類等）のような、特異な生態系の構成要素であって海底攪乱により影響を受けやすい生物やその生息環境（巻末の別表1）がみられる場合には特に留意し、それに対する影響を慎重に考慮する必要がある。

次に、評価により明らかになった環境影響については、その防止・軽減・低減措置案を示す必要がある（様式第7の参考の3（6））。防止・軽減・低減措置案として、例えば、鉱物の賦存状況に応じた必要最小限の範囲の掘採、その他環境への影響を軽減する施行方法の選択、汚染の防止、廃棄物の管理、継続的なモニタリングの実施、当該掘採の実施場所及びその周辺海域を代表する環境への参照区域等の設定（モニタリング時に比較可能な区域）が考えられるが、これに限らない。防止・軽減・低減措置案については、前述（8）で解説した「特定行為の施行方法」欄の内容の中に含めて記入してもよい（様式第7の参考の3（6））。

これら環境影響の検討、予測及び評価並びに防止・軽減・低減措置案のいずれについても、当該鉱物の掘採に伴う海底の形質の変更が、行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれの多寡を判断するために、海底の形質等の物理化学的環境と生物分布等の生物学的環境の両方について、適切な構成・内容により十分な情報が示されることが望ましい。こうした必要に応じて、この欄の記載については詳細資料を別紙としてもかまわない。具体的にどのような構成・内容が適切かについては、関連する国際機関（例えば国際海底機構（ISA））の定める規則・基準・ガイドライン等を考慮することが望ましい。

参考として、鉱物の掘採及び鉱物の探査にかかる環境影響評価の結果の構成・内容の例を巻末の別表2-2に示す。

(11) 特定行為を行う海底の区域等の自然環境の状況の監視に関する計画

様式第7-1の「特定行為を行う海底の区域等の自然環境の状況の監視に関する計画」欄に、当該鉱物の掘採の着手より終了までの間における（この期間には行為の終了後は含まない）、特定行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における自然環境の状況の監視に関する計画（以下、「環境モニタリング計画」という。）を記入する（規則第31条の4第1項第

9号、様式第7の参考の3（7））。

環境モニタリング計画は、当該鉱物の掘採の自然環境に及ぼす影響が、行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における自然環境の保全に支障を及ぼさないよう管理し、確認するためのものであり、前述（10）で示した環境影響の検討、予測及び評価に対する防止・軽減・低減措置案の継続的な実施、有効性の担保、当該鉱物の掘採を行う者の対応等を定めるものである。

当該鉱物の掘採の自然環境に及ぼす影響の監視を継続的に実施できると認められる計画であるかどうかを判断するために、適切な構成・内容により十分な情報が示されることが望ましい。こうした必要に応じて、この欄の記載については詳細資料を別紙としてもかまわない。具体的にどのような構成・内容が適切かについては、関連する国際機関（例えば国際海底機構（ISA））の定める規則・基準・ガイドライン等を考慮することが望ましい。参考として、環境モニタリング計画に含まれる事項の例を巻末の別表2-3に、またモニタリングの項目の例を同じく別表2-4に示す。なお、当該鉱物の掘採が試掘である場合には、行為終了後に及ぶモニタリングは想定しておらず、別表中にある終了後にかかる事項等を盛り込む必要はない（様式第7の参考の3（7））。

（12）備考

様式第7-1の「備考」欄に、他の法令の規定により、当該鉱物の掘採が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入する（様式第7の参考の3（8））。鉱物の掘採については、鉱業法により経済産業大臣の許可を受けて設定される鉱業権（採掘権または試掘権）に基づいている必要がある（鉱業法第7条、同第21条第1項）、とりわけ特定鉱物の場合には特定開発者として選定された上での許可が必要とされている（鉱業法第39条第1項）。

なお、当該海域について何らかの権利を有する者がいる場合、その者との関係についても記入する（様式第7の参考の3（8））。沖合の区域においては、当該鉱物の掘採が目的とするもの以外の鉱物を目的とする鉱業権が重複して設定され、また相対的に海岸に近い海域には漁業権が設定されうるが、それ以外の物権が設定されていることは通常は考えにくい。その他、海底パイプラインや海底電線が敷設されている場合があるので留意が必要である。

また、以前自然環境保全法の許可（本手引で扱っている沖合海底自然環境保全地域にかかる許可に限らない。）を受けたものに関するものにあつては、その旨及び許可処分の日付、番号、付された条件等を記入する（様式第7の参考の3（8））。

さらに、申請者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その者が所属する団体（企業等）及び行為を行う人数を記入する（様式第7の参考の3（8））。前述（3）で示したように、申請者は鉱物の掘採を行う事業の実施主体（発注者）であるから、それ以外に、実際に鉱物の掘採を行う船舶所有者や当該事業の請負業者がいる場合には、企業等の団体名とその所属のもとで鉱物の掘採に従事等する人数を記入する。

(13) 申請書に添付する図面

当該鉱物の掘採が試掘である場合には、その許可申請書には「特定行為の実施場所を明らかにした図面」（前述（6））、「特定行為の施行方法を明らかにした平面図、立面図、断面図及び構造図」（前述（8））、「特定行為に用いる船舶の外観を明らかにした写真」（前述（8））の3つの添付図面が必要である（規則第31条の4第2項、様式第7の参考の2）⁷。それぞれ、すでに解説したように作成されたい。

(14) 用紙の大きさ

申請書は日本産業規格A4で作成する（様式第7の参考の4）。

⁷ 当該鉱物の掘採が採掘である場合には、これらに加えて「特定行為の実施場所及びその付近の状況を明らかにした概況図及び写真」を添付する必要がある（規則第31条の4第2項、様式第7の参考の2）。

3. 3 鉱物の探査にかかる許可申請書の作成の手引

(1) 総説

沖合海底自然環境保全地域の沖合海底特別地区内において、特定行為のうち鉱物の探査⁸であって集中的サンプリング探査法によるもの、すなわち底質を収集する機器を用いて底質を集中的に収集する方法による鉱物の探査（鉱業法施行規則第 44 条の 2、以下 3. 3 において単に「鉱物の探査」という）を行おうとする場合には、次ページから掲げる様式第 7 及び様式第 7-2 により許可申請書を提出する必要がある。これら様式の記入内容について、以下 (2) ~ (13) において解説する。

なお、鉱物の探査に係る許可の基準は、以下に示すとおり「自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと」となっており、これに適合しないものは許可されない（法第 35 条の 4 第 5 項、規則第 31 条の 5 第 2 号）ため、許可申請書の記入にあたり留意されたい。

(沖合海底特別地区)
第三十五条の四
1～4 (略)
5 環境大臣は、特定行為で当該特定行為に伴う海底の形質の変更が沖合海底特別地区における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないことその他の環境省令で定める基準に適合しないものについては、第三項の許可をしてはならない。

(自然環境保全法第 35 条の 4)

(沖合海底特別地区内の特定行為の許可基準)
第三十一条の五 法第三十五条の四第五項の環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる特定行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。
一 (略)
二 鉱物の探査を行うことであつて環境大臣が経済産業大臣の同意を得て定める方法によるもの
当該特定行為に伴う海底の形質の変更が、行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
三 (略)

(自然環境保全法施行規則第 31 条の 5)

⁸ 鉱物資源の開発に必要な地質構造等の調査（鉱物の掘採を伴わないものに限る。）であつて、地震探鉱法その他一定の区域を継続して使用するものとして経済産業省令で定める方法によるものをいう（鉱業法第 100 条の 2 第 1 項）。これを受けて経済産業省令が、地震探鉱法、電磁法、集中的サンプリング探査法の 3 つの方法を定めている（鉱業法施行規則第 44 条の 2）。

様式第7

沖合海底自然環境保全地域内特定行為許可申請書

自然環境保全法第35条の4第3項の規定により、「〇〇〇〇」沖合海底自然環境保全地域の沖合海底特別地区内における特定行為の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者の住所及び氏名（記名押印又は署名）

（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名
（記名押印又は代表者の署名）

環境大臣 殿

様式第7-2

特定行為の種類	鉱物の探査（集中的サンプリング探査法）	
特定行為の目的		
特定行為の実施場所	東経	
	北緯	
	水深	
特定行為の実施場所及びその付近の状況		
特定行為の施行方法	特定行為に用いる船舶の概要	
	鉱物の種類及び収集する底質の量	
	探査設備（方法）	
	特定行為が行われる海底の面積	
予 定 日	着 手	
	完 了	
特定行為の自然環境に及ぼす影響		
備 考		

(参考)

- 1 様式第7に、様式第7-1～3のうちから該当するものを添付して申請書とする。
- 2 規則第31条の4第2項により、申請書には、次に掲げる図面を添付する。
 - (1) 特定行為の実施場所を明らかにした図面
特定行為の実施場所の範囲（緯度経度等）を明らかにする図面で、石油・天然ガス以外の鉱物の掘採（採掘）を行う場合には、海底地形図を含めること。
 - (2) 特定行為の実施場所及びその付近の状況を明らかにした概況図及び写真（鉱物の掘採（採掘）を行う場合に限り。）
海底の状況を明らかにした概況図及び写真とすること。
 - (3) 特定行為の施行方法を明らかにした平面図、立面図、断面図及び構造図
特定行為の施行に伴い設置する工作物や、使用する器具等の図面とすること。
 - (4) 特定行為に用いる船舶の外観を明らかにした写真
船舶全体の外観が明らかになるよう撮影された写真とすること。
- 3 申請書の記載にあたっては次のことに注意する。
 - (1) 申請文の「 」の箇所には当該沖合海底自然環境保全地域の名称を記入すること。
 - (2) 「特定行為の目的」欄には、当該特定行為を行う目的及び必要性を具体的に記入すること。
 - (3) 「特定行為の実施場所及びその付近の状況」欄には、海底の形質、生息・生育する動植物等周辺の状況を示すために必要な事項を記入すること。詳細については、添付図面に表示すること。
なお、鉱物の掘採（採掘）の場合は、現地調査の結果を踏まえた、海洋環境のベースラインの情報（海洋物理学、地質学、海洋化学、堆積物特性、生物群集、生物攪乱、堆積作用の情報）を、海底の動植物の捕獲等については、現地調査の結果を踏まえた、海洋環境のベースラインの情報（海底の形質、冷水性サンゴ及びヒドロ虫類等の生物分布）を、それぞれ含めること。また、鉱物の探査及び鉱物の掘採（試掘）については、申請段階での現地調査を必須とはしないものの、既存の文献・データ等を踏まえ海洋環境のベースラインの情報を含めること。
 - (4) 「特定行為の施行方法」欄のうち、「特定行為に用いる船舶の概要」欄には、使用する船舶の国籍・船名・船舶総トン数・推進機関の種類及び馬力数・設備（電波機器等）の有無及びその種類を記入すること。加えて、海底の動植物の捕獲等については、使用する船舶の漁船登録番号及び漁業等に関する許認可の情報（許認可番号、操業区域、操業期間、漁業根拠地、漁獲物等陸揚港）も記入すること。なお、許認可の情報の記入については、許可証等の写しの提出により代えることができる。
 - (5) 「関連行為の概要」欄には、工事用仮工作物の設置等当該行為に伴い海底のかく乱に

つながり得る行為の種類、及びその施行方法を記入すること。なお、詳細については添付図面に表示すること。

- (6) 「特定行為の自然環境に及ぼす影響」欄には、「特定行為の実施場所及びその付近の状況」欄に記入する情報も踏まえ、特定行為の自然環境に及ぼす影響について検討、予測及び評価を行い、その結果を記入すること（別紙としてもかまわない）。

なお、評価により明らかになった環境影響について、その防止・軽減・低減措置案については、「特定行為の施行方法」欄又は本欄の内容の中に含めて記入すること。

- (7) 「特定行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視に関する計画」欄には、鉱物の掘採着手より掘採終了後までの間における、特定行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視に関する計画を記入すること（別紙としてもかまわない）。ただし、鉱物の掘採（試掘）の場合は、行為後の監視は含まない。

- (8) 「備考」欄には、他の法令（鉱業法、漁業法等）の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。

なお、当該海域について何らかの権利を有する者がいる場合、その者との関係についても記入すること。また、以前自然環境保全法の許可を受けたものに関するものにあつては、その旨及び許可処分の日付、番号、付された条件等を記入すること。さらに、申請者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その者が所属する団体（企業等）及び行為を行う人数を記入すること。

- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(2) 沖合海底自然環境保全地域の名称

様式第7の申請文の「」の箇所に、当該鉱物の探査を行おうとする沖合海底自然環境保全地域の名称を記入する（様式の参考3）。

(3) 住所及び氏名

申請者の住所及び氏名を様式第7に記入する。法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入する（規則第31条の4第1項第1号）。記名押印または署名が必要であり、法人の場合には記名押印または代表者の署名が必要である。ここで申請者は、鉱物の探査を行う事業の実施主体（発注者）であり、実際に鉱物の探査を行う船舶所有者や当該事業の請負業者ではないことに留意する。

(4) 特定行為の種類

様式第7-2の「特定行為の種類」欄に、当該申請により行おうとしている特定の行為の種類として「鉱物の探査（集中的サンプリング探査法）」を記載する（規則第31条の4第1項第2号）、環境省Webページに掲載されている電子ファイルを用いる場合、同欄に「鉱物の探査（集中的サンプリング探査法）」と記載されているのを確認すれば足りる。

(5) 特定行為の目的

様式第7-2の「特定行為の目的」欄に、当該鉱物の探査を行う目的及び必要性を具体的に記入する（規則第31条の4第1項第3号、様式第7の参考の3（2））。例えば、「経済産業大臣から探査の許可を受けて、〇〇海山付近において海底熱水鉱床の開発に必要な地質構造等を調査するため」のように記入する。我が国の沖合の区域において、鉱物の探査は経済産業大臣の許可を受ける必要があるから（鉱業法第100条の2第1項）、これらの点を明記する（あらかじめ鉱業法上の許可等を得ている必要はないが、許可等の進捗状況は、後述(11)「備考」に記入する）。

(6) 特定行為の実施場所

様式第7-2の「特定行為の実施場所」欄に、鉱物の探査を実施する場所の緯度・経度と水深を記入する（規則第31条の4第1項第4号）（記入例1）。鉱物の探査が一地点に限られない場合には、実施する予定の複数地点の緯度・経度及び水深を記入する（記入例2）、または、それらの地点が含まれる最小限の範囲を緯度・経度により示す（記入例3、4）。

記入例1

東経〇〇度〇〇分〇〇秒 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒 水深 約 XX0 メートル
--

記入例 2

以下の各地点。

地点 1	東経〇〇度〇〇分〇〇秒	北緯〇〇度〇〇分〇〇秒	水深	約 XX0 メートル
地点 2	東経〇〇度〇〇分〇〇秒	北緯〇〇度〇〇分〇〇秒	水深	約 XX0 メートル
地点 3	東経〇〇度〇〇分〇〇秒	北緯〇〇度〇〇分〇〇秒	水深	約 XX0 メートル

記入例 3

以下の各地点を結んだ範囲内。

- ・ 東経〇〇度〇〇分〇〇秒 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒
 - ・ 東経〇〇度〇〇分〇〇秒 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒
 - ・ 東経〇〇度〇〇分〇〇秒 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒
 - ・ 東経〇〇度〇〇分〇〇秒 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒
- 水深 約 XX0 メートル～約 XX0 メートル

記入例 4

東経〇〇度〇〇分〇〇秒、北緯〇〇度〇〇分〇〇秒を基点とする半径〇カイリの範囲内。
水深 約 XX0 メートル

本項目にかかる添付図面として、「特定行為の実施場所を明らかにした図面」が必要である（規則第 31 条の 4 第 2 項第 1 号）。この図面は、特定行為の実施場所の範囲（緯度経度等）を明らかにするものである（様式第 7 の参考の 2（1））。図面上には、前述の鉱物の探査の実施場所の位置（地点または範囲）を明示する。この際、我が国の海岸線・領海線等⁹及び当該沖合海底自然環境保全地域の区域（沖合海底特別地区の区域を含む）との相互の位置関係がわかるように示す。

この添付図面に海底地形図を含む必要はないが（様式第 7 の参考の 2（1））、沖合海底自然環境保全地域における保全対象の生態系が海底の地形に依存していることに鑑み、海山、熱水噴出域、湧水域、海溝、深海平原及び大陸斜面等の主要な海底地形の概略が位置の表示等によりわかるようになっていることが望ましい。

必要に応じて、添付図面内において広域的に実施場所の概略の位置を示す図面と、海底地形の詳細とともに実施場所の詳細な位置を示す図面に分けるなど、複数種の図面を用いてもかまわない。

（7）特定行為の実施場所及びその付近の状況

様式第 7-2 の「特定行為の実施場所及びその付近の状況」欄に、当該鉱物の探査を実施する地点・範囲及びその付近の海域における海底の形質、生息・生育する動植物等周辺の状

⁹ 海岸線と領海線のほか排他的経済水域や大陸棚の境界線の表示が望ましいが、これらについて正確な境界線が分からなければ概略を示すか、または省略してかまわない。

況を示すために必要な事項を記入する（規則第 31 条の 4 第 1 項第 5 号、様式第 7 の参考の 3（3））。具体的には、海洋環境のベースラインの情報として、海洋物理学、地質学、海洋化学、堆積物特性、生物群集、生物攪乱及び堆積作用等の情報を記入する。

海洋環境のベースライン情報は、後述の「特定行為の自然環境に及ぼす影響」を評価するために必要なものであって、海底の形質等の海洋物理化学的な状況と生物分布等の生物学的状況の両方を示すことが望ましい。まず、海洋物理化学的な状況として、実施場所とその付近の海域について海洋物理学（例：海流・水温等）、地質学（例：地形・地質等）、海洋化学（例：栄養塩類・金属等）、堆積物特性（例：堆積物の組成等）にかかる状況を情報源とともに示す。次に、生物学的な状況としては、実施場所とその付近の海域について生物群集（例：生物相・個体数・バイオマス等）、生物攪乱（例：生物による堆積物混合）、堆積作用（例：表層から深層への物質移動）にかかる状況を情報源とともに示す。特に、脆弱な固着性の種及び生物群集（冷水性サンゴ及びヒドロ虫類等）など、特異な生態系の構成要素であって海底攪乱により影響を受けやすい生物やその生息環境となる海底の形質（巻末の別表 1 を参照）がみられる場合には特に留意して記入する。なお、「特定行為の実施場所及びその付近の状況を明らかにした概況図及び写真」を添付する必要はない（規則第 31 条の 4 第 2 項第 2 号、様式第 7 の参考の 2（2））。

これらの海洋環境ベースライン情報の情報源は、現地調査による必要はなく、既存の文献・データ等を踏まえ記載する（様式第 7 の参考の 3（3））。

これら海洋環境のベースラインの情報は、当該鉱物の探査に伴う海底の形質の変更が、行為を実施する海底の区域及びその周辺の海域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれの多寡を判断するためのものである。このため、後述（10）の「特定行為の自然環境に及ぼす影響」欄の記載と整合的な形で、海底の形質等の物理化学的な状況と生物分布等の生物学的な状況の両方について、適切な構成・内容により十分な情報が示されることが望ましい。こうした必要に応じて、この欄の記載については詳細資料を別紙としてもかまわない。具体的にどのような構成・内容が適切かについては、関連する国際機関（例えば国際海底機構（ISA））の定める規則・基準・ガイドライン等を考慮することが望ましい。

参考として、鉱物の掘採及び鉱物の探査にかかる海洋環境のベースライン情報の記入にかかる構成・内容の例を巻末の別表 2-1 に示す。

（8）特定行為の施行方法

様式第 7-2 の「特定行為の施行方法」の各欄に、鉱物の探査を実施する方法について記入する（規則第 31 条の 4 第 1 項第 6 号）。各欄の記述について、以下①～④のとおりである。

①特定行為に用いる船舶の概要

「特定行為に用いる船舶の概要」欄に、当該鉱物の探査に使用する船舶の国籍・船名・船舶総トン数・推進機関の種類及び馬力数・設備（電波機器等）の有無及びその種類を記

入する（様式第7の参考の3（4））。鉱物の探査に使用する船舶は、直接鉱物の探査にかかる設備を搭載して集中サンプリング探査法による探査を行う船舶（調査船等）である。AIS（自動船舶識別装置）、VMS（船舶監視システム）、LRIT（船舶長距離識別追跡）等の船舶の位置情報を確認できる電波機器については、その有無と種類を必ず記入する。

本項目にかかる添付図面として、「特定行為に用いる船舶の外観を明らかにした写真」が必要である（規則第31条の4第2項第4号）。船舶全体の外観が明らかになるように撮影された写真であることが必要であり（様式第7の参考の2（4））、外観について船名標示、形状、色彩など船舶の同一性を判定するに足る情報を含むものが望ましい。

② 鉱物の種類及び収集する底質の量

「鉱物の種類及び収集する底質の量」欄に、まず、当該鉱物の探査が目的とする鉱物の種類を記入する。鉱業法の適用鉱物として同法に列記されている鉱物の名称のうち目的とするものを全て示す（鉱業法第3条）。我が国の沖合の区域では、石油・可燃性天然ガス（メタンハイドレートを含む）、海底熱水鉱床、コバルトリッチクラスト等の開発も想定されるが、これらは鉱業法上の特定鉱物に該当する。これらを目的として鉱物の探査を行う場合には、鉱業法上の特定鉱物の名称を記入する（鉱業法第6条の2、鉱業法第6条の2の鉱物を定める政令）。

（特定鉱物）

第六条の二 この法律において「特定鉱物」とは、鉱物のうち石油、可燃性天然ガスその他国民経済上重要な鉱物であつてその合理的な開発が特に必要なものとして政令で定める鉱物をいう。

（鉱業法第6条の2）

鉱業法第六条の二の政令で定める鉱物は、次に掲げる鉱物とする。

- 一 海底又はその下に存在する熱水鉱床をなす金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、そう鉛鉱、すず鉱、アンチモニー鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、硫化鉄鉱、マンガン鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、ニッケル鉱、コバルト鉱、ウラン鉱、トリウム鉱及び重晶石
- 二 海底又はその下に存在する堆積鉱床をなす銅鉱、鉛鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、マンガン鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、ニッケル鉱及びコバルト鉱
- 三 アスファルト

（鉱業法第6条の2の鉱物を定める政令）

収集する底質の量については、当該鉱物の探査において収集が見込まれる底質の量を記入する。収集の量の見込みが確実でない場合には一定の幅のある記載でかまわない。当該鉱物の種類にかかる探査において通常用いられる単位（重量、体積）により記入する。

③探査設備（方法）

「探査設備」欄に、当該鉱物の探査に用いる探査システムを構成する一連の設備を具体的に記入するとともに、それらの設備の機能による探査の方法について平易に説明する。こうした設備は鉱物の種類等により異なるが、例えば、底質の収集に関する設備（ボーリングマシン、コアラー、グラブ採泥器、ドレッジ等）、その他の設備（動力源、動力伝達装置等）が考えられる。直接、底質の収集に関わらない設備（音響測深システム、カメラ等）についても主なものは記入する。詳細については、添付図面「特定行為の施行方法を明らかにした平面図、立面図、断面図及び構造図」に示す（規則第31条の4第2項第3号）。前述の探査システム等を構成するものであって、探査に伴い設置する工作物や、使用する器具等の図面とする（様式第7の参考の2（3））。

当該鉱物の探査により自然環境の保全に支障を及ぼすおそれの多寡を判断できるように具体的に記入する。

④特定行為が行われる海底の面積

「特定行為が行われる海底の面積」欄に、当該鉱物の探査が行われることにより海底の形質変更が見込まれる面積を記入する。海底の形質変更は、海底そのものの自然の形状を変え、または自然の底質を変えることであり、例えば鉱物の探査により直接底質を収集する面積などが典型的であるが、それに限らず探査設備（ボーリングマシン等）の設置や相当量のブルーム等の堆積などに伴い想定される形質の変更の面積も含む。

必要に応じて、詳細を添付図面「特定行為の施行方法を明らかにした平面図、立面図、断面図及び構造図」（規則第31条の4第2項第3号）に示してもよい。

当該鉱物の探査により自然環境の保全に支障を及ぼすおそれの多寡を判断できるように具体的に記入する。

（9）着手予定日・完了予定日

様式第7-2の「予定日」欄に、当該鉱物の探査の着手予定日及び完了予定日を記入する（規則第31条の4第1項第7号）。当該実施場所において当該施行方法により、実際に鉱物を探査する行為に着手し、また完了する予定日である。

（10）特定行為の自然環境に及ぼす影響

様式第7-2の「特定行為の自然環境に及ぼす影響」欄に、「特定行為の実施場所及びその付近の状況」欄に記入する情報も踏まえ、当該鉱物の探査の自然環境に及ぼす影響について検討、予測及び評価を行い、その結果（以下、「環境影響評価の結果」という）を記入する（規則第31条の4第1項第8号、様式第7の参考の3（6））。

まず、前述（7）の「特定行為の実施場所及びその付近の状況」欄に記入した海洋環境のベースライン情報を踏まえて、物理化学的環境（海底の形質等）と生物学的環境（生物など）への影響の評価を示す必要がある。前述（8）の「特定行為の施行方法」の記述を前提とし

て、生じうる環境影響を特定し優先順位をつけ（スクリーニング、スコーピング）、その影響の性質と程度を予測して記入する（環境リスク評価）。生物学的環境については、とりわけ、脆弱な固着性の種及び生物群集（冷水性サンゴ及びヒドロ虫類等）のような、特異な生態系の構成要素であって海底攪乱により影響を受けやすい生物やその生息環境（巻末の別表1）がみられる場合には特に留意し、それに対する影響を慎重に考慮する必要がある。

次に、評価により明らかになった環境影響については、その防止・軽減・低減措置案を示す必要がある（様式第7の参考の3（6））。防止・軽減・低減措置案として、例えば、鉱物の賦存可能性に応じた必要最小限の範囲の底質の収集、その他環境への影響を軽減する施行方法の選択、汚染の防止、廃棄物の管理、モニタリングの実施などが考えられるが、これに限らない。防止・軽減・低減措置案については、前述（8）で解説した「特定行為の施行方法」欄の内容の中に含めて記入してもよい（様式第7の参考の3（6））。

これら環境影響の評価及び防止・軽減・低減措置案のいずれについても、当該鉱物の探査に伴う海底の形質の変更が、行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれの多寡を判断するために、海底の形質等の物理化学的環境と生物分布等の生物学的環境の両方について、適切な構成・内容により十分な情報が示されることが望ましい。こうした必要に応じて、この欄の記載については詳細資料を別紙としてもかまわない。具体的にどのような構成・内容が適切かについては、関連する国際機関（例えば国際海底機構（ISA））の定める規則・基準・ガイドライン等を考慮することが望ましい。

参考として、鉱物の掘採及び鉱物の探査にかかる環境影響評価の結果の構成・内容の例を別表2-2に示す。

（11）備考

様式第7-2の「備考」欄に、他の法令の規定により、当該鉱物の探査が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入する（様式第7の参考の3（8））。鉱物の探査については経済産業大臣の許可を受ける必要がある（鉱業法第100条の2第1項）。

なお、当該海域について何らかの権利を有する者がいる場合、その者との関係についても記入する（様式第7の参考の3（8））。沖合の区域においては鉱業権が設定され、相対的に海岸に近い海域には漁業権が設定されうるが、それ以外の物権が設定されていることは通常は考えにくい。その他、海底パイプラインや海底電線が敷設されている場合があるので留意が必要である。

また、以前自然環境保全法の許可（本手引で扱っている沖合海底自然環境保全地域にかかる許可に限らない。）を受けたものに関するものにあつては、その旨及び許可処分の日付、番号、付された条件等を記入する（様式第7の参考の3（8））。

さらに、申請者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その者が所属する団体（企業等）及び行為を行う人数を記入する（様式第7の参考の3（8））。前述（3）で示したよ

うに、申請者は鉾物の探査を行う事業の実施主体（発注者）であるから、それ以外に、実際に鉾物の探査を行う船舶所有者や当該事業の請負業者がいる場合には、企業等の団体名とその所属のもとで鉾物の掘採に従事等する人数を記入する。

(12) 申請書及び届出書に添付する図面

鉾物の探査の許可申請書には、「特定行為の実施場所を明らかにした図面」（前述（6））、「特定行為の施行方法を明らかにした平面図、立面図、断面図及び構造図」（前述（8））、「特定行為に用いる船舶の外観を明らかにした写真」（前述（8））の3つの添付図面が必要である。それぞれ、すでに解説したように作成されたい。

(13) 用紙の大きさ

申請書は日本産業規格A 4で作成する（様式第7の参考の4）。

3. 4 海底の動植物の捕獲等にかかる許可申請書の作成の手引

(1) 総説

沖合海底自然環境保全地域の沖合海底特別地区内において、特定行為のうち海底の動植物の捕獲等(海底に生息し、または生育する動植物を捕獲し、または採取することであって、海底に生息し、または生育する動植物の捕獲又は採取の用に供される物を、海底または海底に定着する動植物に断続的または継続的に接した状態で動力船によりえい航する方法によるもの。以下3. 4においては単に「海底の動植物の捕獲等」という)を行おうとする場合には、次ページから掲げる様式第7及び様式第7-3により許可申請書を提出する必要がある。この様式の記入内容について、以下(2)～(13)において解説する。

なお、海底の動植物の捕獲等に係る許可の基準は、以下に示すとおり「自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと」などとなっており、これに適合しないものは許可されない(法第35条の4第5項、規則第31条の5第3号)ため、許可申請書の記入にあたり留意されたい。

(沖合海底特別地区)

第三十五条の四

1～4 (略)

5 環境大臣は、特定行為で当該特定行為に伴う海底の形質の変更が沖合海底特別地区における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないことその他の環境省令で定める基準に適合しないものについては、第三項の許可をしてはならない。

(自然環境保全法第35条の4)

(沖合海底特別地区内の特定行為の許可基準)

第三十一条の五 法第三十五条の四第五項の環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる特定行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

一、二 (略)

三 海底に生息し、又は生育する動植物を捕獲し、又は採取することであつて環境大臣が農林水産大臣の同意を得て定める方法によるもの

申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められ、かつ、当該特定行為に伴う海底の形質の変更が、行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと

(自然環境保全法施行規則第31条の5)

様式第7

沖合海底自然環境保全地域内特定行為許可申請書

自然環境保全法第35条の4第3項の規定により、「〇〇〇〇」沖合海底自然環境保全地域の沖合海底特別地区内における特定行為の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者の住所及び氏名（記名押印又は署名）

（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名
（記名押印又は代表者の署名）

環境大臣 殿

様式第7-3

特定行為の種類	海底の動植物の捕獲等 (海底に生息し、又は生育する動植物を捕獲し、又は採取することであって、海底に生息し、又は生育する動植物の捕獲又は採取の用に供される物を、海底又は海底に定着する動植物に断続的又は継続的に接した状態で動力船によりえい航する方法によるもの)	
特定行為の目的		
特定行為の実施場所	東経	
	北緯	
	水深	
特定行為の実施場所及びその付近の状況		
特定行為の施行方法	特定行為に用いる船舶の概要	
	えい航の方法	
	捕獲等しようとする動植物の種及び数量	
	えい航する捕獲等の用に供される物	
	特定行為が行われる海底の面積	
	関連行為の概要	
予 定 日	着 手	
	完 了	
特定行為の自然環境に及ぼす影響		
備 考		

(参考)

- 1 様式第7に、様式第7-1～3のうちから該当するものを添付して申請書とする。
- 2 規則第31条の4第2項により、申請書には、次に掲げる図面を添付する。
 - (1) 特定行為の実施場所を明らかにした図面
特定行為の実施場所の範囲（緯度経度等）を明らかにする図面で、石油・天然ガス以外の鉱物の掘採（採掘）を行う場合には、海底地形図を含めること。
 - (2) 特定行為の実施場所及びその付近の状況を明らかにした概況図及び写真（鉱物の掘採（採掘）を行う場合に限り。）
海底の状況を明らかにした概況図及び写真とすること。
 - (3) 特定行為の施行方法を明らかにした平面図、立面図、断面図及び構造図
特定行為の施行に伴い設置する工作物や、使用する器具等の図面とすること。
 - (4) 特定行為に用いる船舶の外観を明らかにした写真
船舶全体の外観が明らかになるよう撮影された写真とすること。
- 3 申請書の記載にあたっては次のことに注意する。
 - (1) 申請文の「 」の箇所には当該沖合海底自然環境保全地域の名称を記入すること。
 - (2) 「特定行為の目的」欄には、当該特定行為を行う目的及び必要性を具体的に記入すること。
 - (3) 「特定行為の実施場所及びその付近の状況」欄には、海底の形質、生息・生育する動植物等周辺の状況を示すために必要な事項を記入すること。詳細については、添付図面に表示すること。
なお、鉱物の掘採（採掘）の場合は、現地調査の結果を踏まえた、海洋環境のベースラインの情報（海洋物理学、地質学、海洋化学、堆積物特性、生物群集、生物攪乱、堆積作用の情報）を、海底の動植物の捕獲等については、現地調査の結果を踏まえた、海洋環境のベースラインの情報（海底の形質、冷水性サンゴ及びヒドロ虫類等の生物分布）を、それぞれ含めること。また、鉱物の探査及び鉱物の掘採（試掘）については、申請段階での現地調査を必須とはしないものの、既存の文献・データ等を踏まえ海洋環境のベースラインの情報を含めること。
 - (4) 「特定行為の施行方法」欄のうち、「特定行為に用いる船舶の概要」欄には、使用する船舶の国籍・船名・船舶総トン数・推進機関の種類及び馬力数・設備（電波機器等）の有無及びその種類を記入すること。加えて、海底の動植物の捕獲等については、使用する船舶の漁船登録番号及び漁業等に関する許認可の情報（許認可番号、操業区域、操業期間、漁業根拠地、漁獲物等陸揚港）も記入すること。なお、許認可の情報の記入については、許可証等の写しの提出により代えることができる。
 - (5) 「関連行為の概要」欄には、工事用仮工作物の設置等当該行為に伴い海底のかく乱に

つながり得る行為の種類、及びその施行方法を記入すること。なお、詳細については添付図面に表示すること。

- (6) 「特定行為の自然環境に及ぼす影響」欄には、「特定行為の実施場所及びその付近の状況」欄に記入する情報も踏まえ、特定行為の自然環境に及ぼす影響について検討、予測及び評価を行い、その結果を記入すること（別紙としてもかまわない）。

なお、評価により明らかになった環境影響について、その防止・軽減・低減措置案については、「特定行為の施行方法」欄又は本欄の内容の中に含めて記入すること。

- (7) 「特定行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視に関する計画」欄には、鉱物の掘採着手より掘採終了後までの間における、特定行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視に関する計画を記入すること（別紙としてもかまわない）。ただし、鉱物の掘採（試掘）の場合は、行為後の監視は含まない。

- (8) 「備考」欄には、他の法令（鉱業法、漁業法等）の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。

なお、当該海域について何らかの権利を有する者がいる場合、その者との関係についても記入すること。また、以前自然環境保全法の許可を受けたものに関するものにあつては、その旨及び許可処分の日付、番号、付された条件等を記入すること。さらに、申請者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その者が所属する団体（企業等）及び行為を行う人数を記入すること。

- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(2) 沖合海底自然環境保全地域の名称

様式第7の申請文の「」の箇所に、当該海底の動植物の捕獲等を行おうとする沖合海底自然環境保全地域の名称を記入する（様式の参考3）。

(3) 住所及び氏名

申請者の住所及び氏名を様式第7に記入する。法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入する（規則第31条の4第1項第1号）。記名押印または署名が必要であり、法人の場合には記名押印または代表者の署名が必要である。ここで申請者は、海底の動植物の捕獲等を行う事業の実施主体であり（例：漁業者等）、雇用関係（家族労働を含む）などにより捕獲等に従事する者（例：漁業従事者等）ではないことに留意する。

(4) 特定行為の種類

様式第7-3の「特定行為の種類」欄に、当該申請により行おうとしている特定行為の種類として「海底の動植物の捕獲等」を記載する（規則第31条の4第1項第2号）。環境省Webページに掲載されている電子ファイルを用いる場合、同欄に「海底の動植物の捕獲等（海底に生息し、又は生育する動植物を捕獲し、又は採取することであつて、海底に生息し、又は生育する動植物の捕獲又は採取の用に供される物を、海底又は海底に定着する動植物に断続的又は継続的に接した状態で動力船によりえい航する方法によるもの）」と記入されているのを確認すれば足りる。

(5) 特定行為の目的

様式第7-3の「特定行為の目的」欄に、当該海底の動植物の捕獲等を行う目的及び必要性を具体的に記入する（規則第31条の4第1項第3号、様式第7の参考の3（2））。例えば、「農林水産大臣から指定漁業の許可を受けた沖合底びき網漁業の操業として、○
○、○○等の底生魚類を捕獲するため」のように記入する。我が国の沖合の区域において、海底の動植物の捕獲等が漁業にかかるもの場合には、通常、許可漁業として農林水産大臣または都道府県知事の許可を受ける必要があるから（漁業法第52条、同第65条等（改正漁業法（平成30年法律第75号）における第36条、同第57条等））、これらの点を明記する（あらかじめ漁業法上の許可等を得ている必要はないが、許可等の進捗状況は後述(11)「備考」に記入する）。

また、前述の基準により、沖合海底特別地区における海底の動植物の捕獲等は、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められなければ許可されないこととなっており、このことについての説明も、当該海底の動植物の捕獲等を行う目的及び必要性とともに具体的に記入する。

(6) 特定行為の実施場所

様式第7-3の「特定行為の実施場所」欄に、海底の動植物の捕獲等を実施する場所の緯度・経度と水深を記入する（規則第31条の4第1項第4号）。海底の動植物の捕獲等の実施場所は一地点で示すことは難しいと思われるので、実施場所が含まれる最小限の範囲を緯度・経度により示す（記入例1、記入例2）。

記入例1

以下の各地点を結んだ範囲内。

- ・ 東経〇〇度〇〇分〇〇秒 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒
- ・ 東経〇〇度〇〇分〇〇秒 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒
- ・ 東経〇〇度〇〇分〇〇秒 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒
- ・ 東経〇〇度〇〇分〇〇秒 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒

水深 約 XX0 メートル～約 XX0 メートル

記入例2

東経〇〇度〇〇分〇〇秒、北緯〇〇度〇〇分〇〇秒を基点とする半径〇カイリの範囲内。

水深 約 XX0 メートル

本項目にかかる添付図面として、「特定行為の実施場所を明らかにした図面」が必要である（規則第31条の4第2項第1号）。この図面は、特定行為の実施場所の範囲（緯度経度等）を明らかにするものである（様式第7の参考の2（1））。図面上には、前述の海底の動植物の捕獲等の実施場所の位置を明示する。この際、我が国の海岸線・領海線等¹⁰及び当該沖合海底自然環境保全地域の区域（沖合海底特別地区の区域を含む）との相互の位置関係がわかるように示す。

この添付図面に海底地形図を含む必要はないが（様式第7の参考の2（1））、沖合海底自然環境保全地域における保全対象の生態系が海底の地形に依存していることに鑑み、可能な限り、海山、熱水噴出域、湧水域、海溝、深海平原及び大陸斜面等の主要な海底地形の概略が位置の表示等によりわかるようになっていることが望ましい。

これらの必要に応じて、添付図面内において広域的に実施場所の概略の位置を示す図面と、海底地形の詳細とともに実施場所の詳細な位置を示す図面に分けるなど、複数種の図面を用いてもかまわない。

(7) 特定行為の実施場所及びその付近の状況

様式第7-3の「特定行為の実施場所及びその付近の状況」欄に、当該海底の動植物の捕獲等の実施場所及びその付近の海域における海底の形質、生息・生育する動植物等周辺の状

¹⁰ 海岸線と領海線のほか排他的経済水域や大陸棚の境界線の表示が望ましいが、これらについて正確な境界線が分からなければ概略を示すか、または省略してかまわない。

況を示すために必要な事項を記入する（規則第 31 条の 4 第 1 項第 5 号、様式第 7 の参考の 3（3））。具体的には、現地調査の結果を踏まえた、海洋環境のベースラインの情報として、海底の形質、冷水性サンゴ及びヒドロ虫類等の生物分布を記入する（様式第 7 の参考の 3（3））。

海洋環境のベースライン情報は、後述の「特定行為の自然環境に及ぼす影響」を評価するために必要なものであって、海底の形質と生物分布の両方を示す必要がある。まず、海底の形質としては、実施場所とその付近の海底の地形と地質について情報源とともに示す。次に、生物分布としては、実施場所とその付近の海底において確認された生物の種類と確認地点について情報源とともに示す。特に、脆弱な固着性の種及び生物群集（冷水性サンゴ及びヒドロ虫類等）など、特異な生態系の構成要素であって海底攪乱により影響を受けやすい生物やその生息環境となる海底の形質（巻末の別表 1 を参照）がみられる場合には特に留意して記入する。なお、「特定行為の実施場所及びその付近の状況を明らかにした概況図及び写真」を添付する必要はない（規則第 31 条の 4 第 2 項第 2 号、様式第 7 の参考の 2（2））。

これらの海洋環境ベースライン情報の情報源は、文献調査にとどまらず、当該海底の動植物の捕獲等の実施場所にかかる現地調査の結果を含める（様式第 7 の参考の 3（3））。

これら海洋環境のベースラインの情報は、当該海底の動植物の捕獲等に伴う海底の形質の変更が、行為を実施する海底の区域及びその周辺の海域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれの多寡を判断するためのものである。このため、後述（10）の「特定行為の自然環境に及ぼす影響」欄の記載と整合的な形で、海底の形質と生物分布の両方について、適切な構成・内容により十分な情報が示されることが望ましい。こうした必要に応じて、この欄の記載については詳細資料を別紙としてもかまわない。具体的にどのような構成・内容が適切かについては、関連する国際機関（例えば、当該捕獲等が漁業である場合には国連食糧農業機関（FAO）や地域漁業管理機関（RFMO）の定める規則・基準・ガイドライン等を考慮することが望ましい。

参考として、海底の動植物の捕獲等にかかる海洋環境のベースライン情報の記入にかかる構成・内容の例を巻末の別表 3-1 に示す。

（8）特定行為の施行方法

様式第 7-3 の「特定行為の施行方法」の各欄に、当該海底の動植物の捕獲等を実施する方法について記入する（規則第 31 条の 4 第 1 項第 6 号）。各欄の記述について、以下①～⑥のとおりである。

① 特定行為に用いる船舶の概要

「特定行為に用いる船舶の概要」欄に、当該海底の動植物の捕獲等に使用する船舶の国籍・船名・船舶総トン数・推進機関の種類及び馬力数・設備（電波機器等）の有無及びその種類のほか、船舶の漁船登録番号及び許可漁業（漁業法第 52 条、同第 65 条等（改正漁

業法（平成30年法律第75号）における第36条、同第57条等）などに関する許認可の情報（許認可番号、操業区域、操業期間、漁業根拠地、漁獲物等陸揚港）も記入する（様式第7の参考の3（4））。なお、許認可の情報については、様式に記入する代わりに許可証等の写しを提出することもできる（様式第7の参考の3（4））。複数の船舶で1つの物をえい航する場合（例：2艘底びき網漁業）、複数の船舶で1つの特定行為を行おうとする場合（例：船団による漁業）には、全ての船舶について記入する。AIS（自動船舶識別装置）、VMS（船舶監視システム）等の船舶の位置情報を確認できる電波機器については、その有無と種類を必ず記入する。

本項目にかかる添付図面として、「特定行為に用いる船舶の外観を明らかにした写真」が必要である（規則第31条の4第2項第4号）。船舶全体の外観が明らかになるように撮影された写真であることが必要であり（様式第7の参考の2（4））、船名標示、形状、色彩など船舶の同一性を判定するに足る情報を含むものが望ましい。

②えい航の方法

「えい航の方法」欄には、当該海底の動植物の捕獲等において、えい航する捕獲等の用に供される物とその数（例：底びき網、3統）、えい航する船舶の隻数（例：網1統につき2隻、合計6隻）、えい航するときの平均的な速度（例：約〇〇ノット）、1日あたりの平均的なえい航時間（例：〇〇時間）、その他漁法（例：2艘曳き、かけ廻し、オッタートロール）や曳網方法（例：着底曳）について記述する。詳細については、必要に応じて、詳細を添付図面「特定行為の施行方法を明らかにした平面図、立面図、断面図及び構造図」（規則第31条の4第2項第4号）に示してもよい。

当該海底の動植物の捕獲等により自然環境の保全に支障を及ぼすおその多寡を判断できるよう具体的に記入する。

③捕獲等しようとする動植物の種及び数量

「捕獲等しようとする動植物の種及び数量」欄に、当該行為によって捕獲等しようとする動植物の種類、捕獲等が見込まれる数量を記入する。捕獲等の数量の見込みが確実でない場合には一定の幅のある記載でかまわない。当該動植物について通常用いられる単位（重量等）により記入する。

④えい航する捕獲等の用に供される物

「えい航する捕獲等の用に供される物」欄に、当該海底の動植物の捕獲等においてえい航する捕獲等の用に供される物（漁網等）の種類、構造、サイズ・重量などの詳細を記入する。例えば、底びき網については、網は袖網・袋網などからなり、開口部は浮子網・沈子網で結着され、手網・曳網によりえい航されるなどの構造を示し、各部のサイズ（特に海底に接触する部分の幅など）、網の目の大きさ、全体の重量を記入する。海底との接触緩和措置が講じられていれば記入する。詳細については、添付図面「特定行為の施行方法

を明らかにした平面図、立面図、断面図及び構造図」に示す（規則第 31 条の 4 第 2 項第 3 号）。この添付図面は、漁具図（漁具カタログに掲載されている図面を含む）でもかまわない。

当該海底の動植物の捕獲等により自然環境の保全に支障を及ぼすおそのの多寡を判断できるように具体的に記入する。

⑤ 特定行為が行われる海底の面積

「特定行為が行われる海底の面積」欄に、当該海底の動植物の捕獲等が行われることにより海底の形質変更が見込まれる面積を記入する。海底の形質変更は、海底そのものの自然の形状を変え、または自然の底質を変えることであり、ここでは、主にえい航する捕獲等の用に供される物（底びき網等）によって掃過された面積がこれに該当する（海底に接触する部分の幅とえい航された距離により算出される）。

当該海底の動植物の捕獲等により自然環境の保全に支障を及ぼすおそのの多寡を判断できるように具体的に記入する。

⑥ 関連行為の概要

「関連行為の概要」欄に、当該海底の動植物の捕獲等に伴い海底のかく乱につながり得る行為があれば、その種類、及びその施行方法を記入する（様式第 7 の参考の 3（5））。当該行為により自然環境の保全に支障を及ぼすおそのの多寡が判断できるように具体的に記入する。

（9）着手予定日・完了予定日

様式第 7-3 の「予定日」欄に、当該海底の動植物の捕獲等の着手（投網）予定日及び完了（揚網）予定日を記入する（規則第 31 条の 4 第 1 項第 7 号）。当該実施場所において当該施行方法により、実際に海底の動植物の捕獲等に着手し、また完了する予定日である。

（10）特定行為の自然環境に及ぼす影響

様式第 7-3 の「特定行為の自然環境に及ぼす影響」欄に、「特定行為の実施場所及びその付近の状況」欄に記入する情報も踏まえ、当該海底の動植物の捕獲等の自然環境に及ぼす影響について検討、予測及び評価を行い、その結果を記入する（規則第 31 条の 4 第 1 項第 8 号、様式第 7 の参考の 3（6））。

まず、前述（7）の「特定行為の実施場所及びその付近の状況」欄に記入した海洋環境のベースライン情報を踏まえて海底の形質と生物への影響の評価と防止・軽減・低減措置の案を示す必要がある。前述（8）の「特定行為の施行方法」を前提として、生じうる環境影響を特定し優先順位をつけ（スクリーニング、スコーピング）、その影響の性質と程度を予測して記入する（環境リスク評価）。とりわけ、脆弱な固着性の種及び生物群集（冷水性サンゴ及びヒドロ虫類等）のような、特異な生態系の構成要素であって海底攪乱により影響を受

けやすい生物やその生息環境（巻末の別表 1 を参照）がみられる場合には特に留意し、それに対する影響を慎重に考慮する必要がある。

次に、評価により明らかになった環境影響については、その防止・軽減・低減措置案も示す必要がある（様式第 7 の参考の 3（6））。例えば、脆弱な固着性の種及び生物群集（冷水性サンゴ及びヒドロ虫類等、巻末の別表 1 を参照）が混獲された場合の措置の案などが考えられるが、これに限らない。防止・軽減・低減措置案は、前述（8）で解説した「特定行為の施行方法」の内容の中に入れて記入してもよい（様式第 7 の参考の 3（6））。

これら環境影響の評価及び防止・軽減・低減措置案のいずれについても、当該海底の動植物の捕獲等に伴う海底の形質の変更が、行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における自然環境の保全に支障を及ぼすおその多寡を判断するために、海底の形質と生物分布の両方について、適切な構成・内容により十分な情報が示されることが望ましい。こうした必要に応じて、この欄の記載については詳細資料を別紙としてもかまわない。具体的にどのような構成・内容が適切かについては、関連する国際機関（例えば、当該捕獲等が漁業による場合には国連食糧農業機関（FAO）や地域漁業管理機関（RFMO））の定める規則・基準・ガイドライン等を考慮することが望ましい。

参考として、海底の動植物の捕獲等にかかる環境影響評価の結果の構成・内容の例を巻末の別表 3-2 に示す。

（11）備考

様式第 7-3 の「備考」欄に、他の法令の規定により、当該海底動植物の捕獲等が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入する（様式第 7 の参考の 3（8））。海底の動植物の捕獲等が漁業にかかるもの場合には、通常、許可漁業として農林水産大臣または都道府県知事の許可を受ける必要がある（漁業法第 52 条、同第 65 条等（改正漁業法（平成 30 年法律第 75 号）における第 36 条、同第 57 条等））。

なお、当該海域について何らかの権利を有する者がいると分かっている場合、その者との関係についても記入する（様式第 7 の参考の 3（8））。沖合の区域においては鉱業権が設定され、相対的に海岸に近い海域には漁業権が設定されうるが、それ以外の物権が設定されていることは通常は考えにくい。その他、海底パイプラインや海底電線が敷設されている場合があるので留意が必要である。

また、以前自然環境保全法の許可（本手引で扱っている沖合海底自然環境保全地域にかかる許可に限らない。）を受けたものに関するものにあつては、その旨及び許可処分の日付、番号、付された条件等を記入する（様式第 7 の参考の 3（8））。

さらに、申請者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その者が所属する団体（企業等）及び行為を行う人数を記入する（様式第 7 の参考の 3（8））。前述（3）で示したように、申請者は、海底の動植物の捕獲等を行う事業の実施主体であるから（漁業者や組合・企業等）、

それ以外に、雇用関係（家族労働を含む）などにより捕獲等に従事する者（漁業従事者等）がいる場合には、企業等の団体名（家族労働の場合にはその旨を記入すれば足りる）とその所属のもとで海底の動植物の捕獲等に従事する人数を記入する。

(12) 申請書及び届出書に添付する図面

海底の動植物の捕獲等の許可申請書には、「特定行為の実施場所を明らかにした図面」（前述（6））、「特定行為の施行方法を明らかにした平面図、立面図、断面図及び構造図」（前述（8））、「特定行為に用いる船舶の外観を明らかにした写真」（前述（8））の3つの添付図面が必要である（規則第31条の4第2項、様式第7の参考の2）。それぞれ、すでに解説したように作成されたい。

(13) 用紙の大きさ

申請書は日本産業規格A4で作成する（様式第7の参考の4）。

4. 届出書の作成の手引

4. 1 総説

沖合海底自然環境保全地域のうち、沖合海底特別地区に含まれない区域内では、特定行為（鉱物の掘採、鉱物の探査、海底の動植物の捕獲等）をしようとする者は、あらかじめ、環境大臣に届け出なければならない（法第 35 条の 5 第 1 項）。

（沖合海底特別地区に含まれない区域）

第三十五条の五 沖合海底自然環境保全地域の区域のうち沖合海底特別地区に含まれない区域内において特定行為をしようとする者は、あらかじめ、環境大臣に対し、環境省令で定めるところにより、特定行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を届け出なければならない。

2～5 （略）

（自然環境保全法第 35 条の 5）

このための届出書には、規則第 31 条の 7 第 1 項で定めるとおり申請者の住所・氏名、特定行為の種類、目的、場所、施行方法、着手予定日等の事項を記載するとともに、同第 2 項が定める図面等を添付する必要がある。

（沖合海底自然環境保全地域の区域のうち沖合海底特別地区に含まれない区域内における特定行為の届出書）

第三十一条の七 法第三十五条の五第一項の規定による届出は、特定行為の種類、場所、施行方法、着手予定日及び第三項に規定する事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、第三十一条の四第二項各号に掲げる図面を添えなければならない。

3 法第三十五条の五第一項の環境省令で定める事項は、特定行為をしようとする者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）、特定行為の目的、特定行為の実施場所及びその付近の状況、特定行為の完了予定日、特定行為の自然環境に及ぼす影響（鉱物の掘採を行う場合に限り。）並びに特定行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における当該特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視に関する計画（鉱物の採掘を行う場合に限り。）とする。

（自然環境保全法施行規則第 31 条の 7）

この届出書の様式の具体的な記載内容は、実施しようとする特定行為の種類が、鉱物の掘採であって石油・天然ガスを除く鉱物を採掘するもの、鉱物の掘採であって石油・天然ガスを採掘するもの、鉱物の掘採であって試掘であるもの、鉱物の探査（集中的サンプリング探査法によるもの）、海底の動植物の捕獲等（動力船によるえい航によるもの）のいずれであるかによって異なる。このため、これら特定行為の種類別に解説するので（下表）、実施しようとする特定行為の種類に応じて参照されたい。

表 特定行為の種類別の本手引における解説箇所（届出書）

特定行為の種類	提出書類の様式等	本手引における具体的な記載内容の解説
鉱物の掘採（石油・天然ガスを除く鉱物の採掘）（注1）	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第8（p. 49） ・様式第7-1に準ずる（p. 50） ・添付図面 	4. 2 鉱物の掘採（石油・天然ガスを除く鉱物の採掘）にかかる届出書の作成の手引（p. 48～）
鉱物の掘採（石油・天然ガスの採掘）（注1）	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第8（p. 61） ・様式第7-1に準ずる（p. 62） ・添付図面 	4. 3 鉱物の掘採（石油・天然ガスの採掘）にかかる届出書の作成の手引（p. 60～）
鉱物の掘採（試掘）（注2）	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第8（p. 73） ・様式第7-1に準ずる（p. 74） ・添付図面 	4. 4 鉱物の掘採（試掘）にかかる届出書の作成の手引（p. 72～）
鉱物の探査（集中的サンプリング探査法）（注3）	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第8（p. 85） ・様式第7-2に準ずる（p. 86） ・添付図面 	4. 5 鉱物の探査にかかる届出書の作成の手引（p. 84～）
海底の動植物の捕獲等（えい航行為）（注4、5）	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第8（p. 95） ・様式第7-3（p. 96）に準ずる ・添付図面 	4. 6 海底の動植物の捕獲等にかかる届出書の作成の手引（p. 94～）

注1：採掘は、鉱業法上の「掘採」（鉱業法第2条等）のうち「採掘」のことであり（同法第4条）、採掘に値する鉱物の賦存が確認され本格的に採掘すること。鉱業権のうち採掘権による（鉱業法第11条）。

注2：試掘は、鉱業法上の「掘採」（鉱業法第2条等）のうち「試掘」のことであり（同法第4条）、主に探鉱を目的として、一般的には試錐（ボーリング）等により試し掘りをする。鉱業権のうち試掘権による（鉱業法第11条）。

注3：探査は、鉱業法上の「探査」すなわち鉱物資源の開発に必要な地質構造等の調査（鉱物の掘採を伴わないものに限る）のことである（鉱業法第100条の2）。探査のうち集中的サンプリング探査法（鉱業法施行規則第44条の2）以外の方法によるものは、前述の本法の届出（法第35条の5第1項）は必要ない。

注4：「海底に生息し、又は生育する動植物を捕獲し、又は採取することであって、海底に生息し、又は生育する動植物の捕獲又は採取の用に供される物を、海底又は海底に定着する動植物に断続的又は継続的に接した状態で動力船によりえい航する方法によるもの」である。

注5：動力船によるえい航以外の方法による海底の動植物の捕獲等には、前述の本法の届出（法第35条の5第1項）は必要ない。

4.2 鉱物の掘採（石油・天然ガスを除く鉱物の採掘）にかかる届出書の作成の手引

（1）総説

沖合海底自然環境保全地域の沖合海底特別地区に含まれない区域内において、特定行為のうち鉱物の掘採であって石油・天然ガスを除く鉱物の採掘（鉱業法第4条。以下4.2においては単に「鉱物の掘採」という）であるものを行おうとする場合には、次ページから掲げる様式第8及び様式第7-1に準ずる様式により届出書を提出する必要がある（様式第7-1は鉱物の掘採にかかる許可申請書の様式であるが、以下の解説にしたがい届出書において不要な項目を削除するなどして用いる）。これらの様式の記入内容について、以下（2）～（14）において解説する。

なお、沖合海底自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認められるときには、当該鉱物の掘採が禁止・制限等される（法第35条の5第2項）ため、届出書の作成にあたり留意されたい。

様式第 8

沖合海底自然環境保全地域内特定行為届出書

自然環境保全法第 35 条の 5 第 1 項の規定により、「〇〇〇〇」沖合海底自然環境保全地域の区域のうち沖合海底特別地区に含まれない区域内において特定行為をいたしたく、次のとおり届けます。

年 月 日

申請者の住所及び氏名（記名押印又は署名）

（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名
（記名押印又は代表者の署名）

環境大臣 殿

（以下については、特定行為の種類ごとに様式第 7-1～3 に準ずることとする。）

様式第7-1 (注)

特定行為の種類	鉱物の掘採	
特定行為の目的		
特定行為の実施場所	東経	
	北緯	
	水深	
特定行為の実施場所及びその付近の状況		
特定行為の施行方法	特定行為に用いる船舶の概要	
	鉱物の種類及び掘採量	
	掘採設備(方法)	
	特定行為が行われる海底の面積	
	関連行為の概要	
	掘採跡地の取扱	
予 定 日	着 手	
	完 了	
特定行為の自然環境に及ぼす影響		
特定行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における当該特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視に関する計画		
備 考		

注：本様式は鉱物の掘採にかかる許可申請書の様式であるが、届出書においては、この様式に準じて不要な項目を削除するなどして用いる。

(参考)

- 1 規則第 31 条の 7 第 2 項により、申請書には、次に掲げる図面を添付する。
 - (1) 特定行為の実施場所を明らかにした図面
特定行為の実施場所の範囲（緯度経度等）を明らかにする図面で、石油・天然ガス以外の鉱物の掘採（採掘）を行う場合には、海底地形図を含めること。
 - (2) 特定行為の実施場所及びその付近の状況を明らかにした概況図及び写真（鉱物の掘採（採掘）を行う場合に限る。）
海底の状況を明らかにした概況図及び写真とすること。ただし、石油・天然ガスの掘採（採掘）の場合は、概況図のみでかまわない。
 - (3) 特定行為の施行方法を明らかにした平面図、立面図、断面図及び構造図
特定行為の施行に伴い設置する工作物や、使用する器具等の図面とすること。
 - (4) 特定行為に用いる船舶の外観を明らかにした写真
船舶全体の外観が明らかになるよう撮影された写真とすること。
- 2 届出書の記載にあたっては、次のことに注意する。
 - (1) 届出文の「 」の箇所には当該沖合海底自然環境保全地域の名称を記入すること。
 - (2) 「特定行為の目的」、「特定行為の実施場所及びその付近の状況」、「特定行為の施行方法」、「予定日」、「備考」欄の記載については、様式第 7-1～3 にそれぞれ準ずること。
なお、「特定行為の実施場所及びその付近の状況」に関して、石油・天然ガスの掘採（採掘）については、申請段階での現地調査を必須とはしない。また、海底の動植物の捕獲等については、現地調査や既存の文献・データ等を踏まえた海洋環境のベースラインの情報を必須とはしない。
 - (4) 鉱物の掘採の場合のみ「特定行為の自然環境に及ぼす影響」欄を設け、特定行為の自然環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を記入すること（別紙としてもかまわない。また、石油・天然ガス以外の鉱物の掘採（試掘）のうちごく小規模なもの及び石油・天然ガスの掘採（採掘及び試掘）については、簡略化可能）。
なお、評価により明らかになった環境影響について、その防止・軽減・低減措置案については、「特定行為の施行方法」欄又は本欄の内容の中に含めて記入すること。
 - (5) 石油・天然ガス以外の鉱物の掘採（採掘）の場合のみ「特定行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視に関する計画」欄も設け、鉱物の掘採着手より掘採終了後までの間における、特定行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視に関する計画を記入すること（別紙としてもかまわない）。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

(2) 沖合海底自然環境保全地域の名称

様式第8の届出文の「」の箇所に、当該鉱物の掘採を行おうとする沖合海底自然環境保全地域の名称を記入する（様式第8の参考の2（2））。

(3) 住所及び氏名

特定行為をしようとする者の住所及び氏名を様式第8に記入する。法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入する（規則第31条の7第3項）。記名押印または署名が必要であり、法人の場合には記名押印または代表者の署名が必要である。特定行為をしようとする者は、当該鉱物の掘採を行う事業の実施主体（発注者）であり、実際に鉱物の掘採を行う船舶所有者や当該事業の請負業者ではないことに留意する。

(4) 特定行為の種類

様式第7-1に準ずる様式の「特定行為の種類」欄に、当該届出により行おうとしている特定行為の種類として「鉱物の掘採」を記載する（規則第31条の7第1項）。環境省Webページに掲載されている電子ファイルを用いる場合、同欄に「鉱物の掘採」と記載されているのを確認すれば足りる。

(5) 特定行為の目的

様式第7-1に準ずる様式の「特定行為の目的」欄に、当該鉱物の掘採を行う目的及び必要性を具体的に記入する（規則第31条の7第3項、様式第8の参考の2（2））。例えば、「特定開発者として経済産業大臣に許可された採掘権に基づき、〇〇海山付近に賦存が確認されている海底熱水鉱床の採掘を行うため」のように記入する。我が国の沖合の区域においても、鉱物の掘採は経済産業大臣の許可を受けて設定される鉱業権（採掘権または試掘権）に基づいている必要がある（鉱業法第7条、同第21条第1項）、とりわけ特定鉱物の場合には特定開発者として選定された上での許可が必要とされているから（鉱業法第39条第1項）、これらの点を明記する（あらかじめ鉱業法上の許可等を得ている必要はないが、許可等の進捗状況は後述（12）「備考」に記入する）。

(6) 特定行為の実施場所

様式第7-1に準ずる様式の「特定行為の実施場所」欄に、当該鉱物の掘採を実施する場所の緯度・経度と水深を記入する（規則第31条の7第1項）（記入例1）。実施場所の記載については、当該鉱物の掘採を実際に行う地点が特定できることが必要であり、単に鉱区全体の位置等を求めるものではない。鉱物の掘採が一地点に限らない場合には、実施する予定の複数地点の緯度・経度及び水深を記入する（記入例2）、または、それらの地点が含まれる最小限の範囲を緯度・経度により示す（記入例3、4）。

記入例 1

東経〇〇度〇〇分〇〇秒 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒
水深 約 XX0 メートル

記入例 2

以下の各地点。

地点 1 東経〇〇度〇〇分〇〇秒 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒 水深 約 XX0 メートル
地点 2 東経〇〇度〇〇分〇〇秒 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒 水深 約 XX0 メートル
地点 3 東経〇〇度〇〇分〇〇秒 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒 水深 約 XX0 メートル

記入例 3

以下の各地点を結んだ範囲内。

- ・東経〇〇度〇〇分〇〇秒 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒
 - ・東経〇〇度〇〇分〇〇秒 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒
 - ・東経〇〇度〇〇分〇〇秒 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒
 - ・東経〇〇度〇〇分〇〇秒 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒
- 水深 約 XX0 メートル～約 XX0 メートル

記入例 4

東経〇〇度〇〇分〇〇秒、北緯〇〇度〇〇分〇〇秒を基点とする半径〇カイリの範囲内。
水深 約 XX0 メートル

本項目にかかる添付図面として、「特定行為の実施場所を明らかにした図面」が必要である（規則第 31 条の 7 第 2 項）。この図面は、特定行為の実施場所の範囲（緯度経度等）を明らかにするものである（様式第 8 の参考の 1（1））。図面上には、前述の鉱物の掘採の実施場所の位置（地点または範囲）を明示する。この際、我が国の海岸線・領海線等¹¹、当該沖合海底自然環境保全地域の区域（沖合海底特別地区の区域を含む）及び当該鉱区との相互の位置関係がわかるように示す。

また、この添付図面には海底地形図を含む必要がある（様式第 8 の参考の 1（1））。沖合海底自然環境保全地域における保全対象の生態系が海底の地形に依存していることに鑑み、海山、熱水噴出域、湧水域、海溝、深海平原及び大陸斜面等の海底地形が等水深線や位置の表示等によりわかるようにする。

これらの必要に応じて、添付図面内において広域的に実施場所の概略の位置を示す図面と、海底地形の詳細とともに実施場所の詳細な位置を示す図面に分けるなど、複数種の図面を用いてもかまわない。

¹¹ 海岸線と領海線のほか排他的経済水域や大陸棚の境界線の表示が望ましいが、これらについて正確な境界線が分からなければ概略を示すか、または省略してもかまわない。

(7) 特定行為の実施場所及びその付近の状況

様式第7-1に準ずる様式の「特定行為の実施場所及びその付近の状況」欄に、当該鉱物の掘採を実施する地点・範囲及びその付近の海域における海底の形質、生息・生育する動植物等周辺の状況を示すために必要な事項を記入する（規則第31条の7第3項、様式第8の参考の2(2)）。具体的には、現地調査の結果を踏まえた、海洋環境のベースラインの情報として、海洋物理学、地質学、海洋化学、堆積物特性、生物群集、生物攪乱及び堆積作用等の情報を記入する（様式第8の参考の2(2)）。

海洋環境のベースライン情報は、後述の「特定行為の自然環境に及ぼす影響」を評価するために必要なものであって、海底の形質等の海洋物理化学的な状況と生物分布等の生物学的状況の両方を示す必要がある。まず、海洋物理化学的な状況として、実施場所とその付近の海域について海洋物理学（例：海流・水温等）、地質学（例：地形・地質等）、海洋化学（例：栄養塩類・金属等）、堆積物特性（例：堆積物の組成等）にかかる状況を情報源とともに示す。次に、生物学的な状況としては、実施場所とその付近の海域について生物群集（例：生物相・個体数・バイオマス等）、生物攪乱（例：生物による堆積物混合）、堆積作用（例：表層から深層への物質移動）にかかる状況を情報源とともに示す。特に、脆弱な固着性の種及び生物群集（冷水性サンゴ及びヒドロ虫類等）など、特異な生態系の構成要素であって海底攪乱により影響を受けやすい生物やその生息環境となる海底の形質（巻末の別表1を参照）がみられる場合には特に留意して記入する。詳細は、添付図面「特定行為の実施場所及びその付近の状況を明らかにした概況図及び写真」に示す（後述）。

これらの海洋環境のベースライン情報の情報源には、文献調査にとどまらず、当該鉱物の掘採の実施場所にかかる現地調査の結果を含める。

これら海洋環境のベースラインの情報は、当該鉱物の掘採に伴う海底の形質の変更が、行方を実施する海底の区域及びその周辺の海域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれの多寡を判断するためのものである。このため、後述(10)の「特定行為の自然環境に及ぼす影響」欄の記載と整合的な形で、海底の形質等の物理化学的な状況と生物分布等の生物学的な状況の両方について、適切な構成・内容により十分な情報が示されることが望ましい。こうした必要に応じて、この欄の記載については（後述の添付図面以外に）詳細資料を別紙としてもかまわない。具体的にどのような構成・内容が適切かについては、関連する国際機関（例えば国際海底機構（ISA））の定める規則・基準・ガイドライン等を考慮することが望ましい。

参考として、鉱物の掘採及び鉱物の探査にかかる海洋環境のベースライン情報の記入にかかる構成・内容の例を巻末の別表2-1に示す。

また、本項目にかかる添付図面として、「特定行為の実施場所及びその付近の状況を明らかにした概況図及び写真」が必要である（規則第31条の7第2項、様式第8の参考の1(2)）。

概況図及び写真は、当該鉱物の掘採の実施場所とその付近の海底の状況を明らかにするものである必要がある（様式第8の参考の1（2））。まず、概況図は、海底の地形が等水深線などにより一定程度判別できる地図であることが望ましい。地図上には、当該実施場所とその周辺の海域の海洋物理化学的な状況のうち地質学にかかる海底の地形の特徴、鉱物資源や岩盤の性質・分布を示すとともに、生物学的な状況として生物群集にかかる分布情報を緯度・経度をあわせて示すなどできるだけ具体的に表示する。次に、写真は、実施場所における鉱物の掘採前の海底の形質や生物等が視認できるものを撮影時期（年月日）、撮影地点（緯度・経度など）、被写体の説明などの情報とともに添付する。

（8）特定行為の施行方法

様式第7-1に準ずる様式の「特定行為の施行方法」の各欄に、鉱物の掘採を実施する方法について記入する（規則第31条の7第1項）。各欄の記述について、以下①～⑥のとおりである。

①特定行為に用いる船舶の概要

「特定行為に用いる船舶の概要」欄に、当該鉱物の掘採に使用する船舶の国籍・船名・船舶総トン数・推進機関の種類及び馬力数・設備（電波機器等）の有無及びその種類を記入する（様式第8の参考の2（2））。鉱物の掘採に使用する船舶は、直接鉱物の掘採にかかる設備を搭載して採鉱・揚鉱等を行う船舶（ドリルシップ等）であるが、工専用仮工作物の設置等当該鉱物の掘採の関連行為に従事する船舶が特定できる場合には、その船舶についても記入する。AIS（自動船舶識別装置）、VMS（船舶監視システム）、LRIT（船舶長距離識別追跡）等の船舶の位置情報を確認できる電波機器については、その有無と種類を必ず記入する。。

本項目にかかる添付図面として、「特定行為に用いる船舶の外観を明らかにした写真」が必要である（規則第31条の7第2項）。船舶全体の外観が明らかになるように撮影された写真であることが必要であり（様式第8の参考の1（4））、船名標示、形状、色彩など船舶の同一性を判定するに足る情報を含むものが望ましい。

②鉱物の種類及び掘採量

「鉱物の種類及び掘採量」欄に、当該鉱物の掘採が目的とする鉱物の種類と掘採量を記入する。

まず、鉱物の種類については、鉱業法の適用鉱物として同法に列記されている鉱物の名称のうち目的とするものを全て示す（鉱業法第3条）。我が国の沖合の区域では、石油・可燃性天然ガス（メタンハイドレートを含む）、海底熱水鉱床、コバルトリッチクラスト等の鉱物の掘採も想定されるが、これらは鉱業法上の特定鉱物に該当する。これらを目的として鉱物の掘採を行う場合には、鉱業法上の特定鉱物の名称を記入する（鉱業法第6条の2、鉱業法第6条の2の鉱物を定める政令）。

(特定鉱物)

第六条の二 この法律において「特定鉱物」とは、鉱物のうち石油、可燃性天然ガスその他国民経済上重要な鉱物であつてその合理的な開発が特に必要なものとして政令で定める鉱物をいう。

(鉱業法第6条の2)

鉱業法第六条の二の政令で定める鉱物は、次に掲げる鉱物とする。

- 一 海底又はその下に存在する熱水鉱床をなす金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、そう鉛鉱、すず鉱、アンチモニー鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、硫化鉄鉱、マンガン鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、ニッケル鉱、コバルト鉱、ウラン鉱、トリウム鉱及び重晶石
- 二 海底又はその下に存在する堆積鉱床をなす銅鉱、鉛鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、マンガン鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、ニッケル鉱及びコバルト鉱
- 三 アスファルト

(鉱業法第6条の2の鉱物を定める政令)

掘採量については、当該鉱物の掘採において見込まれる掘採量を記入する。掘採量の見込みが確実でない場合には一定の幅のある記載でかまわない。当該鉱物の種類について通常用いられる単位（重量、体積）により記入する。

③掘採設備（方法）

「掘採設備（方法）」欄に、当該鉱物の掘採に用いる採鉱・揚鉱システムを構成する一連の設備を具体的に記入するとともに、それらの設備の機能による掘採方法について平易に説明する。こうした設備は鉱物の種類等により異なるが、例えば、動力に関する設備（例：エンジン等の動力源、動力伝達装置）、重量物の吊り上げ・吊り下げ設備（例：檣、巻揚機）、採鉱・掘削に関する設備（例：ドリルストリング、採鉱機・集鉱機等）、揚鉱・循環に関する設備（マリン・ライザー、ポンプ、エアリフト、バケット等）、その他の設備（噴出防止装置、ケーシング等）が考えられる。直接、掘採に関わらない補助的な設備（監視用 ROV、環境モニタリング機器等）についても主なものは記入する。

詳細については、添付図面「特定行為の施行方法を明らかにした平面図、立面図、断面図及び構造図」に示す（規則第31条の7第2項）。前述の採鉱・揚鉱システムを構成するものであって、特定行為の施行に伴い設置する工作物や、使用する器具等の図面とする（様式第8の参考の1（3））。

④特定行為が行われる海底の面積

「特定行為が行われる海底の面積」欄には、当該鉱物の掘採が行われることにより海底の形質変更が見込まれる面積を記入する。海底の形質変更は、海底そのものの自然の形状を変え、または自然の底質を変えることであり、例えば当該鉱物の掘採により海底の岩盤

を破碎する面積、海底に設ける坑井の断面積などが典型的であるが、それに限らず掘採設備の設置・移動や相当量のブルーム等の堆積などに伴い想定される形質の変更の面積も含む。

必要に応じて、詳細を添付図面「特定行為の施行方法を明らかにした平面図、立面図、断面図及び構造図」（規則第 31 条の 7 第 2 項）により示してもよい。

⑤ 関連行為の概要

「関連行為の概要」欄に、当該鉱物の掘採に伴い海底のかく乱につながり得る行為について、その種類、及びその施行方法を記入する（様式第 8 の参考の 2（2））。こうした行為は、鉱物の掘採そのものではないが、当該実施場所における鉱物の掘採に伴う一連の行為のうち海底をかく乱する可能性のあるものであって、例えば工専用仮工作物の設置などが考えられる。

詳細については、添付図面「特定行為の施行方法を明らかにした平面図、立面図、断面図及び構造図」により示す（規則第 31 条の 7 第 2 項）。

⑥ 掘採跡地の取扱

「掘採跡地の取扱」欄に、当該鉱物の掘採を行った跡地である海底の取扱について記入する。こうした取扱としては原状回復が望ましいが、海底における鉱物の掘採については原状回復が容易ではないので、それに代わる掘採跡地の自然環境に対する影響を軽減・低減する措置などがあれば記入する（坑口の閉塞、モニタリングの継続など）。

必要に応じて、詳細を添付図面「特定行為の施行方法を明らかにした平面図、立面図、断面図及び構造図」（規則第 31 条の 7 第 2 項）により示してもよい。

（9）着手予定日・完了予定日

様式第 7-1 に準ずる様式の「予定日」欄に、当該鉱物の掘採の着手予定日及び完了予定日を記入する（規則第 31 条の 7 第 3 項）。当該実施場所において当該施行方法により、実際に鉱物を掘採する行為に着手し、また完了する予定日である。

（10）特定行為の自然環境に及ぼす影響

様式第 7-1 に準ずる様式の「特定行為の自然環境に及ぼす影響」欄に、「特定行為の実施場所及びその付近の状況」欄に記入する情報も踏まえ、当該鉱物の掘採の自然環境に及ぼす影響について検討、予測及び評価を行い、その結果（以下、「環境影響評価の結果」という）を記入する（規則第 31 条の 7 第 3 項、様式第 8 の参考の 3（4））。

まず、前述（7）の「特定行為の実施場所及びその付近の状況」欄に記入した海洋環境のベースライン情報を踏まえて、物理化学的環境（海底の形質等）と生物学的環境（生物など）への影響の評価を示す必要がある。前述（8）の「特定行為の施行方法」の記述を前提として、生じうる環境影響を特定し優先順位をつけ（スクリーニング、スコーピング）、その影

響の性質と程度を予測して記入する（環境リスク評価）。生物学的環境については、とりわけ脆弱な固着性の種及び生物群集（冷水性サンゴ及びヒドロ虫類等）のような、特異な生態系の構成要素であって海底攪乱により影響を受けやすい生物やその生息環境（巻末の別表1を参照）がみられる場合には特に留意し、それに対する影響を慎重に考慮する必要がある。

次に、評価により明らかになった環境影響については、その防止・軽減・低減措置案を示す必要がある（様式第8の参考の2（4））。防止・軽減・低減措置案として、例えば、鉱物の賦存状況に応じた必要最小限の範囲の掘採、その他環境への影響を軽減する施行方法の選択、汚染の防止、廃棄物の管理、継続的なモニタリングの実施、当該掘採の実施場所及びその周辺海域を代表する環境への参照区域等の設定（モニタリング時に比較可能な区域）が考えられるが、これに限らない。防止・軽減・低減措置案については、前述（8）で解説した「特定行為の施行方法」欄の内容の中に含めて記入してもよい（様式第8の参考の2（4））。

これら環境影響の評価及び防止・軽減・低減措置案のいずれについても、当該鉱物の掘採に伴う海底の形質の変更が、行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれの多寡を判断するために、海底の形質等の物理化学的環境と生物分布等の生物学的環境の両方について、適切な構成・内容により十分な情報が示されることが望ましい。こうした必要に応じて、この欄の記載については詳細資料を別紙としてもかまわない。具体的にどのような構成・内容が適切かについては、関連する国際機関（例えば国際海底機構（ISA））の定める規則・基準・ガイドライン等を考慮することが望ましい。

参考として、鉱物の掘採及び鉱物の探査にかかる環境影響評価の結果の構成・内容の例を巻末の別表2-2に示す。

（11）特定行為を行う海底の区域等の自然環境の状況の監視に関する計画

様式第7-1に準ずる様式の「特定行為を行う海底の区域等の自然環境の状況の監視に関する計画」欄に、当該鉱物の掘採の着手より終了後までの間における、特定行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における自然環境の状況の監視に関する計画（以下、「環境モニタリング計画」という）を記入する（規則第31条の7第3項、様式第8の参考の2（5））。

環境モニタリング計画は、当該鉱物の掘採の自然環境に及ぼす影響が、行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における自然環境の保全に支障を及ぼさないよう管理し、確認するためのものであり、前述（10）で示した環境影響の評価に対する防止・軽減・低減措置案の継続的な実施、有効性の担保、当該鉱物の掘採を行う者の対応等を定めるものである。

当該鉱物の掘採の自然環境に及ぼす影響の監視を継続的に実施できると認められる計画であるかどうかを判断するために、適切な構成・内容により十分な情報が示されることが望ましい。こうした必要に応じて、この欄の記載については詳細資料を別紙としてもかまわない。具体的にどのような構成・内容が適切かについては、関連する国際機関（例えば国際海底機構（ISA））の定める規則・基準・ガイドライン等を考慮することが望ましい。参考として、環境モニタリング計画に含まれる事項の例を巻末の別表2-3に、またモニタリングの

項目の例を同じく別表 2-4 に示す。

(12) 備考

様式第 7-1 に準ずる様式の「備考」欄に、他の法令の規定により、当該鉱物の掘採が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入する（様式第 8 の参考の（2））。鉱物の掘採については、鉱業法により経済産業大臣の許可を受けて設定される鉱業権（採掘権または試掘権）に基づいている必要がある（鉱業法第 7 条、同第 21 条第 1 項）、とりわけ特定鉱物の場合には特定開発者として選定された上での許可が必要とされている（鉱業法第 39 条第 1 項）。

なお、当該海域について何らかの権利を有する者がいる場合、その者との関係についても記入する（様式第 8 の参考の（2））。沖合の区域においては、当該鉱物の掘採が目的とするもの以外の鉱物を目的とする鉱業権が重複して設定され、また相対的に海岸に近い海域には漁業権が設定されうるが、それ以外の物権が設定されていることは通常は考えにくい。その他、海底パイプラインや海底電線が敷設されている場合があるので留意が必要である。

また、以前自然環境保全法の許可（本手引で扱っている沖合海底自然環境保全地域にかかる許可に限らない。）を受けたものに関するものにあつては、その旨及び許可処分の日付、番号、付された条件等を記入する（様式第 8 の参考の（2））。

さらに、申請者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その者が所属する団体（企業等）及び行為を行う人数を記入する（様式第 8 の参考の（2））。前述（3）で示したように、申請者は鉱物の掘採を行う事業の実施主体（発注者）であるから、それ以外に、実際に鉱物の掘採を行う船舶所有者や当該事業の請負業者がいる場合には、企業等の団体名とその所属のもとで鉱物の掘採に従事等する人数を記入する。

(13) 届出書に添付する図面

届出書には、「特定行為の実施場所を明らかにした図面」（前述（6））、「特定行為の実施場所及びその付近の状況を明らかにした概況図及び写真」（前述（7））、「特定行為の施行方法を明らかにした平面図、立面図、断面図及び構造図」（前述（8））、「特定行為に用いる船舶の外観を明らかにした写真」（前述（8））の 4 つの添付図面が必要である（規則第 31 条の 7 第 2 項、様式第 8 の参考の 1）。それぞれ、すでに解説したように作成されたい。

(14) 用紙の大きさ

届出書は日本産業規格 A 4 で作成する（様式第 8 の参考の 3）。

4. 3 鉱物の掘採（石油・天然ガスの採掘）にかかる届出書の作成の手引

（1）総説

沖合海底自然環境保全地域の沖合海底特別地区に含まれない区域内において、特定行為のうち鉱物の掘採であって石油・天然ガスの採掘（鉱業法第4条。以下4.3においては単に「鉱物の掘採」という）を行おうとする場合には、次のページから掲げる様式第8及び様式第7-1に準ずる様式により届出書を提出する必要がある（様式第7-1は鉱物の掘採にかかる許可申請書の様式であるが、以下の解説にしたがい届出書において不要な項目を削除するなどして用いる）。これらの様式の記入内容について、以下（2）～（14）において解説する。

なお、沖合海底自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認められるときには、当該鉱物の掘採が禁止・制限等される（法第35条の5第2項）ため、届出書の作成にあたり留意されたい。

様式第 8

沖合海底自然環境保全地域内特定行為届出書

自然環境保全法第 35 条の 5 第 1 項の規定により、「〇〇〇〇」沖合海底自然環境保全地域の区域のうち沖合海底特別地区に含まれない区域内において特定行為をいたしたく、次のとおり届けます。

年 月 日

申請者の住所及び氏名（記名押印又は署名）

（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名
（記名押印又は代表者の署名）

環境大臣 殿

（以下については、特定行為の種類ごとに様式第 7-1～3 に準ずることとする。）

様式第7-1 (注)

特定行為の種類	鉱物の掘採	
特定行為の目的		
特定行為の実施場所	東経	
	北緯	
	水深	
特定行為の実施場所及びその付近の状況		
特定行為の施行方法	特定行為に用いる船舶の概要	
	鉱物の種類及び掘採量	
	掘採設備(方法)	
	特定行為が行われる海底の面積	
	関連行為の概要	
	掘採跡地の取扱	
予 定 日	着 手	
	完 了	
特定行為の自然環境に及ぼす影響		
特定行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における当該特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視に関する計画		
備 考		

注：本様式は鉱物の掘採にかかる許可申請書の様式であるが、届出書においては、この様式に準じて不要な項目を削除するなどして用いる。

(参考)

- 1 規則第 31 条の 7 第 2 項により、申請書には、次に掲げる図面を添付する。
 - (1) 特定行為の実施場所を明らかにした図面
特定行為の実施場所の範囲（緯度経度等）を明らかにする図面で、石油・天然ガス以外の鉱物の掘採（採掘）を行う場合には、海底地形図を含めること。
 - (2) 特定行為の実施場所及びその付近の状況を明らかにした概況図及び写真（鉱物の掘採（採掘）を行う場合に限り。）
海底の状況を明らかにした概況図及び写真とすること。ただし、石油・天然ガスの掘採（採掘）の場合は、概況図のみでかまわない。
 - (3) 特定行為の施行方法を明らかにした平面図、立面図、断面図及び構造図
特定行為の施行に伴い設置する工作物や、使用する器具等の図面とすること。
 - (4) 特定行為に用いる船舶の外観を明らかにした写真
船舶全体の外観が明らかになるよう撮影された写真とすること。
- 2 届出書の記載にあたっては、次のことに注意する。
 - (1) 届出文の「 」の箇所には当該沖合海底自然環境保全地域の名称を記入すること。
 - (2) 「特定行為の目的」、「特定行為の実施場所及びその付近の状況」、「特定行為の施行方法」、「予定日」、「備考」欄の記載については、様式第 7-1～3 にそれぞれ準ずること。
なお、「特定行為の実施場所及びその付近の状況」に関して、石油・天然ガスの掘採（採掘）については、申請段階での現地調査を必須とはしない。また、海底の動植物の捕獲等については、現地調査や既存の文献・データ等を踏まえた海洋環境のベースラインの情報を必須とはしない。
 - (4) 鉱物の掘採の場合のみ「特定行為の自然環境に及ぼす影響」欄を設け、特定行為の自然環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を記入すること（別紙としてもかまわない。また、石油・天然ガス以外の鉱物の掘採（試掘）のうちごく小規模なもの及び石油・天然ガスの掘採（採掘及び試掘）については、簡略化可能）。
なお、評価により明らかになった環境影響について、その防止・軽減・低減措置案については、「特定行為の施行方法」欄又は本欄の内容の中に含めて記入すること。
 - (5) 石油・天然ガス以外の鉱物の掘採（採掘）の場合のみ「特定行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視に関する計画」欄も設け、鉱物の掘採着手より掘採終了後までの間における、特定行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視に関する計画を記入すること（別紙としてもかまわない）。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

(2) 沖合海底自然環境保全地域の名称

様式第8の届出文の「」の箇所に、当該鉱物の掘採を行おうとする沖合海底自然環境保全地域の名称を記入する（様式第8の参考の2（2））。

(3) 住所及び氏名

特定行為をしようとする者の住所及び氏名を様式第8に記入する。法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入する（規則第31条の7第3項）。記名押印または署名が必要であり、法人の場合には記名押印または代表者の署名が必要である。特定行為をしようとする者は、当該鉱物の掘採を行う事業の実施主体（発注者）であり、実際に鉱物の掘採を行う船舶所有者や当該事業の請負業者ではないことに留意する。

(4) 特定行為の種類

様式第7-1に準ずる様式の「特定行為の種類」欄に、当該届出により行おうとしている特定行為の種類として「鉱物の掘採」を記載する（規則第31条の7第1項）。環境省Webページに掲載されている電子ファイルを用いる場合、同欄に「鉱物の掘採」と記載されているのを確認すれば足りる。

(5) 特定行為の目的

様式第7-1に準ずる様式の「特定行為の目的」欄に、当該鉱物の掘採を行う目的及び必要性を具体的に記入する（規則第31条の7第3項、様式第8の参考の2（2））。例えば、「特定開発者として経済産業大臣に許可された採掘権に基づき、〇〇沖の大陸棚から大陸斜面に賦存が確認されている可燃性天然ガスの採掘を行うため」のように記入する。我が国の沖合の区域においても、鉱物の掘採は経済産業大臣の許可を受けて設定される鉱業権（採掘権または試掘権）に基づいている必要がある（鉱業法第7条、同第21条第1項）、とりわけ特定鉱物の場合には特定開発者として選定された上での許可が必要とされているから（鉱業法第39条第1項）、これらの点を明記する（あらかじめ鉱業法上の許可等を得ている必要はないが、許可等の進捗状況は後述（12）「備考」欄に記入する）。

(6) 特定行為の実施場所

様式第7-1に準ずる様式の「特定行為の実施場所」欄に、当該鉱物の掘採を実施する場所の緯度・経度と水深を記入する（規則第31条の7第1項）（記入例1）。実施場所の記載については、当該鉱物の掘採を実際に行う地点が特定できることが必要であり、単に鉱区全体の位置等を求めるものではない。鉱物の掘採が一地点に限らない場合には、実施する予定の複数地点の緯度・経度及び水深を記入する（記入例2）、または、それらの地点が含まれる最小限の範囲を緯度・経度により示す（記入例3、4）。

記入例 1

東経〇〇度〇〇分〇〇秒 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒
水深 約 XX0 メートル

記入例 2

以下の各地点。

地点 1 東経〇〇度〇〇分〇〇秒 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒 水深 約 XX0 メートル
地点 2 東経〇〇度〇〇分〇〇秒 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒 水深 約 XX0 メートル
地点 3 東経〇〇度〇〇分〇〇秒 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒 水深 約 XX0 メートル

記入例 3

以下の各地点を結んだ範囲内。

- ・ 東経〇〇度〇〇分〇〇秒 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒
 - ・ 東経〇〇度〇〇分〇〇秒 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒
 - ・ 東経〇〇度〇〇分〇〇秒 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒
 - ・ 東経〇〇度〇〇分〇〇秒 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒
- 水深 約 XX0 メートル～約 XX0 メートル

記入例 4

東経〇〇度〇〇分〇〇秒、北緯〇〇度〇〇分〇〇秒を基点とする半径〇カイリの範囲内。
水深 約 XX0 メートル

本項目にかかる添付図面として、「特定行為の実施場所を明らかにした図面」が必要である（規則第 31 条の 7 第 2 項）。この図面は、特定行為の実施場所の範囲（緯度経度等）を明らかにするものである（様式第 8 の参考の 1（1））。図面上には、前述の鉱物の掘採の実施場所の位置（地点または範囲）を明示する。この際、我が国の海岸線・領海線等¹²、当該沖合海底自然環境保全地域の区域（沖合海底特別地区の区域を含む）及び当該鉱区との相互の位置関係がわかるように示す。

この添付図面には海底地形図を含む必要はないが（様式第 8 の参考の 1（1））、沖合海底自然環境保全地域における保全対象の生態系が海底の地形に依存していることに鑑み、海山、熱水噴出域、湧水域、海溝、深海平原及び大陸斜面等の主要な海底地形の概略が位置の表示等によりわかるようになっていることが望ましい。

これらの必要に応じて、添付図面内において広域的に実施場所の概略の位置を示す図面と、海底地形の詳細とともに実施場所の詳細な位置を示す図面に分けるなど、複数種の図面を用いてもかまわない。

¹² 海岸線と領海線のほか排他的経済水域や大陸棚の境界線の表示が望ましいが、これらについて正確な境界線が分からなければ概略を示すか、または省略してもかまわない。

(7) 特定行為の実施場所及びその付近の状況

様式第7-1に準ずる様式の「特定行為の実施場所及びその付近の状況」欄に、当該鉱物の掘採を実施する地点・範囲及びその付近の海域における海底の形質、生息・生育する動植物等周辺の状況を示すために必要な事項を記入する（規則第31条の7第3項、様式第8の参考の2(2)）。具体的には、海洋環境のベースラインの情報として、海洋物理学、地質学、海洋化学、堆積物特性、生物群集、生物攪乱及び堆積作用等の情報を記入する（様式第8の参考の2(2)）。

海洋環境のベースライン情報は、後述の「特定行為の自然環境に及ぼす影響」を評価するために必要なものであって、海底の形質等の海洋物理化学的な状況と生物分布等の生物学的状況の両方を示す必要がある。まず、海洋物理化学的な状況として、実施場所とその付近の海域について海洋物理学（例：海流・水温等）、地質学（例：地形・地質等）、海洋化学（例：栄養塩類・金属等）、堆積物特性（例：堆積物の組成等）にかかる状況を情報源とともに示す。次に、生物学的な状況としては、実施場所とその付近の海域について生物群集（例：生物相・個体数・バイオマス等）、生物攪乱（例：生物による堆積物混合）、堆積作用（例：表層から深層への物質移動）にかかる状況を情報源とともに示す。特に、脆弱な固着性の種及び生物群集（冷水性サンゴ及びヒドロ虫類等）など、特異な生態系の構成要素であって海底攪乱により影響を受けやすい生物やその生息環境となる海底の形質（巻末の別表1を参照）がみられる場合には特に留意して記入する。詳細は、添付図面「特定行為の実施場所及びその付近の状況を明らかにした概況図」に示す（後述）。

これらの海洋環境のベースライン情報の情報源として、申請段階での現地調査は必須ではなく、既存の文献・データ等を踏まえ記載する（様式第8の参考の2(2)）。

これら海洋環境のベースラインの情報は、当該鉱物の掘採に伴う海底の形質の変更が、行為を実施する海底の区域及びその周辺の海域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれの多寡を判断するためのものである。このため、後述(10)の「特定行為の自然環境に及ぼす影響」欄の記載と整合的な形で、海底の形質等の物理化学的な状況と生物分布等の生物学的な状況の両方について、適切な構成・内容により十分な情報が示されることが望ましい。こうした必要に応じて、この欄の記載については（後述の添付図面以外に）詳細資料を別紙としてもかまわない。具体的にどのような構成・内容が適切かについては、関連する国際機関（例えば国際海底機構（ISA））の定める規則・基準・ガイドライン等を考慮することが望ましい。

参考として、鉱物の掘採及び鉱物の探査にかかる海洋環境のベースライン情報の記入にかかる構成・内容の例を巻末の別表2-1に示す。

また、本項目にかかる添付図面として、「特定行為の実施場所及びその付近の状況を明らかにした概況図」が必要である（写真は不要である）（規則第31条の7第2項、様式第8の参考の1(2)）。概況図は、当該鉱物の掘採の実施場所とその付近の海底の状況を明らかに

するものである必要がある（様式第8の参考の1（2））。海底の地形が等水深線などにより十分に判別できる地図であることが望ましい。地図上には、当該実施場所とその周辺の海域の海洋物理化学的な状況のうち地質学にかかる海底の地形の特徴、鉱物資源や岩盤の性質・分布を示すとともに、生物学的な状況として生物群集にかかる分布情報を緯度・経度をあわせて示すなどできるだけ具体的に表示する。

（8）特定行為の施行方法

様式第7-1に準ずる様式の「特定行為の施行方法」の各欄に、鉱物の掘採を実施する方法について記入する（規則第31条の7第1項）。各欄の記述について、以下①～⑥のとおりである。

①特定行為に用いる船舶の概要

「特定行為に用いる船舶の概要」欄に、当該鉱物の掘採に使用する船舶の国籍・船名・船舶総トン数・推進機関の種類及び馬力数・設備（電波機器等）の有無及びその種類を記入する（様式第8の参考の2（2））。鉱物の掘採に使用する船舶は、直接鉱物の掘採にかかる設備を搭載して採鉱・揚鉱等を行う船舶（ドリルシップ等）であるが、工所用仮工作物の設置等当該鉱物の掘採の関連行為に従事する船舶が特定できる場合には、その船舶についても記入する。AIS（自動船舶識別装置）、VMS（船舶監視システム）、LRIT（船舶長距離識別追跡）等の船舶の位置情報を確認できる電波機器については、その有無と種類を必ず記入する。なお、石油・天然ガスの採掘に用いる掘削リグやプラットフォームについても記入する。

本項目にかかる添付図面として、「特定行為に用いる船舶の外観を明らかにした写真」が必要である（規則第31条の7第2項）。船舶全体の外観が明らかになるように撮影された写真であることが必要であり（様式第8の参考の1（4））、船名標示、形状、色彩など船舶の同一性を判定するに足る情報を含むものが望ましい。

②鉱物の種類及び掘採量

「鉱物の種類及び掘採量」欄に、当該鉱物の掘採が目的とする鉱物の種類と掘採量を記入する。

まず、鉱物の種類については、鉱業法の適用鉱物として同法に列記されている鉱物の名称のうち目的とするものを全て示す（鉱業法第3条）。鉱業法第3条では、「石油」と「可燃性天然ガス」（これにはメタンハイドレートを含む）とされているので、その名称を記入する。次に、掘採量については、当該鉱物の掘採において見込まれる掘採量を記入する。掘採量の見込みが確実でない場合には一定の幅のある記載でかまわない。石油・天然ガスについて、それぞれ通常用いられる単位（重量、体積）により記入する。

③掘採設備（方法）

「掘採設備（方法）」欄に、当該鉱物の掘採に用いる掘削システムを構成する一連の設備を具体的に記入するとともに、それらの設備の機能による掘採方法について平易に説明する。こうした設備としては、例えば、動力に関する設備（例：エンジン等の動力源、動力伝達装置）、重量物の吊り上げ・吊り下げ設備（例：檣、巻揚機）、掘削に関する設備（例：ドリルストリング等）、揚鉱・循環に関する設備（マリン・ライザー、ポンプ等）、その他の設備（噴出防止装置、ケーシング等）が考えられる。直接、掘採に関わらない補助的な設備（環境モニタリング機器等）についても主なものは記入する。

詳細については、添付図面「特定行為の施行方法を明らかにした平面図、立面図、断面図及び構造図」に示す（規則第31条の7第2項）。前述の掘削システムを構成するものであって、特定行為の施行に伴い設置する工作物や、使用する器具等の図面とする（様式第8の参考の1（3））。

④特定行為が行われる海底の面積

「特定行為が行われる海底の面積」欄には、当該鉱物の掘採が行われることにより海底の形質変更が見込まれる面積を記入する。海底の形質変更は、海底そのものの自然の形状を変え、または自然の底質を変えることであり、例えば当該鉱物の掘採により海底に設ける坑井の断面積などが典型的であるが、それに限らず掘採設備の設置・移動や相当量のブルーム等の堆積などに伴い想定される形質の変更の面積も含む。

必要に応じて、詳細を添付図面「特定行為の施行方法を明らかにした平面図、立面図、断面図及び構造図」（規則第31条の7第2項）により示してもよい。

⑤関連行為の概要

「関連行為の概要」欄に、当該鉱物の掘採に伴い海底のかく乱につながり得る行為について、その種類、及びその施行方法を記入する（様式第8の参考の2（2））。こうした行為は、鉱物の掘採そのものではないが、当該実施場所における鉱物の掘採に伴う一連の行為のうち海底をかく乱する可能性のあるものであって、例えば工事中仮工作物の設置などが考えられる。

詳細については、添付図面「特定行為の施行方法を明らかにした平面図、立面図、断面図及び構造図」により示す（規則第31条の7第2項）。

⑥掘採跡地の取扱

「掘採跡地の取扱」欄に、当該鉱物の掘採を行った跡地である海底の取扱について記入する。こうした取扱としては原状回復が望ましいが、海底における鉱物の掘採については原状回復が容易ではないので、それに代わる掘採跡地の自然環境に対する影響を軽減・低減する措置などがあれば記入する（坑口の閉塞、モニタリングの継続など）。

必要に応じて、詳細を添付図面「特定行為の施行方法を明らかにした平面図、立面図、断面図及び構造図」（規則第 31 条の 7 第 2 項）により示してもよい。

（9）着手予定日・完了予定日

様式第 7-1 に準ずる様式の「予定日」欄に、当該鉱物の掘採の着手予定日及び完了予定日を記入する（規則第 31 条の 7 第 3 項）。当該実施場所において当該施行方法により、実際に鉱物を掘採する行為に着手し、また完了する予定日である。

（10）特定行為の自然環境に及ぼす影響

様式第 7-1 に準ずる様式の「特定行為の自然環境に及ぼす影響」欄に、「特定行為の実施場所及びその付近の状況」欄に記入する情報も踏まえ、当該鉱物の掘採の自然環境に及ぼす影響について検討、予測及び評価を行い、その結果（以下、「環境影響評価の結果」という）を記入する（規則第 31 条の 7 第 3 項、様式第 8 の参考の 3（4））。

まず、前述（7）の「特定行為の実施場所及びその付近の状況」欄に記入した海洋環境のベースライン情報を踏まえて、物理化学的環境（海底の形質等）と生物学的環境（生物など）への影響の評価を示す必要がある。前述（8）の「特定行為の施行方法」の記述を前提として、生じうる環境影響を特定し優先順位をつけ（スクリーニング、スコーピング）、その影響の性質と程度を予測して記入する（環境リスク評価）。生物学的環境については、とりわけ脆弱な固着性の種及び生物群集（冷水性サンゴ及びヒドロ虫類等）のような、特異な生態系の構成要素であって海底攪乱により影響を受けやすい生物やその生息環境（巻末の別表 1 を参照）がみられる場合には特に留意し、それに対する影響を慎重に考慮する必要がある。

次に、評価により明らかになった環境影響については、その防止・軽減・低減措置案を示す必要がある（様式第 8 の参考の 2（4））。防止・軽減・低減措置案として、例えば、鉱物の賦存状況に応じた必要最小限の範囲の掘採、その他環境への影響を軽減する施行方法の選択、汚染の防止、廃棄物の管理、継続的なモニタリングの実施、当該掘採の実施場所及びその周辺の海域を代表する環境への参照区域等の設定（モニタリング時に比較可能な区域）が考えられるが、これに限らない。防止・軽減・低減措置案については、前述（8）で解説した「特定行為の施行方法」欄の内容の中に入れて記入してもよい（様式第 8 の参考の 2（4））。

これら環境影響の評価及び防止・軽減・低減措置案のいずれについても、当該鉱物の掘採に伴う海底の形質の変更が、行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれの多寡を判断するために、海底の形質等の物理化学的環境と生物分布等の生物学的環境の両方について、適切な構成・内容により十分な情報が示されることが望ましい。こうした必要に応じて、この欄の記載については詳細資料を別紙としてもかまわない。具体的にどのような構成・内容が適切かについては、関連する国際機関（例えば国際海底機構（ISA））の定める規則・基準・ガイドライン等を考慮することが望ましい。

参考として、鉱物の掘採及び鉱物の探査にかかる環境影響評価の結果の構成・内容の例を巻末の別表2-2に示す。ただし、鉱物の掘採のうち石油・天然ガスの採掘は、一般にその他の海底の鉱物の採掘よりも自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが大きくないと考えられるので、掘採の実態に応じて、必要最低限の構成・内容に簡略化することができる（様式第8の参考の2（4））。

（11）特定行為を行う海底の区域等の自然環境の状況の監視に関する計画

届出書において「特定行為を行う海底の区域等の自然環境の状況の監視に関する計画」を示す必要がないので（様式第8の参考の2（5））、様式第7-1に準ずる様式に同欄は設けない。

（12）備考

様式第7-1に準ずる様式の「備考」欄に、他の法令の規定により、当該鉱物の掘採が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入する（様式第8の参考の（2））。鉱物の掘採については、鉱業法により経済産業大臣の許可を受けて設定される鉱業権（採掘権または試掘権）に基づいている必要がある（鉱業法第7条、同第21条第1項）、とりわけ特定鉱物の場合には特定開発者として選定された上での許可が必要とされている（鉱業法第39条第1項）。

なお、当該海域について何らかの権利を有する者がいる場合、その者との関係についても記入する（様式第8の参考の（2））。沖合の区域においては、当該鉱物の掘採が目的とするもの以外の鉱物を目的とする鉱業権が重複して設定され、また相対的に海岸に近い海域には漁業権が設定されうるが、それ以外の物権が設定されていることは通常は考えにくい。その他、海底パイプラインや海底電線が敷設されている場合があるので留意が必要である。

また、以前自然環境保全法の許可を受けたものに関するものにあつては、その旨及び許可処分の日付、番号、付された条件等を記入する（様式第8の参考の（2））。本手引で扱っている沖合海底自然環境保全地域にかかる許可に限らない。

さらに、申請者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その者が所属する団体（企業等）及び行為を行う人数を記入する（様式第8の参考の（2））。前述（3）で示したように、申請者は鉱物の掘採を行う事業の実施主体（発注者）であるから、それ以外に、実際に鉱物の掘採を行う船舶所有者や当該事業の請負業者がいる場合には、企業等の団体名とその所属のもとで鉱物の掘採に従事等する人数を記入する。

（13）届出書に添付する図面

届出書には、「特定行為の実施場所を明らかにした図面」（前述（6））、「特定行為の実施場所及びその付近の状況を明らかにした概況図」（前述（7）、写真は不要である）、「特定行為の施行方法を明らかにした平面図、立面図、断面図及び構造図」（前述（8））、「特定行為

に用いる船舶の外観を明らかにした写真」(前述(8))の4つの添付図面が必要である(規則第31条の7第2項、様式第8の参考の1)。それぞれ、すでに解説したように作成されたい。

(14) 用紙の大きさ

届出書は日本産業規格A 4で作成する(様式第8の参考の3)。

4. 4 鉱物の掘採（試掘）にかかる届出書の作成の手引

（1）総説

沖合海底自然環境保全地域の沖合海底特別地区に含まれない区域内において、特定行為のうち鉱物の掘採であって試掘（鉱業法第4条。以下4.4においては単に「鉱物の掘採」という）であるものを行おうとする場合には、次ページから掲げる様式第8及び様式第7-1に準ずる様式により届出書を提出する必要がある（様式第7-1は鉱物の掘採にかかる許可申請書の様式であるが、以下の解説にしたがい届出書において不要な項目を削除するなどして用いる）。これらの様式の記入内容について、以下（2）～（14）において解説する。

なお、沖合海底自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認められるときには、当該鉱物の掘採（試掘）が禁止・制限等される（法第35条の5第2項）ため、届出書の記入にあたり留意されたい。

様式第 8

沖合海底自然環境保全地域内特定行為届出書

自然環境保全法第 35 条の 5 第 1 項の規定により、「〇〇〇〇」沖合海底自然環境保全地域の区域のうち沖合海底特別地区に含まれない区域内において特定行為をいたしたく、次のとおり届けます。

年 月 日

申請者の住所及び氏名（記名押印又は署名）

（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名
（記名押印又は代表者の署名）

環境大臣 殿

（以下については、特定行為の種類ごとに様式第 7-1～3 に準ずることとする。）

様式第7-1 (注)

特定行為の種類	鉱物の掘採	
特定行為の目的		
特定行為の実施場所	東経	
	北緯	
	水深	
特定行為の実施場所及びその付近の状況		
特定行為の施行方法	特定行為に用いる船舶の概要	
	鉱物の種類及び掘採量	
	掘採設備(方法)	
	特定行為が行われる海底の面積	
	関連行為の概要	
	掘採跡地の取扱	
予 定 日	着 手	
	完 了	
特定行為の自然環境に及ぼす影響		
特定行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における当該特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視に関する計画		
備 考		

注：本様式は鉱物の掘採にかかる許可申請書の様式であるが、届出書においては、この様式に準じて不要な項目を削除するなどして用いる。

(参考)

- 1 規則第 31 条の 7 第 2 項により、申請書には、次に掲げる図面を添付する。
 - (1) 特定行為の実施場所を明らかにした図面
特定行為の実施場所の範囲（緯度経度等）を明らかにする図面で、石油・天然ガス以外の鉱物の掘採（採掘）を行う場合には、海底地形図を含めること。
 - (2) 特定行為の実施場所及びその付近の状況を明らかにした概況図及び写真（鉱物の掘採（採掘）を行う場合に限る。）
海底の状況を明らかにした概況図及び写真とすること。ただし、石油・天然ガスの掘採（採掘）の場合は、概況図のみでかまわない。
 - (3) 特定行為の施行方法を明らかにした平面図、立面図、断面図及び構造図
特定行為の施行に伴い設置する工作物や、使用する器具等の図面とすること。
 - (4) 特定行為に用いる船舶の外観を明らかにした写真
船舶全体の外観が明らかになるよう撮影された写真とすること。
- 2 届出書の記載にあたっては、次のことに注意する。
 - (1) 届出文の「 」の箇所には当該沖合海底自然環境保全地域の名称を記入すること。
 - (2) 「特定行為の目的」、「特定行為の実施場所及びその付近の状況」、「特定行為の施行方法」、「予定日」、「備考」欄の記載については、様式第 7-1～3 にそれぞれ準ずること。
なお、「特定行為の実施場所及びその付近の状況」に関して、石油・天然ガスの掘採（採掘）については、申請段階での現地調査を必須とはしない。また、海底の動植物の捕獲等については、現地調査や既存の文献・データ等を踏まえた海洋環境のベースラインの情報を必須とはしない。
 - (4) 鉱物の掘採の場合のみ「特定行為の自然環境に及ぼす影響」欄を設け、特定行為の自然環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を記入すること（別紙としてもかまわない。また、石油・天然ガス以外の鉱物の掘採（試掘）のうちごく小規模なもの及び石油・天然ガスの掘採（採掘及び試掘）については、簡略化可能）。
なお、評価により明らかになった環境影響について、その防止・軽減・低減措置案については、「特定行為の施行方法」欄又は本欄の内容の中に含めて記入すること。
 - (5) 石油・天然ガス以外の鉱物の掘採（採掘）の場合のみ「特定行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視に関する計画」欄も設け、鉱物の掘採着手より掘採終了後までの間における、特定行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視に関する計画を記入すること（別紙としてもかまわない）。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

(2) 沖合海底自然環境保全地域の名称

様式第7の申請文の「」の箇所に、当該鉱物の掘採を行おうとする沖合海底自然環境保全地域の名称を記入する。

(3) 住所及び氏名

特定行為をしようとする者の住所及び氏名を様式第8に記入する。法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入する（規則第31条の7第3項）。記名押印または署名が必要であり、法人の場合には記名押印または代表者の署名が必要である。特定行為をしようとする者は、当該鉱物の掘採を行う事業の実施主体（発注者）であり、実際に鉱物の掘採を行う船舶所有者や当該事業の請負業者ではないことに留意する。

(4) 特定行為の種類

様式第7-1に準ずる様式の「特定行為の種類」欄に、当該届出により行おうとしている特定行為の種類として「鉱物の掘採」を記載する（規則第31条の7第1項）。環境省Webページに掲載されている電子ファイルを用いる場合、同欄に「鉱物の掘採」と記載されているのを確認すれば足りる。

(5) 特定行為の目的

様式第7-1に準ずる様式の「特定行為の目的」欄に、当該鉱物の掘採を行う目的及び必要性を具体的に記入する（規則第31条の7第3項、様式第8の参考の2（2））。例えば、「特定開発者として経済産業大臣に許可された試掘権に基づき、〇〇海山付近において海底熱水鉱床の賦存状況、品質、開発の適否などを調査する試掘を行うため」のように記入する。我が国の沖合の区域においても、鉱物の掘採は経済産業大臣の許可を受けて設定される鉱業権（採掘権または試掘権）に基づいている必要がある（鉱業法第7条、同第21条第1項）、とりわけ特定鉱物の場合には特定開発者として選定された上での許可が必要とされているから（鉱業法第39条第1項）、これらの点を明記する（あらかじめ鉱業法上の許可等を得ている必要はないが、許可等の進捗状況は後述（12）「備考」に記入する）。

(6) 特定行為の実施場所

様式第7-1に準ずる様式の「特定行為の実施場所」欄に、当該鉱物の掘採を実施する場所の緯度・経度と水深を記入する（規則第31条の7第1項）（記入例1）。実施場所の記載については、当該鉱物の掘採を実際に行う地点が特定できることが必要であり、単に鉱区全体の位置等を求めるものではない。鉱物の掘採が一地点に限らない場合には、実施する予定の複数地点の緯度・経度及び水深を記入する（記入例2）、または、それらの地点が含まれる最小限の範囲を緯度・経度により示す（記入例3、4）。

記入例 1

東経〇〇度〇〇分〇〇秒 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒
水深 約 XX0 メートル

記入例 2

以下の各地点。
地点 1 東経〇〇度〇〇分〇〇秒 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒 水深 約 XX0 メートル
地点 2 東経〇〇度〇〇分〇〇秒 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒 水深 約 XX0 メートル
地点 3 東経〇〇度〇〇分〇〇秒 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒 水深 約 XX0 メートル

記入例 3

以下の各地点を結んだ範囲内。
・東経〇〇度〇〇分〇〇秒 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒
・東経〇〇度〇〇分〇〇秒 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒
・東経〇〇度〇〇分〇〇秒 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒
・東経〇〇度〇〇分〇〇秒 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒
水深 約 XX0 メートル～約 XX0 メートル

記入例 4

東経〇〇度〇〇分〇〇秒、北緯〇〇度〇〇分〇〇秒を基点とする半径〇カイリの範囲内。
水深 約 XX0 メートル

本項目にかかる添付図面として、「特定行為の実施場所を明らかにした図面」が必要である（規則第 31 条の 7 第 2 項）。この図面は、特定行為の実施場所の範囲（緯度経度等）を明らかにするものである（様式第 8 の参考の 1（1））。図面上には、前述の鉱物の掘採の実施場所の位置（地点または範囲）を明示する。この際、我が国の海岸線・領海線等¹³、当該沖合海底自然環境保全地域の区域（沖合海底特別地区の区域を含む）及び当該鉱区との相互の位置関係がわかるように示す。

また、この添付図面には海底地形図を含む必要はないが（様式第 8 の参考の 1（1））、沖合海底自然環境保全地域における保全対象の生態系が海底の地形に依存していることに鑑み、海山、熱水噴出域、湧水域、海溝、深海平原及び大陸斜面等の海底地形が等水深線や位置の表示等によりわかるようになっていることが望ましい。

これらの必要に応じて、添付図面内において広域的に実施場所の概略の位置を示す図面と、海底地形の詳細とともに実施場所の詳細な位置を示す図面に分けるなど、複数種の図面

¹³ 海岸線と領海線のほか排他的経済水域や大陸棚の境界線の表示が望ましいが、これらについて正確な境界線が分からなければ概略を示すか、または省略してかまわない。

を用いてもかまわない。

(7) 特定行為の実施場所及びその付近の状況

様式第7-1に準ずる様式の「特定行為の実施場所及びその付近の状況」欄に、当該鉱物の掘採を実施する地点・範囲及びその付近の海域における海底の形質、生息・生育する動植物等周辺の状況を示すために必要な事項を記入する（規則第31条の7第3項、様式第8の参考の2(2)）。具体的には、海洋環境のベースラインの情報として、海洋物理学、地質学、海洋化学、堆積物特性、生物群集、生物攪乱及び堆積作用等の情報を記入する（様式第8の参考の2(2)）。

海洋環境のベースライン情報は、後述の「特定行為の自然環境に及ぼす影響」を評価するために必要なものであって、海底の形質等の海洋物理化学的な状況と生物分布等の生物学的状況の両方を示すことが望ましい。まず、海洋物理化学的な状況として、実施場所とその付近の海域について海洋物理学（例：海流・水温等）、地質学（例：地形・地質等）、海洋化学（例：栄養塩類・金属等）、堆積物特性（例：堆積物の組成等）にかかる状況を情報源とともに示す。次に、生物学的な状況としては、実施場所とその付近の海域について生物群集（例：生物相・個体数・バイオマス等）、生物攪乱（例：生物による堆積物混合）、堆積作用（例：表層から深層への物質移動）にかかる状況を情報源とともに示す。特に、脆弱な固着性の種及び生物群集（冷水性サンゴ及びヒドロ虫類等）など、特異な生態系の構成要素であって海底攪乱により影響を受けやすい生物やその生息環境となる海底の形質（巻末の別表1を参照）がみられる場合には特に留意して記入する。なお、「特定行為の実施場所及びその付近の状況を明らかにした概況図及び写真」を添付する必要はない（規則第31条の7第2項、様式第8の参考の1(2)）。

これらの海洋環境のベースライン情報の情報源は、現地調査によることは必須ではなく、既存の文献・データ等を踏まえて記入する。

これら海洋環境のベースラインの情報は、当該鉱物の掘採に伴う海底の形質の変更が、行為を実施する海底の区域及びその周辺の海域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれの多寡を判断するためのものである。このため、後述(10)の「特定行為の自然環境に及ぼす影響」欄の記載と整合的な形で、海底の形質等の物理化学的な状況と生物分布等の生物学的な状況の両方について、適切な構成・内容により十分な情報が示されることが望ましい。こうした必要に応じて、この欄の記載については詳細資料を別紙としてもかまわない。具体的にどのような構成・内容が適切かについては、関連する国際機関（例えば国際海底機構（ISA））の定める規則・基準・ガイドライン等を考慮することが望ましい。

参考として、鉱物の掘採及び鉱物の探査にかかる海洋環境のベースライン情報の記入にかかる構成・内容の例を巻末の別表2-1に示す。

(8) 特定行為の施行方法

様式第7-1に準ずる様式の「特定行為の施行方法」の各欄に、鉱物の掘採を実施する方法について記入する(規則第31条の7第1項)。各欄の記述について、以下①～⑥のとおりである。

① 特定行為に用いる船舶の概要

「特定行為に用いる船舶の概要」欄に、当該鉱物の掘採に使用する船舶の国籍・船名・船舶総トン数・推進機関の種類及び馬力数・設備(電波機器等)の有無及びその種類を記入する(様式第8の参考の2(2))。鉱物の掘採に使用する船舶は、直接鉱物の掘採にかかる設備を搭載して採鉱・揚鉱等を行う船舶(ドリルシップ等)であるが、工船用仮工作物の設置等当該鉱物の掘採の関連行為に従事する船舶が特定できる場合には、その船舶についても記入する。AIS(自動船舶識別装置)、VMS(船舶監視システム)、LRIT(船舶長距離識別追跡)等の船舶の位置情報を確認できる電波機器については、その有無と種類を必ず記入する。なお、石油・天然ガスの試掘や採掘に用いる掘削リグやプラットフォームについても記入する。

本項目にかかる添付図面として、「特定行為に用いる船舶の外観を明らかにした写真」が必要である(規則第31条の7第2項)。船舶全体の外観が明らかになるように撮影された写真であることが必要であり(様式第8の参考の1(4))、船名標示、形状、色彩など船舶の同一性を判定するに足る情報を含むものが望ましい。

② 鉱物の種類及び掘採量

「鉱物の種類及び掘採量」欄に、当該鉱物の掘採が目的とする鉱物の種類と掘採量を記入する。

まず、鉱物の種類については、鉱業法の適用鉱物として同法に列記されている鉱物の名称のうち目的とするものを全て示す(鉱業法第3条)。我が国の沖合の区域では、石油・可燃性天然ガス(メタンハイドレートを含む)、海底熱水鉱床、コバルトリッチクラスト等の鉱物の掘採も想定されるが、これらは鉱業法上の特定鉱物に該当する。これらを目的として鉱物の掘採を行う場合には、鉱業法上の特定鉱物の名称を記入する(鉱業法第6条の2、鉱業法第6条の2の鉱物を定める政令)。

(特定鉱物)

第六条の二 この法律において「特定鉱物」とは、鉱物のうち石油、可燃性天然ガスその他国民経済上重要な鉱物であつてその合理的な開発が特に必要なものとして政令で定める鉱物をいう。

(鉱業法第6条の2)

鉱業法第六条の二の政令で定める鉱物は、次に掲げる鉱物とする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 一 海底又はその下に存在する熱水鉱床をなす金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、そう鉛鉱、すず鉱、アンチモニー鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、硫化鉄鉱、マンガン鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、ニッケル鉱、コバルト鉱、ウラン鉱、トリウム鉱及び重晶石 二 海底又はその下に存在する堆積鉱床をなす銅鉱、鉛鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、マンガン鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、ニッケル鉱及びコバルト鉱 三 アスファルト |
|---|

(鉱業法第6条の2の鉱物を定める政令)

掘採量については、当該鉱物の掘採において見込まれる掘採量を記入する。掘採量の見込みが確実でない場合には一定の幅のある記載でかまわない。当該鉱物の種類について通常用いられる単位（重量、体積）により記入する。

③掘採設備（方法）

「掘採設備（方法）」欄に、当該鉱物の掘採に用いる掘削・採鉱・揚鉱システムを構成する一連の設備を具体的に記入するとともに、それらの設備の機能による掘採方法について平易に説明する。こうした設備は鉱物の種類等により異なるが、例えば、動力に関する設備（例：エンジン等の動力源、動力伝達装置）、重量物の吊り上げ・吊り下げ設備（例：檣、巻揚機）、採鉱・掘削・底質の収集に関する設備（例：ドリルストリング、採鉱機・集鉱機、ボーリングマシン、コアラー等）、揚鉱・循環に関する設備（マリン・ライザー、ポンプ、エアリフト、バケット等）、その他の設備（噴出防止装置、ケーシング等）が考えられる。直接、掘採に関わらない補助的な設備（監視用 ROV、環境モニタリング機器等）についても主なものは記入する。

詳細については、添付図面「特定行為の施行方法を明らかにした平面図、立面図、断面図及び構造図」に示す（規則第31条の7第2項）。前述の掘削・採鉱・揚鉱システムを構成するものであって、特定行為の施行に伴い設置する工作物や、使用する器具等の図面とする（様式第8の参考の1（3））。

④特定行為が行われる海底の面積

「特定行為が行われる海底の面積」欄には、当該鉱物の掘採が行われることにより海底の形質変更が見込まれる面積を記入する。海底の形質変更は、海底そのものの自然の形状を変え、または自然の底質を変えることであり、例えば当該鉱物の掘採により海底の岩盤を破碎する面積、海底に設ける坑井の断面積などが典型的であるが、それに限らず掘採設備の設置・移動や相当量のブルーム等の堆積などに伴い想定される形質の変更の面積も含む。

必要に応じて、詳細を添付図面「特定行為の施行方法を明らかにした平面図、立面図、断面図及び構造図」（規則第31条の7第2項）により示してもよい。

⑤ 関連行為の概要

「関連行為の概要」欄に、当該鉱物の掘採に伴い海底のかく乱につながり得る行為について、その種類、及びその施行方法を記入する（様式第8の参考の2（2））。こうした行為は、鉱物の掘採そのものではないが、当該実施場所における鉱物の掘採に伴う一連の行為のうち海底をかく乱する可能性のあるものであって、例えば工事中仮工作物の設置などが考えられる。

詳細については、添付図面「特定行為の施行方法を明らかにした平面図、立面図、断面図及び構造図」により示す（規則第31条の7第2項）。

⑥ 掘採跡地の取扱

「掘採跡地の取扱」欄に、当該鉱物の掘採を行った跡地である海底の取扱について記入する。こうした取扱としては原状回復が望ましいが、海底における鉱物の掘採については原状回復が容易ではないので、それに代わる掘採跡地の自然環境に対する影響を軽減・低減する措置などがあれば記入する（坑口の閉塞など）。

（9）着手予定日・完了予定日

様式第7-1に準ずる様式の「予定日」欄に、当該鉱物の掘採の着手予定日及び完了予定日を記入する（規則第31条の7第3項）。当該実施場所において当該施行方法により、実際に鉱物を掘採する行為に着手し、また完了する予定日である。

（10）特定行為の自然環境に及ぼす影響

様式第7-1に準ずる様式の「特定行為の自然環境に及ぼす影響」欄に、「特定行為の実施場所及びその付近の状況」欄に記入する情報も踏まえ、当該鉱物の掘採の自然環境に及ぼす影響について検討、予測及び評価を行い、その結果（以下、「環境影響評価の結果」という）を記入する（規則第31条の7第3項、様式第8の参考の3（4））。

まず、前述（7）の「特定行為の実施場所及びその付近の状況」欄に記入した海洋環境のベースライン情報を踏まえて、物理化学的環境（海底の形質等）と生物学的環境（生物など）への影響の評価を示す必要がある。前述（8）の「特定行為の施行方法」の記述を前提として、生じうる環境影響を特定し優先順位をつけ（スクリーニング、スコーピング）、その影響の性質と程度を予測して記入する（環境リスク評価）。生物学的環境については、とりわけ脆弱な固着性の種及び生物群集（冷水性サンゴ及びヒドロ虫類等）のような、特異な生態系の構成要素であって海底攪乱により影響を受けやすい生物やその生息環境（巻末の別表1を参照）がみられる場合には特に留意し、それに対する影響を慎重に考慮する必要がある。

次に、評価により明らかになった環境影響については、その防止・軽減・低減措置案を示す必要がある（様式第8の参考の2（4））。防止・軽減・低減措置案として、例えば、鉱物の賦存状況に応じた必要最小限の範囲の掘採、その他環境への影響を軽減する施行方法の選択、汚染の防止、廃棄物の管理、継続的なモニタリングの実施、当該掘採の実施場所及び

その周辺の海域を代表する環境への参照区域等の設定（モニタリング時に比較可能な区域）が考えられるが、これに限らない。防止・軽減・低減措置案については、前述（８）で解説した「特定行為の施行方法」欄の内容の中に含めて記入してもよい（様式第８の参考の２（４））。

これら環境影響の検討、予測及び評価並びに防止・軽減・低減措置案のいずれについても、当該鉱物の掘採に伴う海底の形質の変更が、行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれの多寡を判断するために、海底の形質等の物理化学的環境と生物分布等の生物学的環境の両方について、適切な構成・内容により十分な情報が示されることが望ましい。こうした必要に応じて、この欄の記載については詳細資料を別紙としてもかまわない。具体的にどのような構成・内容が適切かについては、関連する国際機関（例えば国際海底機構（ISA））の定める規則・基準・ガイドライン等を考慮することが望ましい。

参考として、鉱物の掘採及び鉱物の探査にかかる環境影響評価の結果の構成・内容の例を巻末の別表２－２に示す。ただし、鉱物の掘採のうち試掘は、一般に採掘よりも自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが大きくないと考えられるので、収集する底質の量や海底の形質を変更する面積が僅かであるなど、ごく小規模な場合には、掘採の実態に応じて必要最低限の構成・内容に簡略化することができる（様式第８の参考の２（４））。

（11） 特定行為を行う海底の区域等の自然環境の状況の監視に関する計画

届出書において「特定行為を行う海底の区域等の自然環境の状況の監視に関する計画」を示す必要がないので（様式第８の参考の２（５））、様式第７－１に準ずる様式に同欄は設けない。

（12） 備考

様式第７－１に準ずる様式の「備考」欄に、他の法令の規定により、当該鉱物の掘採が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入する（様式第８の参考の（２））。鉱物の掘採については、鉱業法により経済産業大臣の許可を受けて設定される鉱業権（採掘権または試掘権）に基づいている必要がある（鉱業法第７条、同第２１条第１項）、とりわけ特定鉱物の場合には特定開発者として選定された上での許可が必要とされている（鉱業法第３９条第１項）。

なお、当該海域について何らかの権利を有する者がいる場合、その者との関係についても記入する（様式第８の参考の（２））。沖合の区域においては、当該鉱物の掘採が目的とするもの以外の鉱物を目的とする鉱業権が重複して設定され、また相対的に海岸に近い海域には漁業権が設定されうるが、それ以外の物権が設定されていることは通常は考えにくい。その他、海底パイプラインや海底電線が敷設されている場合があるので留意が必要である。

また、以前自然環境保全法の許可（本手引で扱っている沖合海底自然環境保全地域にかか

る許可に限らない。)を受けたものに関するものにあつては、その旨及び許可処分の日付、番号、付された条件等を記入する(様式第8の参考の(2))。

さらに、申請者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その者が所属する団体(企業等)及び行為を行う人数を記入する(様式第8の参考の(2))。前述(3)で示したように、申請者は鉱物の掘採を行う事業の実施主体(発注者)であるから、それ以外に、実際に鉱物の掘採を行う船舶所有者や当該事業の請負業者がいる場合には、企業等の団体名とその所属のもとで鉱物の掘採に従事等する人数を記入する。

(13) 届出書に添付する図面

届出書には、「特定行為の実施場所を明らかにした図面」(前述(6))、「特定行為の施行方法を明らかにした平面図、立面図、断面図及び構造図」(前述(8))、「特定行為に用いる船舶の外観を明らかにした写真」(前述(8))の3つの添付図面が必要である(規則第31条の7第2項、様式第8の参考の1)。それぞれ、すでに解説したように作成されたい。

(14) 用紙の大きさ

届出書は日本産業規格A4で作成する(様式第8の参考の3)。

4. 5 鉱物の探査にかかる届出書の作成の手引

(1) 総説

沖合海底自然環境保全地域の沖合海底特別地区に含まれない区域内において、特定行為のうち鉱物の探査であって集中的サンプリング探査法によるもの、すなわち底質を収集する機器を用いて底質を集中的に収集する方法による鉱物の探査（鉱業法施行規則第 44 条の 2。以下 4. 5 において単に「鉱物の探査」という）を行おうとする場合には、次ページから掲げる様式第 8 及び様式第 7-2 に準ずる様式により届出書を提出する必要がある（様式第 7-2 は鉱物の探査にかかる許可申請書の様式であるが、以下の解説にしたがい届出書において不要な項目を削除するなどして用いる）。これらの様式の記入内容について、以下 (2) ~ (13) において解説する。

なお、沖合海底自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認められるときには、当該鉱物の探査が禁止・制限等される（法第 35 条の 5 第 2 項）ため、届出書の記入にあたり留意されたい。

様式第 8

沖合海底自然環境保全地域内特定行為届出書

自然環境保全法第 35 条の 5 第 1 項の規定により、「〇〇〇〇」沖合海底自然環境保全地域の区域のうち沖合海底特別地区に含まれない区域内において特定行為をいたしたく、次のとおり届けます。

年 月 日

申請者の住所及び氏名（記名押印又は署名）

（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名
（記名押印又は代表者の署名）

環境大臣 殿

（以下については、特定行為の種類ごとに様式第 7-1～3 に準ずることとする。）

様式第7-2 (注)

特定行為の種類	鉱物の探査（集中的サンプリング探査法）	
特定行為の目的		
特定行為の実施場所	東経	
	北緯	
	水深	
特定行為の実施場所及びその付近の状況		
特定行為の施行方法	特定行為に用いる船舶の概要	
	鉱物の種類及び収集する底質の量	
	探査設備（方法）	
	特定行為が行われる海底の面積	
予 定 日	着 手	
	完 了	
特定行為の自然環境に及ぼす影響		
備 考		

注：本様式は鉱物の探査にかかる許可申請書の様式であるが、届出書においては、この様式に準じて不要な項目を削除するなどして用いる

(参考)

- 1 規則第 31 条の 7 第 2 項により、申請書には、次に掲げる図面を添付する。
 - (1) 特定行為の実施場所を明らかにした図面
特定行為の実施場所の範囲（緯度経度等）を明らかにする図面で、石油・天然ガス以外の鉱物の掘採（採掘）を行う場合には、海底地形図を含めること。
 - (2) 特定行為の実施場所及びその付近の状況を明らかにした概況図及び写真（鉱物の掘採（採掘）を行う場合に限る。）
海底の状況を明らかにした概況図及び写真とすること。ただし、石油・天然ガスの掘採（採掘）の場合は、概況図のみでかまわない。
 - (3) 特定行為の施行方法を明らかにした平面図、立面図、断面図及び構造図
特定行為の施行に伴い設置する工作物や、使用する器具等の図面とすること。
 - (4) 特定行為に用いる船舶の外観を明らかにした写真
船舶全体の外観が明らかになるよう撮影された写真とすること。

- 2 届出書の記載にあたっては、次のことに注意する。
 - (1) 届出文の「 」の箇所には当該沖合海底自然環境保全地域の名称を記入すること。
 - (2) 「特定行為の目的」、「特定行為の実施場所及びその付近の状況」、「特定行為の施行方法」、「予定日」、「備考」欄の記載については、様式第 7-1～3 にそれぞれ準ずること。
なお、「特定行為の実施場所及びその付近の状況」に関して、石油・天然ガスの掘採（採掘）については、申請段階での現地調査を必須とはしない。また、海底の動植物の捕獲等については、現地調査や既存の文献・データ等を踏まえた海洋環境のベースラインの情報を必須とはしない。
 - (4) 鉱物の掘採の場合のみ「特定行為の自然環境に及ぼす影響」欄を設け、特定行為の自然環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を記入すること（別紙としてもかまわない。また、石油・天然ガス以外の鉱物の掘採（試掘）のうちごく小規模なもの及び石油・天然ガスの掘採（採掘及び試掘）については、簡略化可能）。
なお、評価により明らかになった環境影響について、その防止・軽減・低減措置案については、「特定行為の施行方法」欄又は本欄の内容の中に含めて記入すること。
 - (5) 石油・天然ガス以外の鉱物の掘採（採掘）の場合のみ「特定行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視に関する計画」欄も設け、鉱物の掘採着手より掘採終了後までの間における、特定行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視に関する計画を記入すること（別紙としてもかまわない）。

- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

(2) 沖合海底自然環境保全地域の名称

様式第8の届出文の「」の箇所に、当該鉱物の探査を行おうとする沖合海底自然環境保全地域の名称を記入する（様式第8の参考の2（2））。

(3) 住所及び氏名

特定行為をしようとする者の住所及び氏名を様式第8に記入する。法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入する（規則第31条の7第3項）。記名押印または署名が必要であり、法人の場合には記名押印または代表者の署名が必要である。特定行為をしようとする者は、鉱物の探査を行う事業の実施主体（発注者）であり、実際に鉱物の探査を行う船舶所有者や当該事業の請負業者ではないことに留意する。

(4) 特定行為の種類

様式第7-2に準ずる様式の「特定行為の種類」欄に、当該届出により行おうとしている特定行為の種類として「鉱物の探査（集中的サンプリング探査法）」を記載する（規則第31条の7第1項）。環境省Webページに掲載されている電子ファイルを用いる場合、同欄に「鉱物の探査（集中的サンプリング探査法）」と記載されているのを確認すれば足りる。

(5) 特定行為の目的

様式第7-2に準ずる様式の「特定行為の目的」欄に、当該鉱物の探査を行う目的及び必要性を具体的に記入する（規則第31条の7第3項、様式第8の参考の2（2））。例えば、「経済産業大臣から探査の許可を受けて、〇〇海山付近において海底熱水鉱床の開発に必要な地質構造等を調査するため」のように記入する。我が国の沖合の区域において、鉱物の探査は経済産業大臣の許可を受ける必要があるから（鉱業法第100条の2第1項）、これらの点を明記する（あらかじめ鉱業法上の許可等を得ている必要はないが、許可等の進捗状況は、後述(11)「備考」に記入する）。

(6) 特定行為の実施場所

様式第7-2に準ずる様式の「特定行為の実施場所」欄に、当該鉱物の探査を実施する場所の緯度・経度と水深を記入する（規則第31条の7第1項）（記入例1）。鉱物の探査が一地点に限られない場合には、実施する予定の複数地点の緯度・経度及び水深を記入する（記入例2）、または、それらの地点が含まれる最小限の範囲を緯度・経度により示す（記入例3）。

記入例1

東経〇〇度〇〇分〇〇秒 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒 水深 約 XX0 メートル
--

記入例 2

以下の各地点。

地点 1 東経〇〇度〇〇分〇〇秒 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒 水深 約 XX0 メートル

地点 2 東経〇〇度〇〇分〇〇秒 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒 水深 約 XX0 メートル

地点 3 東経〇〇度〇〇分〇〇秒 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒 水深 約 XX0 メートル

記入例 3

以下の各地点を結んだ範囲内。

・東経〇〇度〇〇分〇〇秒 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒

・東経〇〇度〇〇分〇〇秒 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒

・東経〇〇度〇〇分〇〇秒 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒

・東経〇〇度〇〇分〇〇秒 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒

水深 約 XX0 メートル～約 XX0 メートル

記入例 4

東経〇〇度〇〇分〇〇秒、北緯〇〇度〇〇分〇〇秒を基点とする半径〇カイリの範囲内。

水深 約 XX0 メートル

本項目にかかる添付図面として、「特定行為の実施場所を明らかにした図面」が必要である（規則第 31 条の 7 第 2 項）。この図面は、特定行為の実施場所の範囲（緯度経度等）を明らかにするものである（様式第 8 の参考の 1（1））。図面上には、前述の鉱物の探査の実施場所の位置（地点または範囲）を明示する。この際、我が国の海岸線・領海線等¹⁴及び当該沖合海底自然環境保全地域の区域（沖合海底特別地区の区域を含む）との相互の位置関係がわかるように示す。

この添付図面には海底地形図を含む必要はないが（様式第 8 の参考の 1（1））、沖合海底自然環境保全地域における保全対象の生態系が海底の地形に依存していることに鑑み、海山、熱水噴出域、湧水域、海溝、深海平原及び大陸斜面等の主要な海底地形の概略が位置の表示等によりわかるようになっていることが望ましい。

必要に応じて、添付図面内において広域的に実施場所の概略の位置を示す図面と、海底地形の詳細とともに実施場所の詳細な位置を示す図面に分けるなど、複数種の図面を用いてもかまわない。

（7）特定行為の実施場所及びその付近の状況

様式第 7 - 2 に準ずる様式の「特定行為の実施場所及びその付近の状況」欄に、当該鉱物

¹⁴ 海岸線と領海線のほか排他的経済水域や大陸棚の境界線の表示が望ましいが、これらについて正確な境界線が分からなければ概略を示すか、または省略してかまわない。

の探査を実施する地点・範囲及びその付近の海域における海底の形質、生息・生育する動植物等周辺の状況を示すために必要な事項を記入する（規則第31条の7第3項、様式第8の参考の2（2））。具体的には、海洋環境のベースラインの情報として、海洋物理学、地質学、海洋化学、堆積物特性、生物群集、生物攪乱及び堆積作用等の情報を記入する（様式第8の参考の2（2））。

海洋環境のベースライン情報は、後述の「特定行為の自然環境に及ぼす影響」を評価するために必要なものであって、海底の形質等の海洋物理化学的な状況と生物分布等の生物学的状況の両方を示すことが望ましい。まず、海洋物理化学的な状況として、実施場所とその付近の海域について海洋物理学（例：海流・水温等）、地質学（例：地形・地質等）、海洋化学（例：栄養塩類・金属等）、堆積物特性（例：堆積物の組成等）にかかる状況を情報源とともに示す。次に、生物学的な状況としては、実施場所とその付近の海域について生物群集（例：生物相・個体数・バイオマス等）、生物攪乱（例：生物による堆積物混合）、堆積作用（例：表層から深層への物質移動）にかかる状況を情報源とともに示す。特に、脆弱な固着性の種及び生物群集（冷水性サンゴ及びヒドロ虫類等）など、特異な生態系の構成要素であって海底攪乱により影響を受けやすい生物やその生息環境となる海底の形質（巻末の別表1を参照）がみられる場合には特に留意して記入する。なお、「特定行為の実施場所及びその付近の状況を明らかにした概況図及び写真」を添付する必要はない（規則第31条の7第2項、様式第8の参考の1（2））。

これらの海洋環境のベースライン情報の情報源は、現地調査によることは必須ではなく、既存の文献・データ等を踏まえ記入する（様式第8の参考の2（2））。

これら海洋環境のベースラインの情報は、海底の形質等の物理化学的な状況と生物分布等の生物学的な状況の両方について、適切な構成・内容により十分な情報が示されることが望ましい。こうした必要に応じて、この欄の記載については詳細資料を別紙としてもかまわない。具体的にどのような構成・内容が適切かについては、関連する国際機関（例えば国際海底機構（ISA））の定める規則・基準・ガイドライン等を考慮することが望ましい。

参考として、鉱物の掘採及び鉱物の探査にかかる海洋環境のベースライン情報の記入にかかる構成・内容の例を巻末の別表2-1に示す。

（8）特定行為の施行方法

様式第7-2に準ずる様式の「特定行為の施行方法」の各欄に、鉱物の探査を実施する方法について記入する（規則第31条の7第1項）。各欄の記述について、以下①～④のとおりである。

①特定行為に用いる船舶の概要

「特定行為に用いる船舶の概要」欄に、当該鉱物の探査に使用する船舶の国籍・船名・船舶総トン数・推進機関の種類及び馬力数・設備（電波機器等）の有無及びその種類を記

入する。鉱物の探査に使用する船舶は、直接鉱物の探査にかかる設備を搭載して集中サンプリング探査法による探査を行う船舶（調査船等）である。AIS（自動船舶識別装置）、VMS（船舶監視システム）、LRIT（船舶長距離識別追跡）等の船舶の位置情報を確認できる電波機器については、その有無と種類を必ず記入する。

本項目にかかる添付図面として、「特定行為に用いる船舶の外観を明らかにした写真」が必要である（規則第31条の7第2項）。船舶全体の外観が明らかになるように撮影された写真であることが必要であり（様式第8の参考の1（4））、外観について船名標示、形状、色彩など船舶の同一性を判定するに足る情報を含むものが望ましい。

② 鉱物の種類及び収集する底質の量

「鉱物の種類及び収集する底質の量」欄に、まず、当該鉱物の探査が目的とする鉱物の種類を記入する。鉱業法の適用鉱物として同法に列記されている鉱物の名称のうち目的とするものを全て示す（鉱業法第3条）。我が国の沖合の区域では、石油・可燃性天然ガス（メタンハイドレートを含む）、海底熱水鉱床、コバルトリッチクラスト等の開発も想定されるが、これらは鉱業法上の特定鉱物に該当する。これらを目的として鉱物の探査を行う場合には、鉱業法上の特定鉱物の名称を記入する（鉱業法第6条の2、鉱業法第6条の2の鉱物を定める政令）。

（特定鉱物）

第六条の二 この法律において「特定鉱物」とは、鉱物のうち石油、可燃性天然ガスその他国民経済上重要な鉱物であつてその合理的な開発が特に必要なものとして政令で定める鉱物をいう。

（鉱業法第6条の2）

鉱業法第六条の二の政令で定める鉱物は、次に掲げる鉱物とする。

- 一 海底又はその下に存在する熱水鉱床をなす金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、そう鉛鉱、すず鉱、アンチモニー鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、硫化鉄鉱、マンガン鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、ニッケル鉱、コバルト鉱、ウラン鉱、トリウム鉱及び重晶石
- 二 海底又はその下に存在する堆積鉱床をなす銅鉱、鉛鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、マンガン鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、ニッケル鉱及びコバルト鉱
- 三 アスファルト

（鉱業法第6条の2の鉱物を定める政令）

次に、収集する底質の量については、当該鉱物の探査において収集が見込まれる底質の量を記入する。収集の量の見込みが確実でない場合には一定の幅のある記載でかまわない。当該鉱物の種類にかかる探査において通常用いられる単位（重量、体積）により記入する。

③探査設備（方法）

「探査設備」欄に、当該鉱物の探査に用いる探査システムを構成する一連の設備を具体的に記入するとともに、それらの設備の機能による探査の方法について平易に説明する。こうした設備は鉱物の種類等により異なるが、例えば、底質の収集に関する設備（ボーリングマシン、コアラー、グラブ採泥器、ドレッジ等）、その他の設備（動力源、動力伝達装置等）が考えられる。直接、底質の収集に関わらない設備（音響測深システム、カメラ等）についても主なものは記入する。

詳細については、添付図面「特定行為の施行方法を明らかにした平面図、立面図、断面図及び構造図」（規則第31条の7第2項）に示す。前述の探査システムを構成するものであって、探査に伴い設置する工作物や、使用する器具等の図面とする（様式第8の参考の1（3））。

④特定行為が行われる海底の面積

「特定行為が行われる海底の面積」欄に、当該鉱物の探査が行われることにより海底の形質変更が見込まれる面積を記入する。海底の形質変更は、海底そのものの自然の形状を変え、または自然の底質を変えることであり、例えば鉱物の探査により直接底質を収集する面積などが典型的であるが、それに限らず探査設備（ボーリングマシン等）の設置や相当量のブルーム等の堆積などに伴い想定される形質の変更の面積も含む。

必要に応じて、詳細を添付図面「特定行為の施行方法を明らかにした平面図、立面図、断面図及び構造図」により示してもよい（規則第31条の7第2項）。

（9）着手予定日・完了予定日

様式第7-2に準ずる様式の「予定日」欄に、当該鉱物の探査の着手予定日及び完了予定日を記入する（規則第31条の7第3項）。当該実施場所において当該施行方法により、実際に鉱物を探査する行為に着手し、また完了する予定日である。

（10）特定行為の自然環境に及ぼす影響

届出書においては、「特定行為の自然環境に及ぼす影響」を示す必要がないので（様式第8の参考の2（4））、様式第7-2に準ずる様式に同欄を設けない。

（11）備考

様式第7-2に準ずる様式の「備考」欄に、他の法令の規定により、当該鉱物の探査が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入する（様式第8の参考の（2））。鉱物の探査については経済産業大臣の許可を受ける必要がある（鉱業法第100条の2第1項）。

なお、当該海域について何らかの権利を有する者がいる場合、その者との関係についても記入する（様式第8の参考の（2））。沖合の区域においては鉱業権が設定され、相対的に海

岸に近い海域には漁業権が設定されうるが、それ以外の物権が設定されていることは通常は考えにくい。その他、海底パイプラインや海底電線が敷設されている場合があるので留意が必要である。

また、以前自然環境保全法の許可（本手引で扱っている沖合海底自然環境保全地域にかかる許可に限らない。）を受けたものに関するものにあつては、その旨及び許可処分の日付、番号、付された条件等を記入する（様式第8の参考の（2））。

さらに、申請者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その者が所属する団体（企業等）及び行為を行う人数を記入する（様式第8の参考の（2））。前述（3）で示したように、申請者は鉱物の探査を行う事業の実施主体（発注者）であるから、それ以外に、実際に鉱物の探査を行う船舶所有者や当該事業の請負業者がいる場合には、企業等の団体名とその所属のもとで鉱物の掘採に従事等する人数を記入する。

（12）届出書に添付する図面

届出書には、「特定行為の実施場所を明らかにした図面」（前述（6））、「特定行為の施行方法を明らかにした平面図、立面図、断面図及び構造図」（前述（8））、「特定行為に用いる船舶の外観を明らかにした写真」（前述（8））の3つの添付図面が必要である（規則第31条の7第2項、様式第8の参考の1）。それぞれ、すでに解説したように作成されたい。

（13）用紙の大きさ

届出書は、日本産業規格A4で作成する（様式第8の参考の3）。

4. 6 海底の動植物の捕獲等にかかる届出書の作成の手引

(1) 総説

沖合海底自然環境保全地域の沖合海底特別地区に含まれない区域内において、特定行為のうち海底の動植物の捕獲等（海底に生息し、または生育する動植物を捕獲し、または採取することであって、海底に生息し、または生育する動植物の捕獲又は採取の用に供される物を、海底または海底に定着する動植物に断続的または継続的に接した状態で動力船によりえい航する方法によるもの。以下4. 6においては単に「海底の動植物の捕獲等」という）を行おうとする場合には、次ページから掲げる様式第8及び様式第7-3に準ずる様式により届出書を提出する必要がある（様式第7-3は海底の動植物の捕獲等にかかる許可申請書の様式であるが、以下の解説にしたがい届出書において不要な項目を削除するなどして用いる）。これらの様式の記入内容について、以下(2)～(13)において解説する。

なお、沖合海底自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認められるときには、当該海底の動植物の捕獲等が禁止・制限等される（法第35条の5第2項）ため、届出書の記入にあたり留意されたい。

様式第 8

沖合海底自然環境保全地域内特定行為届出書

自然環境保全法第 35 条の 5 第 1 項の規定により、「〇〇〇〇」沖合海底自然環境保全地域の区域のうち沖合海底特別地区に含まれない区域内において特定行為をいたしたく、次のとおり届けます。

年 月 日

申請者の住所及び氏名（記名押印又は署名）

（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名
（記名押印又は代表者の署名）

環境大臣 殿

（以下については、特定行為の種類ごとに様式第 7-1～3 に準ずることとする。）

様式第7-3 (注)

特定行為の種類	海底の動植物の捕獲等 (海底に生息し、又は生育する動植物を捕獲し、又は採取することであって、海底に生息し、又は生育する動植物の捕獲又は採取の用に供される物を、海底又は海底に定着する動植物に断続的又は継続的に接した状態で動力船によりえい航する方法によるもの)	
特定行為の目的		
特定行為の実施場所	東経	
	北緯	
	水深	
特定行為の実施場所及びその付近の状況		
特定行為の施行方法	特定行為に用いる船舶の概要	
	えい航の方法	
	捕獲等しようとする動植物の種及び数量	
	えい航する捕獲等の用に供される物	
	特定行為が行われる海底の面積	
	関連行為の概要	
予 定 日	着 手	
	完 了	
特定行為の自然環境に及ぼす影響		
備 考		

注：本様式は海底の動植物の捕獲等にかかる許可申請書の様式であるが、届出書においては、この様式に準じて不要な項目を削除するなどして用いる。

(参考)

- 1 規則第31条の7第2項により、申請書には、次に掲げる図面を添付する。
 - (1) 特定行為の実施場所を明らかにした図面
特定行為の実施場所の範囲（緯度経度等）を明らかにする図面で、石油・天然ガス以外の鉱物の掘採（採掘）を行う場合には、海底地形図を含めること。
 - (2) 特定行為の実施場所及びその付近の状況を明らかにした概況図及び写真（鉱物の掘採（採掘）を行う場合に限る。）
海底の状況を明らかにした概況図及び写真とすること。ただし、石油・天然ガスの掘採（採掘）の場合は、概況図のみでかまわない。
 - (3) 特定行為の施行方法を明らかにした平面図、立面図、断面図及び構造図
特定行為の施行に伴い設置する工作物や、使用する器具等の図面とすること。
 - (4) 特定行為に用いる船舶の外観を明らかにした写真
船舶全体の外観が明らかになるよう撮影された写真とすること。
- 2 届出書の記載にあたっては、次のことに注意する。
 - (1) 届出文の「 」の箇所には当該沖合海底自然環境保全地域の名称を記入すること。
 - (2) 「特定行為の目的」、「特定行為の実施場所及びその付近の状況」、「特定行為の施行方法」、「予定日」、「備考」欄の記載については、様式第7-1～3にそれぞれ準ずること。
なお、「特定行為の実施場所及びその付近の状況」に関して、石油・天然ガスの掘採（採掘）については、申請段階での現地調査を必須とはしない。また、海底の動植物の捕獲等については、現地調査や既存の文献・データ等を踏まえた海洋環境のベースラインの情報を必須とはしない。
 - (4) 鉱物の掘採の場合のみ「特定行為の自然環境に及ぼす影響」欄を設け、特定行為の自然環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を記入すること（別紙としてもかまわない。また、石油・天然ガス以外の鉱物の掘採（試掘）のうちごく小規模なもの及び石油・天然ガスの掘採（採掘及び試掘）については、簡略化可能）。
なお、評価により明らかになった環境影響について、その防止・軽減・低減措置案については、「特定行為の施行方法」欄又は本欄の内容の中に含めて記入すること。
 - (5) 石油・天然ガス以外の鉱物の掘採（採掘）の場合のみ「特定行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視に関する計画」欄も設け、鉱物の掘採着手より掘採終了後までの間における、特定行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視に関する計画を記入すること（別紙としてもかまわない）。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(2) 沖合海底自然環境保全地域の名称

様式第8の届出文の「」の箇所に、当該海底の動植物の捕獲等を行おうとする沖合海底自然環境保全地域の名称を記入する（様式第8の参考の2（2））。

(3) 住所及び氏名

特定行為をしようとする者の住所及び氏名を様式第8に記入する。法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入する（規則第31条の7第3項）。記名押印または署名が必要であり、法人の場合には記名押印または代表者の署名が必要である。特定行為をしようとする者は、海底の動植物の捕獲等を行う事業の実施主体であり（例：漁業者等）、雇用関係（家族労働を含む）などにより捕獲等に従事する者（例：漁業従事者等）ではないことに留意する。

(4) 特定行為の種類

様式第7-3に準ずる様式の「特定行為の種類」欄に、当該届出により行おうとしている特定行為の種類として「海底の動植物の捕獲等（海底に生息し、又は生育する動植物を捕獲し、又は採取することであつて、海底に生息し、又は生育する動植物の捕獲又は採取の用に供される物を、海底又は海底に定着する動植物に断続的又は継続的に接した状態で動力船によりえい航する方法によるもの）」を記載する（規則第31条の7第1項）。環境省Webページに掲載されている電子ファイルを用いる場合、同欄にこの旨が記載されているのを確認すれば足りる。

(5) 特定行為の目的

様式第7-3に準ずる様式の「特定行為の目的」欄に、当該海底の動植物の捕獲等を行う目的及び必要性を具体的に記入する。例えば、「農林水産大臣から指定漁業の許可を受けた沖合底びき網漁業の操業として、〇〇、〇〇等の底生魚類を捕獲するため」のように記入する。我が国の沖合の区域において、海底の動植物の捕獲等が漁業にかかるものの場合には、通常、許可漁業として農林水産大臣または都道府県知事の許可を受ける必要があるから（漁業法第52条、同第65条等（改正漁業法（平成30年法律第75号）における第36条、同第57条等））、これらの点を明記する（あらかじめ漁業法上の許可等を得ている必要はないが、許可等の進捗状況は後述(11)「備考」に記入する）。

(6) 特定行為の実施場所

様式第7-3に準ずる様式の「特定行為の実施場所」欄に、当該海底の動植物の捕獲等を実施する場所の緯度・経度と水深を記入する（規則第31条の7第1項）。海底の動植物の捕獲等の実施場所は地点で示すことは難しいので、実施場所が含まれる最小限の範囲を緯度・経度により示す（記入例1、2）。

記入例 1

以下の各地点を結んだ範囲内。

- ・ 東経〇〇度〇〇分〇〇秒 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒
 - ・ 東経〇〇度〇〇分〇〇秒 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒
 - ・ 東経〇〇度〇〇分〇〇秒 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒
 - ・ 東経〇〇度〇〇分〇〇秒 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒
- 水深 約 XX0 メートル～約 XX0 メートル

記入例 2

東経〇〇度〇〇分〇〇秒、北緯〇〇度〇〇分〇〇秒を基点とする半径〇カイリの範囲内。
水深 約 XX0 メートル

本項目にかかる添付図面として、「特定行為の実施場所を明らかにした図面」が必要である（規則第 31 条の 7 第 2 項）。この図面は、特定行為の実施場所の範囲（緯度経度等）を明らかにするものである（様式第 8 の参考の 1（1））。図面上には、前述の海底の動植物の捕獲等の実施場所の位置を明示する。この際、我が国の海岸線・領海線等¹⁵及び当該沖合海底自然環境保全地域の区域（沖合海底特別地区の区域を含む）との相互の位置関係がわかるように示す。

この添付図面には海底地形図を含む必要はないが（様式第 8 の参考の 1（1））、沖合海底自然環境保全地域における保全対象の生態系が海底の地形に依存していることに鑑み、可能な限り、海山、熱水噴出域、湧水域、海溝、深海平原及び大陸斜面等の主要な海底地形の概略が位置の表示等によりわかるようになっていることが望ましい。

これらの必要に応じて、添付図面内において広域的に実施場所の概略の位置を示す図面と、海底地形の詳細とともに実施場所の詳細な位置を示す図面に分けるなど、複数種の図面を用いてもかまわない。

（7）特定行為の実施場所及びその付近の状況

様式第 7－3 に準ずる様式の「特定行為の実施場所及びその付近の状況」欄に、当該海底の動植物の捕獲等の実施場所及びその付近の海域における海底の形質、生息・生育する動植物等周辺の状況を示すために必要な事項を記入する（規則第 31 条の 7 第 3 項、様式第 8 の参考の 2（2））。

まず、海底の形質としては、実施場所とその付近の海底の地形と地質について示す。次に、生物分布としては、実施場所とその付近の海底において確認された生物の種類について示す。特に、脆弱な固着性の種及び生物群集（冷水性サンゴ及びヒドロ虫類等）など、特異な

¹⁵ 海岸線と領海線のほか排他的経済水域や大陸棚の境界線の表示が望ましいが、これらについて正確な境界線が分からなければ概略を示すか、または省略してかまわない。

生態系の構成要素であって海底攪乱により影響を受けやすい生物やその生息環境となる海底の形質（巻末の別表 1 を参照）がみられる場合には特に留意して記入する。この欄の記載は、現地調査や既存の文献・データ等を踏まえた海洋環境のベースライン情報である必要はなく（様式第 8 の参考の 1（2））、特定行為を行おうとする者が既知の情報を記入するだけでかまわない。なお、「特定行為の実施場所及びその付近を明らかにした概況図及び写真」を添付する必要はない（規則第 31 条の 7 第 2 項、様式第 8 の参考の 1（2））。

記入例

1. 海底の形質

実施場所は、地形的には〇〇海山の山頂（東経〇度〇分〇秒北緯〇度〇分〇秒）から南側に至る斜面の一部であり、同斜面は地質上〇〇岩からなる岩盤が多いが、実施場所は相対的に平坦であり一部に砂質の海底がみられる。

2. 海底に生息・生育する動植物

実施場所の海底では〇〇、〇〇などの底生魚類が捕獲される。実施場所の西方〇キロメートルの〇〇海山斜面の海底では、〇年〇月の操業中にサンゴ類や海綿類が多く捕獲されたことがある（東経〇度〇分〇秒北緯〇度〇分〇秒）。

（8）特定行為の施行方法

様式第 7 - 3 に準ずる様式の「特定行為の施行方法」の各欄に、当該海底の動植物の捕獲等を実施する方法について記入する（規則第 31 条の 7 第 1 項）。各欄の記述について、以下①～⑧のとおりである。

①特定行為に用いる船舶の概要

「特定行為に用いる船舶の概要」欄に、当該海底の動植物の捕獲等に使用する船舶の国籍・船名・船舶総トン数・推進機関の種類及び馬力数・設備（電波機器等）の有無及びその種類のほか、船舶の漁船登録番号及び許可漁業（漁業法第 52 条、同第 65 条等（改正漁業法（平成 30 年法律第 75 号）における第 36 条、同第 57 条等）などに関する許認可の情報（許認可番号、操業区域、操業期間、漁業根拠地、漁獲物等陸揚港）も記入する（様式第 8 の参考の 2（2））。なお、許認可の情報については、様式に記入する代わりに許可証等の写しを提出することもできる（様式第 8 の参考の 2（2））。複数の船舶で 1 つの物をえい航する場合（例：2 艘底びき網漁業）、複数の船舶で 1 つの特定行為を行おうとする場合（例：船団による漁業）には、全ての船舶について記入する。AIS（自動船舶識別装置）、VMS（船舶監視システム）等の船舶の位置情報を確認できる電波機器については、その有無と種類を必ず記入する。

本項目にかかる添付図面として、「特定行為に用いる船舶の外観を明らかにした写真」が必要である（規則第 31 条の 7 第 2 項）。船舶全体の外観が明らかになるように撮影され

た写真であることが必要であり（様式第8の参考の1（4））、船名標示、形状、色彩など船舶の同一性を判定するに足る情報を含むものが望ましい。

②えい航の方法

「えい航の方法」欄には、当該海底の動植物の捕獲等において、えい航する捕獲等の用に供される物とその数（例：底びき網、3統）、えい航する船舶の隻数（例：網1統につき2隻、合計6隻）、えい航するときの平均的な速度（例：約〇〇ノット）、1日あたりの平均的なえい航時間（例：〇〇時間）、その他漁法（例：2艘曳き、かけ廻し、オッタートロール）や曳網方法（例：着底曳）¹⁶について記述する。詳細については、必要に応じて、添付図面「特定行為の施行方法を明らかにした平面図、立面図、断面図及び構造図」（規則第31条の7第2項）に示してもよい。

③捕獲等しようとする動植物の種及び数量

「捕獲等しようとする動植物の種及び数量」欄に、当該行為によって捕獲等しようとする動植物の種類、捕獲等が見込まれる数量を記入する。捕獲等の数量の見込みが確実でない場合には一定の幅のある記載でかまわない。当該動植物について通常用いられる単位（重量等）により記入する。

④えい航する捕獲等の用に供される物

「えい航する捕獲等の用に供される物」欄に、当該海底の動植物の捕獲等においてえい航する捕獲等の用に供される物（底びき網等）の種類、構造、サイズ・重量などの詳細を記入する。例えば、底びき網については、網は袖網・袋網などからなり、開口部は浮子網・沈子網で結着され、手網・曳網によりえい航されるなどの構造を示し、各部のサイズ（特に海底に接触する部分の幅など）、網の目の大きさ、全体の重量を記入する。海底との接触緩和措置が講じられていれば記入する。詳細については、添付図面「特定行為の施行方法を明らかにした平面図、立面図、断面図及び構造図」に示す（規則第31条の7第2項）。この添付図面は、漁具図（漁具カタログに掲載されている図面を含む）でもかまわない。

⑤特定行為が行われる海底の面積

「特定行為が行われる海底の面積」欄に、当該海底の動植物の捕獲等により見込まれる海底の形質変更の面積を記入する。海底の形質変更は、海底そのものの自然の形状を変え、または自然の底質を変えることであり、ここでは、主にえい航する捕獲等の用に供される物（底びき網等）によって掃過された面積がこれに該当する（海底に接触する部分の幅とえい航された距離により算出される）。同じ実施場所を繰り返し掃過する場合には、延べ

16

面積を示す。

⑥関連行為の概要

「関連行為の概要」欄に、当該海底の動植物の捕獲等に伴い海底のかく乱につながり得る行為があれば、その種類、及びその施行方法を具体的に記入する（様式第8の参考の2（2））。

（9）着手予定日・完了予定日

様式第7-3に準ずる様式の「予定日」欄に、当該海底の動植物の捕獲等の着手（投網）予定日及び完了（揚網）予定日を記入する（規則第31条の7第3項）。当該実施場所において当該施行方法により、実際に海底の動植物の捕獲等に着手し、また完了する予定日である。

（10）特定行為の自然環境に及ぼす影響

届出書においては、「特定行為の自然環境に及ぼす影響」を示す必要がないので（様式第8の参考の2（4））、様式第7-3に準ずる様式に同欄を設けない。

（11）備考

様式第7-3に準ずる様式の「備考」欄に、他の法令の規定により、当該海底動植物の捕獲等が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入する（様式第8の参考の（2））。海底の動植物の捕獲等が漁業にかかるもの場合には、通常、許可漁業として農林水産大臣または都道府県知事の許可を受ける必要がある（漁業法第52条、同第65条等（改正漁業法（平成30年法律第75号）における第36条、同第57条等））。

なお、当該海域について何らかの権利を有する者がいると分かっている場合、その者との関係についても記入する（様式第8の参考の（2））。沖合の区域においては鉱業権が設定され、相対的に海岸に近い海域には漁業権が設定されうるが、それ以外の物権が設定されていることは通常は考えにくい。その他、海底パイプラインや海底電線が敷設されている場合があるので留意が必要である。

また、以前自然環境保全法の許可（本手引で扱っている沖合海底自然環境保全地域にかかる許可に限らない。）を受けたものに関するものにあつては、その旨及び許可処分の日付、番号、付された条件等を記入する（様式第8の参考の（2））。

さらに、申請者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その者が所属する団体（企業等）及び行為を行う人数を記入する（様式第8の参考の（2））。前述（3）で示したように、申請者は、海底の動植物の捕獲等を行う事業の実施主体であるから（漁業者や組合・企業等）、それ以外に、雇用関係（家族労働を含む）などにより捕獲等に従事する者（漁業従事者等）がいる場合には、企業等の団体名（家族労働の場合にはその旨を記入すれば足りる）とその

所属のもとで海底の動植物の捕獲等に従事する人数を記入する。

(12) 届出書に添付する図面

届出書には、「特定行為の実施場所を明らかにした図面」(前述(6))、「特定行為の施行方法を明らかにした平面図、立面図、断面図及び構造図」(前述(8))、「特定行為に用いる船舶の外観を明らかにした写真」(前述(8))の3つの添付図面が必要である(規則第31条の7第2項、様式第8の参考の1)。それぞれ、すでに解説したように作成されたい。

(13) 用紙の大きさ

届出書は日本産業規格A4で作成する(様式第8の参考の3)。

別表

別表 1 特異な生態系の構成要素であって海底攪乱により影響を受けやすいものと保全上の留意点

1. 脆弱で低回復な種及び生物群集の生息環境として重要なもの

低成長で成熟等に時間がかかり、移動能力等が低い脆弱な生物種や生物群集は、攪乱に対して非常に脆弱であり、一度攪乱を受けると容易に回復しないあるいは回復が不可能であることから、海底への攪乱により影響を受けやすい。

(1) 脆弱な固着性の種及び生物群集

冷水性サンゴやヒドロ虫類、海綿類、大型の固着性原生動物など他の生物の生息場所となる構造体(礁や群集域)を形成する生物であり、以下が挙げられる。

- ・花虫綱のうち八放サンゴ類(ウミエラ目、ウミトサカ目、ヤギ目など)
- ・花虫綱のうち六放サンゴ類(イシサンゴ目、クロサンゴ目など)
- ・ヒドロ虫綱のうちヒドロサンゴ目
- ・海綿類(カイロウドウケツなどのガラス海綿類等)
- ・大型の固着性原生動物(ゼノフィオフォア)や無脊椎動物(コケムシ類など)により形成される構造体に依存する生物群集

脆弱な固着性の種及び生物群集は長寿命・低成長で成熟等に時間がかかり、固着性で移動能力が小さいため、攪乱に対して非常に脆弱である。

これらの固着性の種・生物群集が提供する生物基盤の構造体は他の種の隠れ場や生息場となるため、多様な種が見られることがある。

(2) 海山(特に比高が大きく山頂水深が浅いもの)

脆弱な固着性の種及び生物群集は、幼生の着底や採餌に有利な海山の斜面の地形に生息する。特に比高が大きく山頂水深が浅い海山はこうした地形が豊富であり、攪乱による影響を受けやすい。

また、比高が大きな海山は地形・水深の変化に応じて生物相が変化するなど種や生態系の多様性が高い。

(3) 斜面の地形が顕著に集中・発達している海域

海山以外でも、斜面の地形が顕著に集中・発達している場所は、脆弱な固着性の種及び生物群集の生息環境となるため、攪乱による影響を受けやすい。

(4) 深海平原の貧栄養で安定した環境

深海平原は全般に非常に貧栄養で安定した環境であり、どの海域においても生物群集が脆弱で攪乱による影響を受けやすい。

2. 固有性・唯一性が高い種及び生物群集の生息環境として重要なもの

特定の海域にのみ生息する固有な生物種や生物群集は、その場が失われると回復が不可能であることから、海底への攪乱により影響を受けやすい。

(1) 熱水噴出域(熱水噴出孔生物群集)

熱水噴出域(熱水噴出孔生物群集)は化学合成生態系であり、非常に特異で唯一性が高い生態系であって、攪乱によりその場が失われると回復が不可能である。

同じ地理的グループに属する熱水噴出域のうち、固有種の生息が確認されている、種の多様性が高い、個体群サイズや遺伝的連続性の観点から幼生分散のソースと考えられるものは重要である。

(2) 湧水域(湧水生物群集)

湧水域(湧水生物群集)は、化学合成生態系であり、非常に特異で唯一性が高い生態系であって、攪乱によりその場が失われると回復が不可能である。

同じ地理的グループに属する湧水域のうち、固有種の生息が確認されている、種の多様性が高い、個体群サイズや遺伝的連続性の観点から幼生分散のソースと考えられるものは重要である。

(3) 鯨骨生物群集

鯨骨生物群集は、海底に沈んだ鯨遺骸周辺に形成され、化学合成生態系であり固有性の高い生物相を有しているため、攪乱によりその場が失われると回復が不可能である。

(4) 海溝底

海溝底は、堆積物が多くバイオマスが大きい環境であり、また水深が非常に深いことにより他から隔離された場所であるため、超深海の環境に適応した固有性・唯一性の高い生物(貝類、ナマコ類、端脚類等)が生息する。攪乱によりその場が失われると回復が不可能である。

(5) 固有種や特異な生物群集

固有種や特異な生物群集が確認されている海域は、攪乱によりその場が失われると回復が不可能である。

3. 絶滅危惧種の生息環境として重要なもの

すでに人為的な要因等により絶滅のおそれのある種の生息場は、攪乱により回復が困難であることから、海底への攪乱により影響を受けやすい。

絶滅危惧種の生息場

絶滅危惧種の産卵域・群集域、固着性の絶滅危惧種の生息域は、その場が失われると攪乱からの回復が困難である。

別表 2-1 特定行為（鉱物の掘採及び鉱物の探査）にかかる海洋環境のベースライン情報の構成・内容（参考例）

構成の例	内容の例
<p>1. 物理化学的状況（海底の形質等）の説明</p> <p>1) 海洋物理学的な状況</p> <p>2) 地質学的な状況</p> <p>3) 海洋化学的な状況</p> <p>4) 堆積物特性</p> <p>5) その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実施場所及びその付近の海底の形質等の物理化学的状況について詳細を記述。 ・1) の海洋物理学的な状況の記述は、当該鉱物の掘採や探査にともなうプルームの潜在的影響を推定し、また海底地形の情報とあいまって生物分布を予測するためのもの。例えば、実施場所付近の様々な水深、特に海底近くにおける海流・水温・濁度・堆積速度・波浪などの海洋学的な事項のほか、水塊構造、排出プルームの影響水深における物理パラメーター測定、粒子濃度と組成などの記述が内容として考えられる。 ・2) の地質学的な状況は、環境の不均一性を把握するためのもの。例えば、実施場所付近の海底の地形・地質の詳細な記述であって、地形の特徴、鉱物資源や岩盤の性質・分布がわかるもの（鉱物の採掘の場合には、添付図面として高解像度の地図データを示すなど）が内容として考えられる。 ・3) の海洋化学的な状況の記述は、当該鉱物の掘採や探査が、海水の含有物や生態系のプロセスに及ぼす影響を評価するためのもの。例えば、実施場所付近の様々な水深、特に海底近くにおける栄養塩類や金属のほか（特に当該鉱物の掘採や探査で放出されるものを考慮）、粒子の沈降水量、水温、溶解気体の分布等の記述が内容として考えられる。 ・4) の堆積物特性の記述は、当該鉱物の掘採や探査によるプルームの挙動を予測し、また堆積物組成に対する影響を予測するためのもの。例えば、堆積物の組成、間隙水の分布、粒度、堆積物力学などの堆積物の物理学的・化学的特性（重力、密度、強度、酸化・嫌気状態の変化を含む）の記述が内容として考えられる。 ・必要に応じて、5) その他の物理化学的な状況（自然災害、騒音・光害、温室効果ガス等）について記述。 ・1) ～5) の記述にあたり、脆弱な固着性の種及び生物群集（冷水性サンゴ及びヒドロ虫類等）など、特異な生態系の構成要素であって海底攪乱により影響を受けやすい生物の生息環境となる海底の形質（別表 1 を参照）がみられる場合には特に留意する。
<p>2. 生物学的状況（生物分布等）の説明</p> <p>1) 生物群集の状況</p> <p>2) 生物攪乱</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実施場所及びその付近の生物分布等の生物学的状況について詳細を記述。 ・1) の生物群集の状況の記述は、当該鉱物の掘採や探査が底生生物等に及ぼす潜在的影響を評価するために、生物群集の

構成の例	内容の例
3) 堆積作用 4) その他	<p>自然の状態を把握するもの。例えば、生物相、個体数、バイオマス、群集レベルの解析、連続性、栄養段階の関係、レジリエンス、生態系の機能及び時間的変動性について記述（これらに関連する海底地形、水深、海底特性、堆積物特性等の記述を含む）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該鉱物の掘採や探査によって影響が及ぶ可能性がある範囲（例：プルームが呼ぶ範囲）の海底付近に生息する底生生物（例：メガファウナ、マクロファウナ、メイオフアウナ、ミクロファウナ、底生腐食性生物、鉱物上に生息する生物）について十分に記述。脆弱な固着性の種及び生物群集（冷水性サンゴ及びヒドロ虫類等）など、特異な生態系の構成要素であって海底攪乱により影響を受けやすい生物やその生息環境となる海底の形質（別表1を参照）がみられる場合には特に留意する。 ・また、表層や中深層の生物については、海底付近の生物と関連するなどの必要に応じて記述。 ・さらに、生態系レベルの研究結果を要約して記述（生物の初期の生活史の段階、加入、行動学的な情報を考慮）。 ・2)の生物攪乱の記述は、当該鉱物の掘採や探査による影響を評価するための基礎情報として、自然の状態における堆積速度を把握するもの。例えば、生物による堆積物の混合など生物攪乱（bioturbation）の速度の記述が内容として考えられる。 ・3)の堆積作用の記述は、当該鉱物の掘採や探査による影響（プルームの影響）を評価するための基礎情報として、底生生物の餌供給の上で重要な表層から深層へのフラックスを把握するもの。例えば、表層から深層への物質の移動や組成の時系列データ（季節変動の把握）の記述が内容として考えられる。

注1：予防的アプローチ、優れた実務慣行（GIP）、利用可能な最善の科学的根拠（BASE）、利用可能な最善の技術（BAT）にしたがって記入されることが望ましい。

注2：本別表は、海底熱水鉱床、コバルトリッチクラスト、マンガン団塊を念頭に置いたものであり、他の鉱物には妥当しない部分がありうる。実態に応じて調整の上で参考にされたい。

別表 2-2 特定行為（鉱物の掘採及び鉱物の探査）にかかる環境影響評価の結果の構成・内容（参考例）

構成の例	内容の例
<p>1. 物理化学的環境への影響の評価と防止・軽減・低減措置の案</p> <p>1) 影響のカテゴリー</p> <p>2) 海洋物理学的な環境への影響と防止・軽減・低減措置</p> <p>3) 地質学的な環境への影響と防止・軽減・低減措置</p> <p>4) 海洋化学的な環境への影響と防止・軽減・低減措置</p> <p>5) その他</p>	<p>・「特定行為の実施場所及びその付近の状況」欄においてベースライン情報が特定された海底の形質等の物理化学的環境について、影響の評価と防止・軽減・低減措置を記載する。</p> <p>・具体的には、例えば、1) 一般的な影響のカテゴリーについて述べた上で、2) 海洋物理学的な環境、3) 地質学的な環境、4) 海洋化学的な環境のそれぞれについて、以下を説明する。</p> <p>①潜在的な影響の性質（例：底質の除去、プルームの発生）と範囲</p> <p>②影響の防止・軽減・低減措置の案（例：鉱物の賦存状況に応じた必要最小限の範囲の掘採・探査、その他環境への影響を防止・軽減・低減する施行方法の選択、汚染の防止、廃棄物の管理、継続的なモニタリングの実施、当該掘採・探査の実施場所及びその周辺の海域を代表する環境への参照区域等の設定（モニタリング時））</p> <p>③避けられない影響</p> <p>・脆弱な固着性の種及び生物群集（冷水性サンゴ及びヒドロ虫類等）など、海底攪乱により影響を受けやすい生物やその生息環境（別表 1 を参照）への影響と防止・軽減・低減措置については特に留意し、慎重に考慮して記述する。</p> <p>・「特定行為の施行方法」の記載により必要な情報が示されている場合には、それを引用または指示すれば足りる。</p>
<p>2. 生物学的環境への影響の評価と防止・軽減・低減措置の案</p> <p>1) 影響のカテゴリー</p> <p>2) 生物群集への影響と防止・軽減・低減措置</p> <p>3) 生態系レベルの影響と防止・軽減・低減措置</p> <p>4) その他</p>	<p>・「特定行為の実施場所及びその付近の状況」欄においてベースライン情報が特定された生物分布等の生物学的環境（海底付近の底生の無脊椎動物・魚類、生態系・群集など）について、影響の評価と防止・軽減・低減措置を記載する。</p> <p>・具体的には、例えば、1) 一般的な影響のカテゴリーについて述べた上で、2) 生物群集（主に海底付近に生息する底生生物）、3) 生態系レベルのそれぞれについて、以下を説明する。</p> <p>① 潜在的な影響の性質（例：生息環境の除去、生物自体の損傷、プルームの発生、騒音・光害）と範囲</p> <p>②影響の防止・軽減・低減措置の案（例：鉱物の賦存状況に応じた必要最小限の範囲の掘採・探査、その他環境への影響を軽減する施行方法の選択、汚染の防止、廃棄物の管理、継続的なモニタリングの実施、当該掘採・探査</p>

構成の例	内容の例
	<p>海域を代表する環境への参照区域等の設定（モニタリング時）</p> <p>③避けられない影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脆弱な固着性の種及び生物群集（冷水性サンゴ及びヒドロ虫類等）など、海底攪乱により影響を受けやすい生物やその生息環境（別表1を参照）への影響と防止・軽減・低減措置については特に留意し、慎重に考慮して記述する。 ・4) その他においては、必要に応じて累積的な影響等について記述する。 ・「特定行為の施行方法」の記載により必要な情報が示されている場合には、それを引用または指示すれば足りる。
3. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・その他に偶発的な事故と自然災害への対応、環境マネジメントシステム、監視計画（鉱物の掘採の場合のみ必要）との関連についての概略を、必要に応じて記述。

注1：予防的アプローチ、優れた実務慣行（GIP）、利用可能な最善の科学的根拠（BASE）、利用可能な最善の技術（BAT）にしたがって記入されることが望ましい。

注2：本別表は、海底熱水鉱床、コバルトリッチクラスト、マンガン団塊を念頭に置いたものであり、他の鉱物には妥当しない部分がありうる。実態に応じて調整の上で参考にされたい。

別表 2-3 環境モニタリング計画に含まれる事項（参考例）

- ・当該鉱物の掘採によって影響を受ける可能性のある海域
- ・満たすべき環境目標・環境基準
- ・環境マネジメントシステム、環境ポリシー
- ・当該鉱物の掘採における環境影響の評価
- ・当該影響の重大性の評価、防止・軽減・低減措置案、管理手法
- ・モニタリング計画案と全体的アプローチ、基準、プロトコル、方法、手続きの説明（順応的管理の手法を含む）
- ・モニタリングのための当該掘採の実施場所を代表する環境への参照区域等の設定
- ・モニタリングの詳細（頻度、データ収集、時間的空間的配置及びモニタリング設備）
- ・計画が、優れた実務慣行（GIP）、利用可能な最善の技術（BAT）、利用可能な最善の科学的根拠（BASE）に準拠することの説明
- ・計画の実行性担保
- ・優れた実務慣行（GIP）、利用可能な最善の技術（BAT）に従った技術の説明
- ・廃棄物の取扱の詳細
- ・掘採跡地の取扱の詳細
- ・報告の要件及びそのタイミングの詳細

注1：本別表は、海底熱水鉱床、コバルトリッチクラスト、マンガン団塊を念頭に置いたものであり、他の鉱物には妥当しない部分がありうる。実態に応じて調整の上で参考にされたい。

注2：「モニタリングの詳細」にかかるデータ収集の項目については、別表 2-4 を参照。

別表 2-4 環境モニタリング計画におけるモニタリングの項目（参考例）

<p>鉱物の掘採の活動中に観測する項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・採鉱・掘削に用いる設備（集鉱機等）が海底を移動した跡の幅、長さ、形状 ・集鉱機等による堆積物や岩石への貫入の深さ、水平面のかく乱状況 ・集鉱機等によって掘採される物質の量と種類 ・集鉱機等により鉱物から分離された堆積物の比率、廃棄された物質のサイズ組成、操業プルームの規模・形状、プルームの軌跡と広がり ・操業プルームが広がる範囲、堆積厚、堆積物がなくなる距離 ・船上から排出されるプルームの量、排水に含まれる粒子の濃度と組成、排出物の化学的・物理的特性、表層・中層・海底における排出プルームの挙動
<p>鉱物の掘採の活動後に観測する項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・操業プルームや排出プルームの影響を受けた場所の再堆積厚、岩石の破片 ・底生生物群集の個体数・生物相、堆積のあった場所での鍵種の行動の変化 ・鉱物の掘採の実施場所とその付近における底生生物群集の分布、個体数、生物相の変化（回復速度を含む） ・実施場所付近にあり操業プルーム・排出プルーム等の攪乱を受けない海域における底生生物群集の変化 ・鉱物の掘採中の排出プルームの排出水深における海水の特性の変化と、その水深及びそれ以深における生物の行動変化 ・鉱物の掘採による地形変化を示した地図 ・操業プルーム・排出プルームによる再堆積を受けた底生生物（優占種）の体内の金属含有レベル ・鉱物の掘採の実施場所とその付近を代表する環境への参照区域等の設定 ・流体フラックスや熱水環境の変化に対する生物の反応 ・海流や循環の変化に対する生物の反応

注1：本別表は、海底熱水鉱床、コバルトリッチクラスト、マンガン団塊を念頭に置いたものであり、他の鉱物には妥当しない部分がありうる。実態に応じて調整の上で参考にされたい。

注2：鉱物の掘採のうち試掘については、当該鉱物の掘採の活動が終了した後の監視（モニタリング）は計画に含めなくてよい。この場合には本表下段の項目は参考にならない。

別表 3-1 特定行為（海底の動植物の捕獲等）にかかる海洋環境のベースライン情報の構成・内容（参考例）

構成の例	内容の例
<p>1. 海底の形質の説明</p> <p>1) 地形の概況</p> <p>2) 地質の概況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該海底の動植物の捕獲等の実施場所及びその付近の海底の形質（地形の概況、地質の概況）について詳細を記述。 ・脆弱な固着性の種及び生物群集（冷水性サンゴ及びヒドロ虫類等）など、特異な生態系の構成要素であって海底攪乱により影響を受けやすい生物の生息環境となる海底の形質（別表 1 を参照）がみられる場合には特に留意する。
<p>2. 海底の生物分布の説明</p> <p>1) 脆弱な固着性の種及び生物群集の分布</p> <p>2) その他の生物分布</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該海底の動植物の捕獲等の実施場所及びその付近の海底の生物分布について詳細を記述。海底において確認されている生物の種類と確認地点を示す。 ・脆弱な固着性の種及び生物群集（冷水性サンゴ及びヒドロ虫類等）など、特異な生態系の構成要素であって海底攪乱により影響を受けやすい生物（別表 1 を参照）が確認されている場合には特に留意する。

注：予防的アプローチ、利用可能な最善の科学的根拠（BASE）にしたがって記入されることが望ましい。

別表 3-2 特定行為（海底の動植物の捕獲等）にかかる環境影響評価の結果の構成・内容（参考例）

構成の例	内容の例
<p>1. 海底の形質への影響の評価と防止・軽減・低減措置の案</p> <p>1) 影響の評価</p> <p>2) 影響の防止・軽減・低減措置の案</p> <p>3) 避けられない影響</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「特定行為の実施場所及びその付近の状況」欄においてベースライン情報が特定された海底の形質について、以下1)～3)を説明。 ・1)の影響の評価には、例えば、当該捕獲等の施行方法で示した、えい航する捕獲等の用に供される物（底びき網等）の掃過による海底地形の改変と、その範囲を記述する。 ・2)の影響の防止・軽減・低減措置の案には、例えば、えい航する捕獲等の用に供される物（底びき網等）の海底との接触の緩和、捕獲等の実施場所の限定などを記述する。 ・3)避けられない影響については、前述2)の措置によっては避けられないと考えられる影響を記述する。 ・脆弱な固着性の種及び生物群集（冷水性サンゴ及びヒドロ虫類等）など、特異な生態系の構成要素であって海底攪乱により影響を受けやすい生物の生息環境（別表1を参照）となる海底の形質への影響については特に留意し、慎重に考慮して記述する。 ・「特定行為の施行方法」の記載により必要な情報が示されている場合には、それを引用または指示すれば足りる。
<p>2. 海底の生物への影響の評価と防止・軽減・低減措置の案</p> <p>1) 影響の評価</p> <p>2) 影響の防止・軽減・低減措置の案</p> <p>3) 避けられない影響</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「特定行為の実施場所及びその付近の状況」欄においてベースライン情報が特定された生物分布について、以下1)～3)を説明。 ・1)の影響の評価には、潜在的な影響の性質と範囲、例えばえい航する捕獲等の用に供される物（底びき網等）の掃過による生息環境の除去・改変や生物自体の除去・損傷とその範囲を記述する。 ・2)影響の防止・軽減・低減措置の案には、例えば、脆弱な固着性の種及び生物群集が一定量混獲された場合の通報、その場合の当該沖合海底特別地区など一定の区域における捕獲等の暫定的な停止について記述する。 ・3)避けられない影響については、前述2)の措置によっては避けられないと考えられる影響を記述する。 ・脆弱な固着性の種及び生物群集（冷水性サンゴ及びヒドロ虫類等）など、特異な生態系の構成要素であって海底攪乱により影響を受けやすい生物やその生息環境（別表

構成の例	内容の例
	<p>1を参照)への影響については特に留意し、慎重に考慮して記述する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特定行為の施行方法」の記載により必要な情報が示されている場合には、それを引用または指示すれば足りる。

注：予防的アプローチ、利用可能な最善の科学的根拠（BASE）にしたがって記入されることが望ましい。

沖合海底自然環境保全地域における許可申請書類等作成の手引

令和2年5月

環境省自然環境局自然環境計画課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

Tel. 03-5521-8274

Fax. 03-3591-3228